

41

124

平田篤胤先生著

印度藏志

第壹輯

平篤胤先生肖像



(所者小野村胤信氏)

研窮藏經。雖僧家少矣。干茲大壑居士。數閱藏
典。搜索諸派之宗源。啓發單傳之禪本。遂撰述
印度藏志二十五卷。挑日月之真燈。拂古今之
妄闇。實是末運之曇華也。蓋欲使諸宗之徒。歸
入少室直指之道。撰述藏志。豈非遠大之願力。
能所致乎。吾門其誰得不隨喜焉。仍準西天維
摩居士。唐土東坡居士等類。贈與居士之二字。
以代祝讚。自今愈無疲倦。普爲後世。教外之道。

可弘通者也。

天保十一庚子年十一月吉祥日

永平寺禹隣叟

鎮德寺覺巖馬

贈與

東華大壑居士

印度藏志卷之一稿

大壑 平篤胤撰述

○印度國俗品上第一

此の品篇の本文は、總て玄奘比丘が西域記第二の卷ある説の、印度藏を見るに、先づ早く知らずには有るまじき條々を摭ひ集めて、解き辨ふに便宜く、別に次第を立て載せり

玄奘西域記云、天竺之稱異議糾紛。舊云身毒。或曰賢豆。今從正音宜云印度。印度之人隨地稱國。殊方異俗。遙舉總名。語其所美。謂之印度。印度者。唐云月月有多名。斯其一稱。

此記は、もろこし唐の太宗が、貞觀三年と云ひける年の八月に、玄奘彼の國を發て、印度國に至り、其國々を大抵は見巡り、貞觀十九年と云ける年の正月に唐土に歸りて見聞たる事どもを記集めて、其の王に奉れる記なれば、古くは是より外に、正しく委き物は有ること無し、但し此記流布の本、及び鐵眼本ともに、互に誤字あり、今は二本を校合して、此品の本文ともなし、また次々の注にも引つ、然れど尙何ぞや

所思ゆる事の無きにしも非ず、稀には他書に引たるを、校して引たる文も有り、其は己が見たる二本の外に、なほ宋板、高麗板あり、諸書に其本どもを引たるも多し、見む人々の異なるを不審かる事勿れ

此は阿毘曇心論の音義にも、天竺、或言身毒、或言賢豆、皆訛也、正言印度、印度者、日月、月有千名、斯一稱也、一説云、賢豆、本名、因陀羅婆陀那、此云主處也、以天帝所護、故號之耳、とあり、大涅槃經俱舍論等の音義も此に同じ、悉曇藏明燈抄に、天竺亦云天毒、亦云身毒、亦云天豆、亦云印度、楚夏有異、相傳不同、或云印度者、是天帝之一名也、其地天帝常守護、故以爲名也、とも云へり

本文また此の音義に、印度とは云、月、とある説に依るときは、下文に、北廣南狹形如半月、とある國形に因りて號たるあり、

然るを本書に自説を註して、言諸群生、輪廻不息、無明長夜、無有司晨、其猶白日既隱、宵燭斯繼、雖有星光之眼、豈如朗月之明、荷綠斯致、因而譬月、良以其土、聖賢繼軌、導凡御物、如月照臨、由是義、故謂之印度、と云ひ音義にも、彼土聖賢相繼、開悟群生、照臨如月、因以名也、と云るは附會なり、若實にさる意ならむには、月を以て號けむよりは、日を以て號くべき物をや、光明、日爲上、とは阿舍經に佛祖も常に言るをや、佛者の

附會大抵かくの如し、惑ふへからず、

また音義の一説に本名、因陀羅婆陀那、此云主處、云々、とある説に依るときは、天帝釋の所護ある國なり、と云ふ義を以て負たる號と聞ゆれば、印度と云は、因陀羅婆陀那、此畧稱なり、

因陀羅は、帝釋の名にて、主とも帝とも譯せり、婆陀那は處の義と聞ゆ、帝釋のことは、第三品に註ふべし、

さて身毒、賢豆ともに、印度の訛なりと言へば、共にエムドと唱へ、天竺はチエンドと唱ふべし、

身賢ともに、唐音はエン、天はチエン、なればなり、毒竺ともに、トの音あることは言ふも更なり、天竺をまた天篤、天毒なども書等に見ゆ、但し音を正しく云ときは、如此なれど、チエンドと唱へむこと、耳遠ければ、常には言なれたる儘に、テンゾと唱へむに難なかるべく、今、今の西洋人は、印度を訛りて、應帝亞と云ふ、

但し此は、本文の有がまに、姑く解るなれど、なほ説あり、其は第四品、四大河の處に註ふを見べし、○隨地稱國、殊方異俗、とは、印度にては、一地一境ごとに、大小を論せず、某國と稱して、唐土にて、州郡縣と置く制とは、異なる由を云へるなり、○遙舉總

名云々とは、五天竺内の國々いと多く、各々其名は異れども、其の總名を云ふときは、印度といふを美號として、稱する由なり。

但し是、また唐土にては、定まれる國號なく、世々の王ごもの起れる故國の名を弘めて、周より起れるは周と稱し、漢より起れるは漢と稱して、いと紛らはしきには、似ざる事を、心に含みて、羨める文意ありげに聞ゆるは、己が意の思ひなしにや、見む人つらく思ふべし。

印度種姓族類群分、而婆羅門特爲清貴、從其雅稱、傳以成俗、無云經界之別、總謂婆羅門國焉。

印度國の種姓族類の群分せること、謂ゆる四姓を始め、佛籍ごものに散見して、今盡く計ふるに暇非ず、また然しも要なき事なれば、惣て漏しつ、

但し四姓の事のみは、次品に委しく説き辨ふを見べし、
 借しか諸姓の多かる中に、婆羅門種を殊に清貴となす由緒は、此の種族は、始めて世間を成立せる、大梵王の子、梵天の苗胤にて、世々其稱を襲ひ來るに因り、

こは義淨三藏が寄歸内法傳に、五天之地、皆以婆羅門爲貴勝、凡有座席並不與餘、三姓同行、自外、雜類故宜遠矣、とある三姓は利利、毘舍、首陀の三姓にて、此の中に、利利

は王種なるすら、同席同行せずと云へるを以ても、婆羅門を貴勝と爲ること知られたり、なほ次品に委く云ふを見よ、

また其の稱を雅として、總聖の號にも負たる由は、婆羅門てふ語は、梵天の梵と同語なるが故なり、

かの内法傳にも、印度說之爲月、雖有斯理、未是通稱、五天之地、皆曰婆羅門國と云ひ、其餘の書等にも、多く婆羅門國と見えたり、

此等の事の起原を知らむと欲するには、まづ彼國太古の傳説、大梵王の事より、明し辨へずては、知がたし、然るは、其古傳説の主旨を云は、大虛空上に、大梵天とも、梵自在天とも、大自在天とも稱ふ無始無終の天界ありて、其の界に、大梵王とも、那羅延天とも、摩醯首羅天とも稱する、大主宰の天神ありて、是また無始無終の神なるが、無より有を出して、此の世間を成立し、人種は更に云はず、万物をも化生せる故に、世間衆生の祖神なりと語り傳へ來れり、

大梵王を仁王般若經には、大靜王とあり、靜は梵の譯語なること、下に註ふが如し、其は提婆論に、摩醯首羅論師、說梵王、那羅延、摩醯首羅、一體三分所有一切、命非命者、皆從自在天生、從自在天滅、自在天、身者、虛空、是頭、日月、是眼、地、是身、河海、是尿、山丘、是糞、火

是熱風是命一切衆生是身肉蟲自在天常生一切物云云

提婆論を精しくは提婆菩薩釋楞伽經中外道小乘涅槃論といふ一切經藏に收れり提婆とは龍猛論師が弟子ありし迦那提婆論師ありさて此の文今本は文義通じ難き事ども有れば中論の疎に引たると校合して引たり其心して見べし○今舉たる傳へは大梵自在天王の大地万物の本祖主宰たる大徳を語り傳へたる古説の遺に残れるにて西戎籍に盤古氏之左右目爲日月毛髮爲草木頭手足爲五岳泣爲江河氣爲風聲爲雷云々あと謂へるに能く似たり一偏に寓言とのみ勿見くたしそ實には天地世界此の神の神靈に頼りて成れりと云ふ傳あればかく傳へたるも意味ある説あり俱舍論の光記に自在天出過三界有三身一法身遍充法界二報身居自在天三化身隨形六道種々教化と云へる法身は即ち今引く文の趣きあり

また摩陀羅論師説自在天造作衆生那羅延言我造一切物我於一切衆生中最勝我生一切世間有命無命物若人至心以水草華果供養我不失彼人彼人不失我云々また本生安茶論師説本無日月星辰及地唯有大水時大安茶生如鷄子周匝金色時熱破爲二段一段在上作天一段在下作地彼二中間生梵天名一切衆生祖公作一切有命無命

物云々

此傳は西戎籍に世の初めを語りて天地渾沌如雞子盤古生其中万八千歲天地開闢清輕者上爲天濁重者下爲地盤古在其中一日九變神於天坐於地天極高地極深盤古極長此天地人之始也と云へるに最よく似たり

また女人賢屬論師説摩醯首羅作八女人一名阿提假二名提投三名蘇羅婆四名毘那多五名迦毘羅六名摩菟七名伊羅八名歌頭阿提假生諸天提投生阿修羅蘇羅婆生諸龍毘那多生諸鳥迦毘羅生四足摩菟生人伊羅生一切穀子歌頭生一切蛇蝎蚊蠅蠅蚤蚰蜒百足等云々

中論の疏に梵王生八天子八天子生天地万物是衆生之父也と云へるに同じ趣きの傳へあり

増一阿含經に梵天の語とて此處無爲之境無始無終無生無死無老無病亦無愁憂苦惱云々發智論に如梵衆天説大梵王得自在於世間能造化能出生是我等父と有るにて古傳の趣きを知るべし

おほ經論疏どもに外道の説とて大梵王者能生万物之本と云ひ或は衆生常識梵天以爲祖父と多く見えて今悉く計ふべくも非ず次々にも引出るを見よ能く

も本朝の古傳に符合せる傳ども有り、
 さて上に引く提婆論に、梵王、那羅延、摩醯首羅、一體三分と云へる、此の事は、華嚴經にも所見たるが、まづ大自在天と云は、譯語にて、一切經の音義に、摩醯首羅、此云、大自在天、と數所に見ゆ、諸天傳に、摩醯首羅、此翻、大自在天、或、翻、威靈帝、と言ひ、名義集に、大論を引て、摩醯首羅、正名、摩訶莫醯伊濕伐羅、此云、大自在、と見ゆ、案ふに、訶莫は衍字か、さるは摩醯は大と翻し、伊濕伐羅は、自在と翻する語あればあり、華嚴經音義には、摩醯首羅、正云、摩醯濕伐羅、摩醯、此云、大濕伐羅者、自在也、とも有るにて知るべし、

三論の玄義に、有云、大自在天、能生万物、万物若滅、還歸本天、故云、自在、若嗔、則四生皆苦、自在喜、則六道成樂、云々と言へり、
 なほ此文の連次に、然天非物、因物非天、果蓋是邪心、所盡、といふ文有れど、其は佛者が例の神を知らざる僻論あり、

さて摩醯首羅、大自在天王頂生天女法に、摩醯首羅天王、於大自在天上、云々とあり、
 また同法に、摩醯首羅、大自在天神とも見ゆ、

然れば、大梵天、大自在天は、同天界の二名なること著明あり、借ころ、下に引く長阿含

經に、大梵天界の事を、梵自在天とは言へれ、

また他化自在天と稱ふも、同天あり、其の由は、第三品の末に委しく云べし、

さて那羅延天とも稱ふ由は、俱舍論の音義に、那羅延天、那羅、此云、為人、延、那、此云、生本、即是大梵王也、外道謂、一切人皆從、梵王生、故名、人生本也、と云ひ、

俱舍論頌疏に、那羅延、此云、人種神、と見ゆ、其の通麟記は、音義に同じ但し、此記音義共に、外道謂、と云へるは、婆羅門を始め、諸異道の輩は、しか言へども、佛法にては、梵王を、人生本といふ説は取らず、と云ふ意を含めたり、

俱舍論に、また、大自在生主ともある、光記に、生主、即是、梵王、能生一切世間、是世間主、といへり、此等を合せ考へて、大梵天王、大自在天神、那羅延天、皆これ同天神の、異稱なる義を辨ふべし、

那羅延天と云に就て、辨ふべき事あり、うは、大涅槃經ある、那羅延は、其の音義に、那羅延、此云、力士、或、云、天中、或、云、人中、力士、或、云、金剛力士、或、云、堅固力士也、また、六波羅密多經音義に、那羅延、梵語、欲界天名、此天多力、身緣金色、八臂、乘金翅鳥王、手持鬪輪及種々器仗、每與阿修羅對爭也、また、大般若經音義に、那羅延、梵語、欲界中、天名也、一名毘紐天、欲求多力者、承事供養、若精誠祈禱、多獲神力也、など見ゆ、大部補註に、那羅延

多力天名也、さごある那羅延は、謂ゆる密迹金剛力士神の事にて、上に論ふ那羅延天とは別なり、此は早く諸天傳にも、金剛密迹梵語、跋折羅、或云跋闍羅、此云金剛、又梵語那羅延、此云金剛手、由羅延翻手、或翻執、而略跋折二字、只云那羅延也、由此力士手中執金剛寶杵、故從所執以立名、楞嚴中本名、烏芻瑟摩、此云火頭、と云へるが如し、但し此の金剛手の事は、阿含經に始めて其名見わたるが、實は那羅延天の古傳より思ひ付て、佛祖が幻術を以て、仮に其形を現して、我を守護する容に、他を驚かせる物にて、實物あらず、彼の經々には、此を金剛手菩薩と稱し、彼の普賢菩薩といふは、即ち是あり、此の事はさほ第Ⅱ品に金剛力士を變現せる所に、委く辨へ註ふを見て知るべし。

さほ大梵王の異名を言はば、因明論に、商羯羅天、是摩醯首羅天、於一世界中、有大勢力と有て、其疏に、商羯羅者、此云骨鎖、却初梵王下化人間、以苦行、形骨鎖相連、人慕其化、造像、供養といひ、

大日經住心品の疏にも、商羯羅天、是摩醯首羅天、別名といひ、其の冠註に、商羯羅、此云骨鎖、天、却初梵王化人間、苦行、像貌也、とも見たり、
優婆塞戒經、音義に、毘紐天、梵語、那羅延天、之別名也、

一字頂輪王經、音義に、毘紐天、鈕、或從糸、作紐、或云尼瑟努天、古曰毘留天、即持輪天也、
とも云へり、

また瑜迦師地論、音義に、毘瑟致天、舊云毘搜紐、或云毘紐、皆訛也、是伐致天、別名也、舊言婆薮天也、と見え、顯揚聖教論の音義も、是と同説にて、此天有大威德、乘金翅鳥、行、時、有輪、以爲前導、欲破即破、無有能當也、と云ひ、中論疏に、偉紐天、手執輪、有大威勢、故云、万物從其生也、と言へり、

大日經疏に、韋紐天、自在天、別名とも、那羅延天、毘紐天、別名と云て、其の冠註に、弘決を引て、毘紐天、亦云韋紐天、亦云韋絛天、此翻遍勝、亦遍淨、俱舍云、是第三禪頂淨影、云胎藏、那羅延天、真言云、毘瑟拏、是與毘瑟紐同也、毘紐天、有衆多、別名、即是那羅延天、別名也、毘、是空、義、瑟紐、是進、義也、乘空而進、所謂此天乘迦婁羅鳥、而行空中也、と云へり、
大涅槃經、音義にも、毘紐天、亦作韋紐天、此云遍同、亦云遍勝天、ともあり、なほ異譯あれど、煩ければ漏しつ、

また十二天儀軌に、伊邪那天、舊云摩醯首羅、唐云大自在天也、とひ、

また火畔軌別錄に、東北方、大自在天王、明暗伊舍、毘舍婆、毘舍婆、毘舍婆、詞とあり、提婆論に、伊除那論師説、伊除那尊者、形相不可見、遍一切處、以無形相、而能生諸有、命無命、一切万物、

云々と見たり、此は古傳を甚く説き曲たる、後の論師らが私説と聞たり、
 瑜迦師地論の音義に、世主天、此梵天之異名なりとも、魯達羅天、此云暴惡、自在天之別
 名也ともあり、

大毘盧舍那經に、黑天とある其疏に、梵音魯捺羅俱舍頌疏、光記に、魯達羅此云暴惡、
 大自在天總有千名、今現行世唯六十、魯達羅即一名也とあり、暴惡の義をもて名
 けたるは、謂ゆる塗炭外道のわざなり、其由は、次の卷外道の所に論ふを見べし

大梵自在天王の異號かくり如く多く、今舉るところ、凡そ十二名なり、
 なほ異稱多かるを、其は思ふ旨有れば、次に論ふを見べし、

此は人間を化せる威靈の卓越たる神なる故に、其功德の様々に依て、人間より稱
 號を負たるにて、元より此神のしか種々に名告れるには非ず、と知るべし、此に類た
 ること、皇朝の神典にも多かり、

ろは功積の高く徳業の勝れたる神等に、殊に異名は多かるを、別神とせるも多く
 有りて、古史徴に、具に論へるを見て、印度籍をも准へ想ふべし、然るを諸の經論に
 右に舉る名ごもの中に、二三を並べて、別神の如く説作れる説等の多かるは、名の
 異れるを、別神と思ひ混へてあり、其は彼の經に、別神とせるが、此の經には同神と

し、彼の論に同神とせるを、此論に別神と爲て、其の説の定らざるにて辨ふべし、其
 の一を云は、十二天、軌に、伊邪那天摩醯首羅大自在天を、一神とせるは正しけれ
 ど、大梵王を別神と爲て、其餞軌をさへに別に舉たる類なり、然れば大自在天王を
 大梵天王とは別ある神として、或は居色究竟天と云ひ、或は十地の菩薩にて云々、
 など云る説ごも総て取に足らず、彼、安然が悉曇藏に、入大乘論などを引て、摩醯首
 羅有、三種、云々と云る説の類は、愚を極めたる説にて、英斷の才あきは更なり、諸經
 論ごも悉く、佛滅後數百千年の間に、異部各々その傳聞せる事、また各々の臆見を
 もて、記せる物なる故に、其説の異同ある事を知らず、佛經と云へば、佛祖が説との
 み心得て、一向に、護法の念の進める故に、此と彼と符ざる事をも、強ひて合せて、さ
 る愚説ごもの多かるありけり、

さて婆藪天と云、名に就ての事實は、俱舍論の頌疏法盈註に、却初之時、自在天二十四
 返、人間行化、第二十四返現、三目八臂、身、遇、足、目仙人、語曰、如我面上有三目、即地、與我論
 義、仙人舉足報曰、如我足下有目、即與論義、天知墮負、却歸本天、更不復來、人間、

足目仙人とは、優樓佉仙が事なるべし、亦名を、眼足とも云へればあり、此は下に云
 を見よ、知墮負とは、仙に負たる由か、仙が自負に墮して、高賈なるを知りたる由か

詳ならず、

時、人仰慕天德、爲之立祠、鑄黃金爲身、頗梨爲眼、座高二丈、號此天像、爲婆藪盤豆、謂與世人爲親愛、故云世親とあり、

沙門鳳譚が、俱舍頌疏冠註に、玄舛譯婆藪此云世盤豆、此云親、其像多爲世人親近供養、西方人呼爲世親天と有り、彼世親論師と云しは、此天廟に祈りて設たる故に、世親と云へる由見たり、西域記、健駄羅國の所に、自古作論師有、那羅延天世親本生處也、とあるは是あるべし、今本此文に誤脱あり、今は俱舍頌疏冠註に引る文を以て正し、此に用なき文を畧きて引たり、また大涅槃經音義に、婆藪天古音此名實亦名物也とも見ゆ、

さて此文に、第二十四返、現三目八臂、身と有れば、三目八臂は、一時足目仙が高眞心を試みむ爲に、假に現せるにて、本形に非ず、然れば、補行記また名義集あどに、大論を引て、大自在天、八臂三眼騎、白牛執、白拂、有大威力能傾覆世界、舉世以尊之、あど有るは、此の時權に現したる形を、時の人寫し傳へたるにぞ有りける、

されば、大自在天王頂生天女法に、天王三面六臂、顏貌奇特、端正可畏と云ひ、金七十論に、自在天、二頭三手あど有るは、共に三目八臂の誤あり、大涅槃經に、八臂天とあ

る音義に、此云那羅延天、とも見わたり、○此像貌に就ても、辨べき事あり、りは諸傳に、經中別有摩醯首羅、乃藥叉神、非此天王、孔雀經云、摩醯首羅又止羅多國住是也、光明經、鬼神品先云、大自在天、次云、大鬼王摩醯首羅、即藥叉者、由二神皆有、三目相濫、今古画像作兩種、一作菩薩相、三目八臂、一作藥叉形、赤髮髮起、三目八臂、今既曰大自在、及威靈帝、非藥叉矣と云へるは、然る説なり、なほ本書を披き見べし、然れど文甚拙くて、通え難き説も少あからず、

さて上に擧げたる、大梵王の異名の説々に依りて、熟々其の事實を考ふるに、梵は下に註ふ如く、淨とも靜とも譯し、仁王經に、梵王を大靜王とも有りて、大梵王と云ふ名にての事實は、いと溫柔に聞ゆるを、自在天王と云を始め、其異名にての事實は、悉く強猛なる趣に聞ゆるを思ふに、印度籍に、其の説は無れど、我が神典の傳説を、姑く借て説むに、大梵王とは、其本體の名にて、和魂をかね、大自在天王と云ふを始め、種々の名ともは、其和魂を動用し、種々に碎心して、人間を化育せる功德に因りて負たる、荒魂の名とも聞えたり、

神典なる和魂荒魂の事は、古史傳に説たれば、今更に委曲くは云ず、印度籍はすべて、神魂の事を説こと精密にて、一体分身あど云ふ説も聞わて、中には論ひ得たり

と見ゆる説も多かれど、和魂荒魂幸魂奇魂などの事は、つやと得知らずぞ有りける、此れ等の事ども、我が神典を除ては、世に其玄妙微旨を知るべき籍は有ることなし、

偕また梵王といひ、梵天と云に差別ある事なるを、大抵の籍等に、此を混じて、梵王と云べきを、梵天と書し、梵天と云べき所に、梵王と載せるも多かるは、鹿漏と云べし、上に引きたる籍等にも、此の過ち多かり、熟々見辨ふべし、

故此に其の差別を標示せば、長阿含堅固經に、一比丘が、此の身の四大地水火風、何由永滅と云ふことを知むとて、天道に趣けりと云へる妄説中に、彼比丘詣梵天上、徧問、梵天、梵天報言、我等不知、今在大梵天王、無能勝者、統千世界、富貴尊榮最得自在、能造化物、是衆生父母、彼能知、彼比丘問、彼梵天王、今在何處、諸梵天言、不知所在、爾時梵王忽然出現、云々とあり、

此の全文は、なほ第三品の末に引て、論ふ見べし、此の比丘が名を、增壹阿含經には、馬勝比丘とあり、

此は目易きを一事擧たれど、阿含は大抵、この差別を書著せり、是を以て、梵王と、梵天と混ふましき事を辨ふべし、

凡て阿含經は、諸佛教の最先に記せる物ある故に、おのつから、故實の證とある文句の多かり、其説法の妄説も、妄説ながらに、後にあれる經論どもの、佛意に背へる事を糺し辨ふべき事いと多し、熟見て熟く辨ふべし、

さて梵王は、天地世界および、人種の大元祖神にて、梵天と云は其の子あるか、許多ある故に、梵補梵衆など云ひて、彼の梵天界に住し、地界にも降りて、人間を教化せる由あり、其は金七十論に、皮陀傳説、昔時梵王生有四子、一名娑那訶、二名娑難陀、三名娑那多那、四名娑難鳩摩羅、此の四子十六歳時、四有自然成、謂法智離欲自在也と云ひ、皮陀を吠陀とも、園陀とも云ひて、印度大古の傳を記せる藉なり、此の事は、次節に委く註ふを見べし、

中論疏に、梵王生八天子、八天子生天地萬物、是衆生之父也、また提婆論に、從那羅延天、臍中生大蓮華、從蓮華生梵天祖公、從梵天口中生婆羅門、云々など有るを會せ見て知べし、

那羅延天とは、梵王の異名なること、上に云が如し、臍より蓮華を生すと云ふこと、其の物いかに蓮華に似たらむも、眞の道に非ざれば、打任せて、蓮華とは云ふまじきを、如此云へるは拙文あり、此の事中論の疏にも見えたり、印度にて、蓮華を殊に

もて囃すことの本は、是よりや起りつらむ。

さて婆羅門種とは、梵口より生じたる種姓の由にて、梵種と云ふに同じ、其は西域記に、東印度境、迦摩縷波國、周、万餘里、氣序和暢、風俗淳質、語言少異、中印度、性甚獷暴、志存強學、宗事天神、不信佛法、故自佛興、以迄于今、尙未建立伽藍、招集僧侶、其有淨信之徒、但竊念而已、天祠數百、異道數萬、今王本、那羅延天、祈胤、婆羅門之種也、字、婆塞、羯羅伐、唐言、胃號、拘摩羅、唐言、童子、自據、瓊瑤、主、奕葉、君臨、逮於今王、歷、十世、矣、國王、好學、衆庶、從、化、遠方、高才、慕、義、客遊、雖、不信佛法、然、敬、高學沙門、云々とある、那羅延天は、即、梵王、あれば、其の祈胤と云ひて、婆羅門の之種也と云へるは、上に引く提婆論の説とよく符ひて、婆羅門種とは、梵種と云に同じこと、著明あり、故、ほ、梵と婆羅門と同語なる由を辨へず、長阿含四姓經に、婆羅門種らが常語を擧たるに、我婆羅門種、最爲第一、餘者卑劣、我種、清白、餘者、黑冥、我婆羅門種、出自梵天、從、梵口、生と云よし見ゆ。

此説を破れる佛説に、四姓種共に、善行の者あり、惡行の者あり、惡行の者とも、餘の三姓種に在て、婆羅門種のみ、惡行の者なくは、婆羅門種、我最爲第一、餘者卑劣と云ことを得べし、また婆羅門種の嫁娶產生を今見るに、世人と異を、而るに我種は、梵口より生ずと云は、詐なりと、言痛く論へれど、皆僻論なり、其は護法家の爲にいさ

か言む、此方の姓種にも、皇胤と蕃種とあるを、皇裔の元は、伊邪那岐神の御目より、生給へるが始あり、而るにかく蕃息しては、皇裔蕃種ともに、不善行の者あり、また產生も異なきを以て、皇裔なりと云を、詐として可あらむや、熟々此の理を思ふべし。

また中阿含梵志品に、衆多、梵志曰、梵志種、勝、餘者、不如、梵志種、白、餘者、黑、梵志、得清淨、非、梵志、不得清淨、梵志、梵天、子、從、彼、口、生、梵、梵、所化とあり。

此梵志説を破ると、佛祖の論へる説ども、最をかしき中にも、草馬と父驢と、合會して生するをば、何と名けむと譬へて云る説などは、實に抱腹に堪たる強説なれど、煩ければ記さず、凡て佛祖の、婆羅門種の、梵裔ある事を言破れるには、深き旨ある事なり、其由は、〓〓に註ふる見よ。

此と同じ事を、雜阿含經には、婆羅門自言、我第一、他人卑劣、我自餘人、黑、婆羅門、是、婆羅門子、從、口、生、婆羅門、所化、是、婆羅門、所有と見わたり。

此の語は、弟子所説誦第六品、摩偷羅王が佛弟子、迦旃延に問へる語中に見わたる語あるが、迦旃延が答に、此は世間の言説耳、云々と云へるは、既に師の誣説に、化せられたる後の説あれば、論ふに足らず、大論にも、婆羅門、從、梵天、口、邊、生、故、於四姓、中

第一と云るを云、其の餘にも、此の意はへの語ども、計ふるに暇あらず、長阿含、雜阿含に、婆羅門とあるを、中阿含に、梵志といひ、長中二阿含に、梵天子とあるを、雜阿含に、婆羅門の子と云へり、是を以て梵と婆羅門と、同語あること著く、殊には、金光明取勝王經、音義に、婆羅門、梵語訛也、或曰、婆羅賀摩、亦訛也、正音云、沒囉憾摩、唐云、淨行、即初禪梵天名也、彼國人民四類、差別、婆羅門其一也、自相傳云、我從梵天、口生、獨取梵名、以爲其稱、云々と言ひ、

また雜阿毘曇心論、音義には、婆羅門訛略也、應云、婆羅賀摩、義云、承習大法者、經中梵志亦此の名也、正云、靜胤、言是梵天之苗胤也、とも云へり、

華嚴經、音義に、梵、謂、梵摩、具云、跋濫摩、此云、清淨、爲洪字苑、曰、梵、淨也、また法華經、音義に、梵天、梵摩、此云、寂靜、爲洪字苑、訓、梵、爲潔也、また不思議境界經、音義に、婆羅訶摩、梵語、即梵天名也、あど有れば、婆羅訶摩、跋濫摩、沒囉憾摩、婆羅門など、唯少かの轉訛あるが、梵摩と切まり、其を亦畧して、梵と言ふこと著明あり、

これ本朝の古語の轉て、延縮する趣によくも似たり、此は印度語のみならず、誰れの國も、訓語は惣てかくそありける、是らを合せ考へて、婆羅門とは、もと梵天をいふ稱あるを、婆羅門種は、その苗裔ある

故に、世々其稱を襲ひ來れること知べし、

大般若經、音義に、婆羅門、即梵天名也、此類、人自云、我本、始祖、從梵天、口生、故取梵名、爲姓、と有るをも思ふべし、但し今引く文等に、婆羅門自云、此類、人自云、あど云へるは、趣音ある言あり、其由は次品に論ふを見るべし、

さて私志記に、婆羅門、亦云、梵志、此云、淨行、亦云、淨志、亦云、靜者、亦云、靜胤、即修淨行之種姓也、とある淨行、淨志、靜者、は、其の行を以て云ひ、靜胤とは、種姓より言ひ、梵志とは、梵は、西語を、其の儘に用ひて、梵行に志ざす者の義にて、淨志と云ふに同じ、然れば、淨また靜は、梵といひ、婆羅門と云ふに當たるにて、行、志、者、あどは、義を以て添たる語あり、上に引く音義に、義を以て云、承習大法者、と有るをも思ひ合すべし、然れば諸書に、梵を淨、靜、潔、高淨、清淨、寂靜、あど譯せるは、皆よく當れど、此の外に、言痛く理をもて譯せるは、皆當らずと知べし、

さて其の淨行を修すとは、何ある事をか云ふと考ふるに、即その高祖梵天の傳へたる、天乘靜淨の道を修する由あり、其の趣は、大般若經、音義に、婆羅門、梵語、即梵天の名也、唐云、淨行、或云、梵行、此類の人自云、我本、始祖、從梵天、口生、便取梵名、爲姓、世々相傳、學四圍陀經論、皆博識多才、明閑衆論、多爲王者、師傅、高道不仕、或求仙養壽、時有證五通仙

者也と云ひ、

五通とは云々、

金光明寂勝王經音義に、世業相傳習、四圍陀論、皆博學多智、守志貞白、文儒雅操、高道不仕、其中聰俊穎達者、多爲王者、師受封邑、而自居最爲上等也、と有にて知べし、

また六波羅密多經音義にも、婆羅門唐云、淨行精持、潔志學、四圍陀、博識多聞、爲王者、師傳高道、不仕彼國、人民多認此族爲祖也、と云へり、四圍陀論の事、また此を梵天の傳授せる由緒などの事は、第Ⅱ品の註に、委しく説き辨ふるを見て知べし、

かく先祖の正しく貴く、その相傳せる世業の高勝あるが故に、國中の人舉りて、此を尊奉しつゝ、遂に總國の號にさへ、負する事とは成來しなり、然るを佛祖世に出て、其新ばり道を弘むるに就ては、思ふ旨ありて、此種姓および其の淨行をさへに、甚く譽り卑めたる説等起れり、其義は、下の品々に、次々論ふを見て辨ふべし、

五印度之境、周九萬餘里、三垂大海、北背雪山、北廣南狹、形如半月、晝野區分七千餘國、時特暑熱、地多泉濕、北乃山阜隱軫、丘陵瀉瀟、東則川野沃潤、疇壠膏腴、南方草木榮茂、西方土地磽确、斯大概也。

五印度とは、彼惣國を、東西南北中と、五に別て稱する故に言へり、周九萬餘里とは、唐土の六町一里の里法を以て云るなれど、其當る度量と、西洋圖および彼の國の地誌どもを以て考ふるに、古へに五天竺と稱へりしが、中の南天竺のみ、今も印度といひ、其餘の四竺は、我が應永の頃より次々に、莫臥兒國といふ國に、大略併されたるが、其の周廻は、本朝の里法にて、六百里四方と云へり、然れば其に、南天竺を加へたらむには、大凡七百里四方ばかり有べし、

但し本朝の里法、三十六町一里なり、唐土の四千二百里に當る、然れども國の端々るの屈曲を入れて、巨細に量りしひて云は、九万里とも、十万里とも云ふべきあり、

其は寄歸内法傳に、五天之地、界分綿邈、大略而言、東西南北各四百餘驛、除其邊裔、雖非盡能、目擊故可詳而聞知、と有をも思合すべし、此は一驛を、本朝里法の三里と計り、東西南北各々千六百里許なれど、其は行道の屈曲をこめて云にこそ有れ、直徑に量りては、邊裔を收たらむも、千里には過ぎ、周廻三千里ばかりに過ぎざるをや、

此を唐土の里法に積りて、一万八千里あり、然るを玄奘が周九万里と云へるは、大に過たるに非ずや、然るを佛國曆象編に、強て本文の説を張むと欲して、云へる説

に、彼の地球、所圍廣袤俱、不過三十度、約之、鳥道、則東西爲七千五百里、南北亦爾、按地理志、支那之廣約、鳥道經緯、竝三千里、支那尙爾、况五印度、則在崑崙之南、閻浮中心、而沃野万里、天府之地也、西域記曰、九萬餘里、南海傳所言、粗亦同、蓋此二師、躬自歷覽、所記、豈叙記、虛誕、以自欺、欺人耶、と云へり、護法心を憐むべし、

総じて佛國の事は、往昔より、唯に荒唐無據の妄誕のみ多き故に、和漢古今その明説は無ししを、近ごろ尾張國人に、朝夷厚生といふ人あり、佛國考證といふ書を著はして、言るは、佛國は、佛書に據りて知べからず、其は総て、與地の事は、圖に非ざれば辨へ難く、實測もまた得がたし、然るに佛書に、天竺を説くは、廣大を云こと實に過る故に、其説に據りて、圖は製べからず、然るは成光子云、中天竺、東至震旦、五萬八千里、南至金地國、西至阿拘遮國、北至小香山曆阿耨達、亦各五萬八千里、云々と云へり、

金地國詳ならず、意ふに寓言あるべし、阿拘遮國とは、百兒西亞を云か、○今云、この成光子云は、翻譯名議集に見えたる説あり、

四方謂ゆる五萬八千里の諸國、みな地理に合す、こは佛説に、金剛座、普賢却、初成、與大地俱起、據三千世界之中、と云るを以て、四方各々五萬八千里を杜撰して、佛國の四方諸國相去の里數を密合せし物にて、古へ支那にて、西域の地理を知らざりし故に、梵

僧ども、此れ等の説を作爲して、支那に對して、自誇せる語あり、

また楞嚴經に、大國二千三百とあるに、仁王經には、十六の大國と云ふ如き、不同あること甚だ多し、また同經に、十萬の小國と云るが、近世莫臥兒一統の后に、四印度を合せて、小王國三十五とす、然れば仁王經に、十萬の小國と云へるは、一聚樂の小邑を呼て、國と稱するにや、

また佛書に、多く金剛座を世界の中とするに、竺法蘭が、漢の明帝に説るには、迦毘羅衛國は、大千世界の中ありと云へり、謂ゆる金剛座は、摩揭陀國にあり、迦毘羅衛國と、兩國相去ること五十由旬、支那の二千里なり、寓言ある故に、其の言の不定かくの如し、また阿耨達池の四面に、牛馬獅象等の頭面ありて、其の口より恒河等の四大河を吐出すと云ひ、其の河各々、此池の周圍を繞ること一而す、と云に至りて、其の説の奇怪極まると云ふべし、

西域記云、大地菩薩、以願力故、化爲龍王、於中潛宅、出清冷水、給瞻部洲、是以池、東面銀牛口、流出、殘伽河、繞池一而入、東海、云々とあり、○篤胤云、こは玄奘が始めて言出たる説ならず、早く佛説に出たり、其わ長阿含經閻浮提洲品に、いと委しく見ねたり、然れど元より妄説にて、論ふにも足らねば、此には引き出すまむ、

近比此の地方は、清國の版圖に入りて、甚詳かに知られたる故に、千歲傳へ來れる説、今日に至りて、一笑話と成しきり、衛藏圖識等に記する所は、此の池の近傍に、四山在りて、山形の象馬等に似たるにて、何等の怪談もなきあり、

按ずるに、此の地方の實録は、西藏志、西藏記、衛藏圖識、西域紀事、華陽爾方畧、などの書、近世甚た多し、圖識は西征の役に成れる書にて、清國の官板あり、

また或説に、崑崙山を、阿耨達山に混同したれど、阿耨達は、西藏の阿里東北の界にて、蕃名今は岡底斯と云ふ、圖識等に説く所は、岡底斯の一山、周回一百四十里、獅象等の四山と共に、五山相連ある所の綿亘、八百余里と云へり、

西域記に、池の周り八百里とあるに符合せり、

崑崙山は、長安を去ること、僅に五千里にて、天竺とは、絶遠の境ある故に、崑崙は漢語にて、山名の梵語は無きをや、

また唐の列元鼎が吐蕃に使用して、崑崙山を經見せしが、三山中高而四下、河源流其間と云ひて、然しも高山ある事を云はず、予が崑崙考に悉く記す、

佛書に、印度地方を説くこと、大底此の類あり、萬國地理、經緯の度数を究めて、輿圖に據りて、其の方位を辯すべし、右舉る如き、實測と異なる、廣大の説に依りて推歩すべか

らねば、佛書に據ては、佛國知れざるあり、

詮する所、須彌樓山、蓮華藏海、九山八海などの圖は、地理實測の外なれば、別に其説を傳ふべきを、其の圖中に、冬夏至線、および極星の高度を盛り、五大洲萬國の地名を、相混雜して、同圖と爲べからず、

古本佛書に、輿圖を傳へざるも、其實測を圖しては、彼の説の廣大なるに合ざる故なるべし、歴代博覽の佛者あれども、五竺の眞圖、傳はらざるを以て證すべし、且また世界名體志、および掌果圖などの如き、皆印度の西、波斯の地方を、平陸の盡る處とし、其の西を、すべて大海とす、僅に印度の少し、西、海陸の事をさへに、知ざること斯の如し、また西域記にも、波斯地方に至りて、西海を稱すること、他の諸書に同じ、

篤胤云、世界名體志と云は、佛祖統紀に見わたり、掌果圖と云は、我が寶永年間に、浪華子と云ふ人の作れるなり、

佛書に依て、佛國知べくは、佛家の博覽にして、名體志掌果圖のごとき圖は、製せざるべし、古來天竺の眞圖、支那へ傳はらざる故に、彼の徒西域記等の説に依り、桶帚摸索して、製圖するの外なし、

然れども、佛者にして、佛國の圖を著はせるは、支那にて名體志、わが國にては、浪華

子が掌果圖のみなり、

二十八

儲また支那籍にても、佛國知べからず、然るは明より前、西洋の輿圖無しし時は、西域の眞圖傳はらず、隋の裴短が西域圖記を著すと云ふも、今の同部に過す、うは隋書の裴短傳に、自敦煌至于西海、凡爲三道、北道從伊吾至柳林、中道從高昌至波斯、南道從干闥至北婆羅門、各達于西海とあり、此の謂ゆる西城三道、皆西海に達すと云ふこと、支那にて、西域の地理を知らざる證なり、其は此地方の西に、眞海無ければ、右の三道の西、みゑ西海と云べからず、此の地方の西には、南方に百兒西亞江あり、北方に北高海あり、其の中間は、地中海まで陸地あり、

すべて百兒西亞江、西紅海、地中海、北高海、黑海などの、水陸の差別を知る人、明以前には、支那に無しし故に、儒佛の書どもに、其の説なきあり、

波斯大秦の地方より以西、極南より極北に至りて、大海にすること、歐羅巴極西の如し、是を西海と稱せしあり、

波斯大秦とは、今の百兒西亞、如德亞の地あり、

是の故に、また此の處を、世界西の地端として、文獻通考に、大秦國、西有弱水流沙、近西王母所居、處幾日所入と云り、支那古來傳ふる西海の説、かくの如し、

宋の儒臣程大昌が、禹貢を講せし時、帝北朝を問ふに、即答あらざりしを深く恥て、夫より十七年史籍を究めて、北邊備對を著せり、其の書また、西海の説有れども、北高海等の水陸の確説もなし、且つ大秦と波斯を、異稱同國として、後漢班超傳、遣甘英、叢親至其地也、至西海、之西又有大秦者、即波斯也と云へり、程氏十七年、博覽を究はむと云へども、支那に其書なき故に、知べき由無ししあり、西域開見録に、伊吾以西、不常見於簡冊、列史所載多齟齬、とこれ明以前に、西域の地理を、支那にて知らざりし事を、證するに足れり、

支那人の、梵國を遊歴せし者、僧にては玄奘、官吏にては王元策、古今此の二子に如者なし、二子の西遊、共に唐の國初あり、五竺をよび、佛國を記すもの、西域記より詳かあるは無しとも、求法を専務として、地理に意を用ひざる故に、圖を載さず、宋の時に、五天竺の人皆來りしかば、其地理を問ひ考へたる事を、佛祖統記に、五竺の國名、校以西域記、唯師子國、可見餘不可考とあり、纔に唐宋の間にして、此の如し、

これ古今地名を異にする故に、輿圖をくして、西域記に依りて考ふべからざる證あり、

葱嶺以東は、今多く支那の版圖に入り、國によりては、圖説も諸書に見たれども、葱嶺

以西は尙詳ならず、其は西域聞見録に温都斯坦を説ことの、鹿漏あるにて察すべし、中にも其の誤もとも甚だしきは、諸書に錫蘭嶋を涅槃の地とし、占城地方を舍衛乞食の遺跡とせる、如き其の他、前に擧る類の、明清諸家の誤説に由りて、其の實を得べき由ありし、

また闍説に、莫臥兒三十餘部の諸國を説こと、應帝亞を説る如く詳悉あらば、拂國は、委細に知らるゝ事あれども、其の諸部は、歐羅巴人の詳に知ざる所なる故に、地圖また地志にも詳説なし、然れども其梗概は、其の圖に依りてこれを得たり、昔の求法僧時代には、支那印度の往來絶す、其頃の地名は、多く支那へ傳はりしが、今の地名、また與圖を知るには、西洋の圖に採より外なし、

恨らくは、古今地名異なるに、西客古名を知らず、圖中に古名を記せざる故に、佛國推歩し難し、且つ前にも云へる佛跡を誤りて、錫蘭島とする如きも、莫臥兒部中の事を西客よく知らざる證あり、其の部中を徘徊自由あらば、祇闍靈山等の佛跡を見聞せざる事は、有るまじければ、花蓮的印が錫蘭嶋の古人より、聞傳へし誤説を、闍書に確證として、記載する事有まじきあり、但し彼の諸部の中にては、亞瓦刺の都城、および辨瓦刺、坎巴牙の二國は、頗る詳あるのみにて、其の他の三十餘部は、諸書

に載する處、たゞ其の地名を知るに足れり、

さて其莫臥兒部中は、日本里法の六百里四方といふ、此の境域は、東西二十度強あり、南北も、凡そ二十度に及ぶべし、是れぞ古の東中西北四印度の境域なる、西域記に載する所、すべて此の境域あるに、其の説の廣漠たること觀つべし、

然るに西客も、此の地方は、其の委細を知らざる故に、闍書に記さず、支那の書も、共に唯應帝亞中、たよひ南海諸嶋をのみ委しく説て、莫臥兒部中は、精しく書に載ざるなり、○篤胤云、門人佐藤信淵は、西洋の輿地等に精ければ、此論を示せたるに、言けらくは、莫臥兒國の始祖を答墨兒藍といふ、韃靼部中、北高海の東境ある、沙加待國の、撒馬兒罕と云地より出たる者にて、其始は、群盜なりしが、漸々に、印度諸部を蠶食し、北印度より、中印度を併せ、我が應永三年に、帝號を稱し、其後に、また西印度を併せ、遂に三天竺に主とありて、亞瓦刺に都せるが、後に南印度の北方をも附屬とせり、東印度と云は、辨葛刺河の東にて、亞華亞刺政、および暹羅等を云ふと云へり、然れば、朝夷氏の説、いまだ盡せりとは云難けれど、大旨は違ふことありし、

印度志に、莫臥兒の諸國三十五部の内にて、歐羅巴人の能く知る所は、辨瓦刺、坎巴牙ありと云へば、其餘の諸部は、詳あらざること知べし、

辨瓦刺、坎巴牙の二部は莫臥兒諸部の極南にして、亞瓦刺都城へは遙に遠く、應帝亞へは近くして、歐羅巴人住所の摸寄なる故に此地方は西客往來して、通商すること、自由を得るに依て、詳に記すことを得れど、其餘の諸部は、知ざる成べし。また亞瓦刺は、王城なれば、土人の説を聞傳へても、其梗概を得たるべけれど、麻辣襪爾マハラおよび穀羅滿コラマン垓兒ガイなどの地方の、詳説に比するに、十分の一にも及ばざるあり。然れども百歳の後、いつか佛國の確説委細を傳へむ者は、かあらず。闍説に在むかまた我國にて、長崎へ、年々西客來舶する如く、莫臥兒國よりも來りあば、佛國知べけれど、古印度の地を、莫臥兒國より、一統せる後は、支那へも通信せず。

明志に、其の土以去中國、絶遠朝貢竟不至、と云へり、莫臥兒の始祖答墨兒蘭は、初め勞爾ラールに都すとあるは、其の地北京と絶遠あるを云ふ。

殊に我が國は、古來天竺と通舶せず、元和年間に暹羅國と通信せし事は、采覽異言等の書にも粗記せり、また寛永年間に角倉紅屋カウカウベあざといふ商家の、天竺へ通商せしと云も、暹羅なり、また世に、宗心渡天と云る、其の紀行を閲するに、暹羅へ渡りしあり、宗心とは、謂ゆる天竺德兵衛が事あり、

其説に暹羅を摩伽陀國とし、且つ靈鷲山も、其國に在とす、故に其の人中天竺へ渡り

しと思ひて、記録せし故に、其の言ふこと、始終持もあき事どもなり、流沙、恒河、暹羅、摩伽陀を、皆一國中同所とせり、是は土人、昔より云ひ傳へたる説なるべし、

支那浙江寧波府の海島に、日本僧慧鋤が、觀音を安置せしを、補陀落山と云へる類なり、

采覽異言にも、宗心紀行を引證して、暹羅の寺を、須達長者が居趾とせり、我が國にて、佛國の實説を知らざること、概つべし、諸國に佛の遺跡を擬造する故に、靈鷲山も、數多諸國に在るあり、獨錫蘭嶋にのみ、佛跡を寫せるに非ず、

また或説に、彼の暹羅國へ渡海する頃に、長崎人甚兵衛と云ふもの佛跡を尋ねむとて、祇蘭精舎に至る、其處の路程四日、鏡壁ありしと云ふ、然るに、西域記慈恩傳シエンに、祇林を委記せしが、其事あきは不審し、また暹羅より行くあらば、直に摩伽陀國に到るべきに、夫よりまた西北の方、日本里法の、二百五十里ばかり遠き、祇蘭へ到りしは、また不審し、舍衛國は、古へも豐殷富の地あるが、西の方は既に亞瓦羅城を去ること、甚た遠きに非ず、この地方中國あり、然るに、異域の人の俳偈を許せしこと、不審し、是に由て見れば、是もまた實の、給孤獨園に非ざると知べし、其の人暹羅を出てより、祇園に到れる往返の路程、見聞する所の紀行を、遺さざること惜む

べし、

さて西洋人は、典故に味くて、古名を稽へず、佛説家は、地理に疎くて、今名を知らず、共に莫臥兒を、古への佛國ありと辨へず、

また儒者の、佛書を詳にせずして、一に史籍に據る類は論ふに足らず、

求法僧の紀行は、其の人佛國を履て、見聞せる所の實録なれども、其圖を載せず、西洋人の輿圖は、其の徒印度に居住して、製造せる所の真圖あれども、古名を記さず、一は實録にして圖なく、一は真圖にして古名あり、爰に予其の人に非れども、輿地の辨ありて、傍觀するに堪へず、其の二つを相照して併考せば、推歩すべしと思惟して、西圖の印度を載るもの、數圖を閱し、其の地方の梗概を得て、西域記等の里數を以て、安日河に順ひて推歩す、其は佛跡あり、此大河の、前後左右に在るを以てあり、故に恒水の河形と、幸ひに、一二古名の今存せる者と、極星の高度とに依て、五竺の地理を研究し、かたはら、釋迦の遺跡を搜索し、遂に佛國の方位を推究して、其實測を得たり、

彼の紀行、西圖の二つは、古今の異ありと云へども、實録を以て真圖に相照して推歩するを以て、山河海陸、里數遠近、古今變り無れば、皆符合せざるものあり、其符合する所、すなはち實測を得たる證なり、

然して後に、諸書に就て校閲するに、和漢の載籍、佛書闡説、その説くところ紛々たれども、其の是非みざる眼目に在りて、分明に辯知せざる事あり、其主意、五竺の分界、および今古の地名を照し、諸處方位を辨知せしむるに有り、彼の諸説紛々たるも、此の實測に由りて一定せしむ、世間僧俗の惑を解に足らむか、

又意ふに、世間の僧俗、おほく天竺を知りて、莫臥兒を知らず、恒河を知りて、安日河を知らざる人、卒爾に此説を聞て、疑ふも有らむか、其は佛國の方位、および其の四方遠近の地名を知らざるに依れり、若よく其れを知らば、今論する所を一讀して、諒察すべきあり、

さて近世輿地圖を製するに、圖面に經緯線を施し、北極出地を傍書す、舊圖に比するに、精密と云べし、然れども、經緯共に、直線に爲して、棋枰の卦を爲すは、里數に量るとき、遠近大差を生ずる故に、此、圖は極高に隨ひて、經度廣狹を爲せり、故に圖面の南北は、實の南北に非ず、緯線に準じて、斜に見る所、これ正南北なり、東西は、緯度に廣狹なき故に、經度を直線にす、故に圖面の正東西は、すなはち實の正東西なり、

是も地球の圓體に従ふときは、經線を直に圖すべからずと云へども、地理の實測に害なき故に、姑く製圖の便利に従へり、

さて東は唐土より、西は波斯に至る、北は胡國より、南は應帝亞の地端に至りて、一圖面にして、佛國の方角、また遠近里數を量り、五天竺の分界を知らしむ、と言へり、此の圖この説共に、いと宜しければ、其の儘に採りて、猶今己が著はす書に、用ある地名をも、西域記を始め、他書にも採り、里數を量りて載せるあり、

また彼の考證に、圖四あり、其一是全圖なり、二三四は、全圖狭小にして、詳にし難き故に、夏至線より北を分て、二つの圖とし、夏至線より南を分て、一圖とせる物にて、共に四圖あり、然れども此に、四圖みあ舉むこと、所狭き事あれば、其三圖ある地名をも、皆此の一圖に記せり、また其考證は、本書數十葉の細字にて、最も精しきを、其また此には所狭くて、己が意に、要と思ふ所のみを撫ひて、綴り記せれば、自然に己が文風にありて、中には撰者の意に應ざる事も有るむか、其はせむすべなし、左にも右にも、此に載せるは畧記なれば、委くは本書に就て見るべし、

さて此の圖説の如ければ、本文に五印度の周廻を、九萬里と云ひ、三垂、大海と云へる説、共に信ずるに足らず、斯て五印度の中に、南のみぞ、今に應帝亞て、ふ古名を存せり、此の國今は、 と云國より治むる由、増譯采覽異言に見わたり、

○北背雪山と云こと、圖を觀て知べし、

あほ此の山の事、また阿耨達池の事は、第四品の第_二節に委く云ふを見べし、

さて本文に、北廣南狹と云へるは、合へれど、形如半月は、いさゝか物遠し、また區分七千餘國とあるは、朝夷氏の説の如く、狹き一所をも、國と計へたる員數と見ゆ、

ろはなほ第四品に註ふ説をも、合せ考へて辨ふべし、

時特暑熱地多、泉濕とは、輿地圖に據りて考ふるに、此の國は、北極出地、七八度より、廿七八度の間に在りて、赤道の下に當り、既に南印度_{II}の邊は、日の眞下に當りて、眞晝には、表を立るに影あしど、曆象編にも云へるが如く、あれば、暑熱の酷しきこと知べし、西域記に、國々の人の狀を云とて、顔色黧黑と云ふこと、の多かるは、暑熱強き故に、自然に顔色の黒きあり、

或説に、俗に色黒き人を、クロンボと云は、崑崙ぼと云ふ語にて、崑崙國よりあきた天竺の人は、色黒きを、崑崙人の、連來ること有より云へる語あるが、黒むぼと云こと、と、あれるあり、と云へり、然も有なむか、

地多、泉濕は、暑熱の酷しき地は、自然に濕氣の多かる理は、誰も知り、北乃と云より以下は、文義聞わたる儘あれば、共に説を下さず、

五天竺圖

邑里閭閻方城廣峙街衢巷陌曲徑槃紆園闌當塗旗亭夾路屠鈞倡優魁膾除糞旌厥宅居斥之邑外行里往來僻于路左至于宅居之製垣郭之作地勢卑濕城多疊塼暨諸牆壁或編竹木室宇臺觀板屋平頭塗以石灰覆以甌塹諸異崇構製同中夏苦茅苦草或甌或板壁以石灰爲飾地塗牛糞爲淨時華敬布斯其異也

此は邑里城郭家居の有趣にて文義ともに聞ゆれば註に及ばず但し地に牛糞を塗り時華を散布と云こと華はさる事なれど牛糞を塗るは信に異あり案ふにこは婆羅門の末派より尼捷子外道と云をはじめ次々に異行を立る者ども甚多く出来し中に苦行外道と云も有りて最穢き法を行へるが有しかば其の徒の爲始たる事の習ひと成れるあるべし

其は儀軌どもに蜜酥酪牛屎牛糞を五淨と稱して本尊たよび壇場などを淨むるに塗こと多く見ゆるは決めて苦行外道の法ならむと所思ゆればあり其の原は牛糞の照日にあたりては彼麝香といふ物の香するを愛たるが本にて其尿をも酥酪をも用ふるにや有らむ牛の中にも黄牛を別に愛て其糞を上品とする由なるは黄牛の糞は殊に麝香の香つよき物ある故の事にや有らむ

なるは黄牛の糞は殊に麝香の香つよき物ある故の事にや有らむ

華草菓木雜種異名所謂菴沒羅果菴彌羅果末杜迦果跋達羅果却北他果阿末羅果鎮杜迦果烏曇跋羅果茂遮果那利薊蒟果般棧娑果凡厥此類難以備載見珍人世者略舉言焉至於棗栗稗柿印度無聞梨柰桃杏蒲萄等果迦濕彌羅國已來往々間植石榴柑橘諸國皆樹土宜所出稻麥尤多蔬菜則有薑芥苽瓠葷菜等葱蒜雖少噉食亦稀家有食者驅令出郭至於乳酪膏酥沙糖石蜜芥子油諸餅炒常所膳也魚羊豎鹿時薦肴馐牛驢象馬豕犬狐狼師子猴猿凡此毛群例無味噉啖者鄙恥衆所穢惡屏居郭外希迹人間其酒醴差滋味流別蒲萄甘蔗刹帝利飲也麴蘖醇醪吠奢等飲也沙門婆羅門飲蒲萄甘蔗漿非酒醴之謂也雜姓卑族無所流別然其資用器巧質有殊什物之具隨時無闕雖釜鑊斯用而炊飪莫知多器杯土少用赤銅食以一器衆味相調手指斟酌略無匙箸至於老病乃用銅匙

寄歸内法傳に五天之地界分綿邈大略而言東西南北各四百餘驛除其邊裔雖非盡能
 目擊故可詳而問知所有噉嚼奇巧非一北方足麵西方豐麩摩揭陀國麵少采多南裔東
 陲與摩揭陀一類酥油乳酪在處皆有餅果之屬難可勝數俗人之流腫脰尙寡諸國並多
 梗米粟少黍無有甘瓜豐蔗芋之葵菜足蔓菁然子有黑白比來譯爲芥子壓油充食諸國
 咸然又五天之人不食諸蔬及生菜之屬由此人無腹痛之患腸胃和輒亡堅強之患矣
 もあり併考ふべし毛群を噉ふを穢とし噉へる者は恥て郭外に屏居する由あるは
 西戎の國に勝りて殊勝なり

但し羊羴鹿をば噉ふ由あるは何なる事にか知りがたし近き頃は皇國にしてさ
 る末國にも若ざる人の年ごとに多くありて西戎人風に獸肉を食ふを穢としも
 知らざるは悲しき事あり此穢の事は古史傳に悉く註せるを見べし
 さて一器に衆味を相調へ手指にて斟酌することは諸蕃に多く印度に限らぬ事あ
 れど鄙しく益けき態あり無匙箸と云こと内法傳にも西方食法用右手必有病故開
 匙音匙其筋則五天所不聞四部亦未見而獨東夏共有此事俗徒自是舊法僧侶隨情用
 否筋既不聽不遮即是當乎畧教用時衆無譏議東夏即可行焉若執信有嗤嫌西土元不
 合提畧教之旨斯其事也と見わたり

潔清自守非矯其志凡有饌食必先盥洗殘宿不再食器不傳瓦木之器
 經用必棄金銀銅鐵每加摩瑩饌食既訖嚼揚枝而爲淨澡漱未終無相
 執觸每有溲溺必事澡濯身塗諸香所謂栴檀鬱金也君王將浴鼓奏絃
 歌祭祀拜祠沐浴盥洗

寄歸内法傳に餐分淨觸と云ふ條に凡西方道俗噉食之法淨觸事殊既餐一口即皆成
 觸所受之器無宜重將置在傍邊待了同棄所有殘食與應食者食之若更重收斯定不可
 無問貴賤法皆同爾此乃天儀非獨人事

此乃天儀非獨人事と云へるは切利天より傳へたる儀ある由なり故非人事と云
 へるあり此の事のみならず印度國に正義と見ゆる事ともは總て天儀と聞ゆる
 こと深き由あることあり其由は次品の末に言ふを見べし西戎の國にて一几一
 器に主客互に匙また箸をさし入れ食するとは異りてよくも皇國の風儀に似た
 りけり

諸論云不嚼楊枝便利不洗食無淨觸將以爲鄙豈有器已成觸還將益送所有殘食却收
 入厨餘飯即覆寫釜中長膳乃反歸館内羹菜明朝更食飯果後日仍餐持律者須識分

盪流漫者雷同一槩凡受齋供及餘飲噉既其入口身即成觸要將淨水漱口之後方得觸著餘人及餘淨食若未深漱觸他並成不淨其被觸人皆須淨漱若觸著狗犬亦須深漱其嘗食人應在一邊嘗訖洗手漱口並洗嘗食器方觸鑪釜若不爾者所作祈請及爲禁術並無効驗縱陳饗祭神祇不受

此れまで謂ゆる諸論の文なり然して此の諸論と云へるは決めて梵志の學ぶ吠陀論ありそは次卷に註を見べし

五天之地云與諸國有別異者以此淨觸爲初基耳昔北方胡人至西國以便利不洗餘食內盆時食叢坐互相定觸不避猪犬不嚼齒木遂成譏議故行法者極須存意然東夏食無觸淨其來久矣雖聞此說多未體儀と云ひ

東夏とは西戎の國をいへり食に觸と淨との別なきこと彼の國の風俗を記せる書どもを見て知べし

食訖りて楊枝を嚼こと同書に食罷去穢と云ふ條に食罷之時手必淨洗口嚼齒木疏牙刮舌務令清潔餘津若在即不成齋然後以其豆屑或時將土水熬成泥拭其唇吻令無膩氣云々とあり

さて下文に牛糞を手に摺りて淨むる由言あれど其は記し出す

また食に盥漱又舉行香泥如梧子許措手令使香潔次行揅椰豆蔻以丁香龍腦咀嚼能令口香亦乃消食去穢とも見たり此の齒木の事は朝嚼齒木といふ條に毎日且朝須嚼齒木措齒刮舌務令如法盥漱清淨方行敬禮若其不然受禮禮他悉皆得罪其齒木者梵云憚哆家瑟託

憚哆譯之

便利の後に洗ふこと今も印度に其の風俗遺れる由聞ゆるは殊勝なる事あり心有む人は效ふべき事にこり

此の風俗の遺れる事は云々

衣裳服玩無所裁製貴鮮白輕雜彩男則繞腰絡腋橫巾右袒女乃襜衣下垂通肩總覆項爲小髻餘髮垂下或有剪髭別爲詭俗其所服者謂憚奢耶衣及氈布等憚奢耶者野蠶絲也葛摩衣葷麻之類也領領鉢衣織細羊毛也褌刺縞衣織野獸毛也細奕可得絹績故以見珍而充服用其北印度風土寒烈短製窄褌衣頗同胡服

衣服に鮮白の物を貴ぶこと寄歸内法傳にも西方俗侶官人貴勝所著衣服唯有白氈

一雙貧賤之流、只有一布、既無腰帶、亦不裁縫、直是闊布兩尋、繞腰、下抹、見ゆ、
なほ委しくは、本書に就て見るべし、

華鬘は華嚴經、音義に梵言摩羅、此譯云鬘、案西域結鬘師多用蘇摩那花、行列結之、以爲
條貫、無間、男女貴賤、皆此莊嚴、或首或身、以爲飾好、則諸經中有天鬘、寶鬘、花鬘、市等、同其
事也、

阿毘曇心論、また四分律の音義も同じ、

大般若經、音義に案花鬘者、西國人嚴身之具也、梵語云摩羅、此譯爲華鬘、五天俗法、取草
木、時花、暈澹成彩、以線貫穿、結爲花鬘、不問貴賤、莊嚴身首、以爲飾好、とあり、また身に纏
絡環釧、をも佩くことも、共に神國の古へに似たるは、由緒ある事なり、

其は下に註ふを見て知べし、

刹帝利、婆羅門、清素居、簡潔白儉約、國王大臣服玩、良異華鬘、寶冠、以爲
首飾、環訓、纓絡、而作身佩、其有富商大賈、唯訓而已、人多徒跣、少有所履、
染其牙齒、或赤、或黑、齊髮穿耳、修鼻大眼、斯其貌也、

刹帝利と婆羅門とは、其の服玩同じき故に、共に擧たりと見ゆ、是を以て、謂ゆる諸外

道とは殊なる事知べし、清素居、簡潔白儉約とは、然しも仰山ある飾を好まず、清潔ある
服玩を用ふる事と聞えたり、環釧、また纓絡を飾とする事は、皇國の古へに合へる
こと既にも云へり、

但し、富商大賈は、釧のみ飾とすれど、寶冠は著ざると見わたり、

さて人多徒跣と云より下は、印度人のあべての風俗を云へり、寄歸内法傳にも、西方
不著鞋履、之風とあり、

また對尊儀と云條にも、若對形像、及近尊師、除病則徒跣、是儀無容、輒著鞋履、若寒
國、聽著短靴、諸餘履屣、隨處應用ともあり、此は比丘の儀狀を云へるあれど、禮に鞋
を著ることは、許さざるあり、

阿含經を察るに、佛祖また比丘等が、乞食して歸れる事、また他家に往たる事、多
く見ゆるに、毎も足を洗ふと云ことの有るは、徒跣あればなり、

偕こそ佛像に、鞋履の風を著たるは、見わざるあり、

さて耳を穿ちて、耳瑠といふ物を懸ること、最も卑陋しき風俗なるは、案ふに此は彼
の外道の族より始めて、遂に國風と成れるにや、然にても、諸天に、耳瑠の事の見ゆる
は、不審なり、

此は早く、佛祖の時の風俗をもて、諸天にも及ぼし説るにも有べし、凡_レ遭_レ疾病、絶_レ粒_一七日。斯限之中、多有_レ痊愈、必_レ未_レ瘳_一。差_レ方_一乃_レ餌_レ藥、藥_レ之_レ性類、名種不同、醫_レ之_レ工伎占候有_レ異、終_レ没_レ臨_レ喪_レ哀號_一相泣_一、裂_レ裳_一、拔_レ髮_一、拍_レ額_一、推_レ背_一、服制無_レ聞_一、喪期無_レ數_一。

疾病に遭て、食粒を絶こと、凡て醫療の趣は、寄歸内法傳に大畧見わて、下に引が如し、喪期無數と云へるは、唐土にて、喪に期を立たるに對へて、印度の風を言ひ著せりと聞ゆ、寔_ニは期のなきぞ、追遠の真情ありける、

送_レ終_一殯_レ葬_一、其儀有三、一曰、火葬、積薪_一、焚_レ燎_一、二曰、水葬、沈_レ流_一、漂_レ散_一、三曰、野葬、棄_レ林_一、飼_レ獸_一、國王殂落、先_レ立_レ嗣_一君_一、以_レ主_レ喪_一祭_一、以_レ定_レ上_レ下_一、生_レ立_レ德_一號_一、死_レ無_レ議_一諡_一、三葬ともに最も鄙しく、眞の道に叶ざる惡風俗あり、但し此事は、古人往々既に辨へたれば、今更に言はず、さて野葬を、また風葬とも云ひ、是に土葬を加へて、四大の非法と云よし、後の佛籍ごもに見えたり、

喪禍之家人莫_レ就_レ食_一殯葬_一、之後復_レ常_一無_レ諱_一、諸_レ有_レ送_レ死_一、以_レ爲_レ不_レ潔_一、咸_レ於_レ郭_一外_一。

浴而後入。

此も眞の道に叶ひ、漢を效ふ俗學者ごもには優りて、殊勝ある所行なり、年耆、壽_レ耄_一、死期將_レ至_一、嬰_レ累_一、沈_レ痾_一、願_レ棄_レ人_一間_一、親_レ故_一知_レ友_一、奏_レ樂_一、饑_レ會_一、泛_レ舟_一、鼓_レ棹_一、濟_レ澆_一伽_レ河_一、中_レ流_一、自_レ溺_一、謂_レ得_レ生_一天_一、十_レ有_レ其_一、一_レ未_レ盡_一、鄙_レ見_一、出_レ家_一、僧_レ衆_一、制_レ無_レ號_一哭_一、父_レ母_一亡_一、喪_レ誦_一、念_レ酬_一恩_一、追_レ遠_一、慎_レ終_一寔_一資_一冥_一福_一。

此等の所爲は、梵志の教に出たる事ごは思はれず、彼、謂ゆる、苦行外道の鄙見にぞ有べし、

君王奕_レ世_一、唯_レ刹_一帝_一利_一、篡_レ弑_一時_一起_一、異_レ姓_一稱_レ尊_一、國_レ之_レ戰_一士_一、子_レ父_一傳_レ業_一、遂_レ窮_一兵_一術_一、居_レ即_一宮_一廬_一、周_レ衛_一、征_レ則_一奮_一旅_一前_一鋒_一、凡_レ有_レ四_一兵_一、步_レ馬_一車_一象_一、象_レ則_一被_一以_一堅_一甲_一、牙_レ施_一利_一距_一、一_レ將_一安_一乘_一、授_レ其_一節_一度_一、兩_レ卒_一左_一右_一爲_レ之_一、駕_レ馭_一車_一、乃_レ駕_一以_一駟_一馬_一、兵_レ師_一居_一乘_一、列_レ卒_一周_一衛_一、扶_レ輪_一、挾_レ轂_一、馬_レ軍_一散_一禦_一、逐_レ北_一奔_一命_一、步_レ軍_一輕_一捍_一、敢_レ勇_一充_一選_一、負_レ大_一楯_一、執_一長_一戟_一、或_レ持_一刀_一劍_一、前_レ奮_一行_一、陳_レ凡_一諸_一戎_一器_一、莫_レ不_一鋒_一銳_一、所_レ謂_一矛_一楯_一弓_一矢_一、刀_レ劍_一、鉞_レ斧_一、戈_レ、受_一、長_レ稍_一、輪_レ索_一、之_レ屬_一、皆_レ世_一習_一矣_一。

諸國を領居る、刹帝利どもの、篡逆なること、増一阿含六重品に、生漏梵志問、佛言、刹利、意何所求、佛言、常好鬪訟、多諸技術、好喜作務、所作要究竟終、不中休、又問言、國王何所求、佛言、王意所欲、得國、故意在兵杖、貪著財寶、と見え、力品に、國王、以橋慢爲力、以此豪勢、而自陳說、とも有を見て、も知られ、同經衆生居品に、比丘等が乞食すべき國の事を談ふ所に、摩竭國、阿闍世、在彼治化、主行非法、又殺父王、拘留沙國、惡生王、於彼、土治化、極爲凶弊、無有慈仁、人民熾暴、好喜鬪訟、舍衛國、波斯匿王、主行非法、犯聖律、教誡比丘尼、得阿羅漢、十二年中、閉在宮內、與共交通、と云ひて、此國々に於て、乞食すまじと談れる事もあり、此は佛祖の言に、建立善本、波斯匿王、得無根善信、起歡喜心、阿闍世王、など擧たる王等あるに、其、惡逆かくの如く、彼、名高き阿育王と云しも、愚痴の極ある惡王ありけり、皇國の古人は、姑く置て、佛國また西戎の國にて、甚異に、佛法を信じたる倫を見通すに、愚人は更なり、陰惡ある人の、心隱せるが多かるは、其は謂ゆる五逆十惡を犯せるも、三寶を信すれば、地獄の罪を免るとふ、佛祖の説を頼みてあり、此の事ある第一品、蘇我の馬子が、始めて佛を信したる所に委く云べし、

纂弒時に起りと云ふこと、觀經に、劫初已來、有諸惡王、貪國位、故殺害其父、一萬八千と有にても知べく、王さへに斯在ば、況て臣として、君を殺せる者の多有けむこと、准へ

て想ふべし、故異姓にて、尊を稱するもありしなり、

本書に諸國の事を記せる所に、其の王を、或は婆羅門種也と云ひ、或は吠舍種也といひ、或は戌陀羅種也と判れる國々も多かるは、此の故にぞ有りける、

さて國の戰士と云より以下は、文義よく通じ、殊に此には然しも用なく、唯一通り心得て在べき事どもある故に、註を下さず、

政教既寬、機務亦簡、戶不籍書、人無徭課、王田之內、大分爲四、一充國用、一祭祀、二以封建、輔佐宰臣、三賞聰叡、碩學高才、四樹福田、給諸異道、所以賦斂輕薄、徭稅儉省、各安世業、俱佃口分、假種王田、六稅其一、官僚各有分地、自食封邑、風壤既別、地利亦殊、

國民を治むる有、趣西戎國などよりは、甚く寛容にして、大旨は皇國の御制度に似たり、其由を巨細に言むは、此に專とあき事あれば、漏しつ、想ふに、本は梵志の教へ立たる法度なるべし、

夫其俗也、性雖狷急、志甚貞質、於賊無苟得、於義有餘讓、懼冥運之罪、輕生事之業、詭譎不行、盟誓爲信、政教尙質、風俗猶和、凶悖群小時、虧國憲、

謀危君上事跡彰明則常幽囹圄無所刑戮任其生死不齒人倫犯傷禮義悖逆忠孝則剝鼻截耳斷手剔足或驅出國或放荒裔自餘咎犯輸贖贖罪理獄占辭不加荊朴隨問款對據事平科拒違所犯恥過飾非欲窮情實事須案者凡有四條水火稱毒

鼻を削き耳を截り手足を斷るを、印度の刑の極みと聞ゆるは、是れまた寛容ある律なり、國より驅出し、遠く放流し、或贖の財を出さしむるを、皇國の御制に似たり、内法傳に、西國極刑之儀、糞塗其體、驅擲野外、不慮人流、徐燕去穢之徒、行擊杖自異若誤、衝著即連衣遍洗、

また水則罪人與石盛以連囊沈之深流、按其真偽、人沈石浮、則有犯人浮石沈、則無隱火乃燒鐵鍊罪人踞上、復使足蹈、既遣、掌案又令舌舐、虛無所損、實有所傷、懦弱之人、不堪炎熾、捧未開、華散之向、焰虛、則華發、實則華焦、稱則人石平、衡輕重、以取驗、虛則人低、石舉、實則石重、人輕、毒則以一、殺羊、劑其右、臂、隨被、認人、所食、之分、雜諸毒藥、置剖、脾中、實則毒發而死、虛則毒歇、而懸、舉是四條、以防百非之路、とあり、情實を究むる四條の中に、燒鍊をもて云々する事は、我が探湯に似たり、

皇國にも斧を燒て、其を掌に受しめ、情實を究たる事も、近き世まで、往々有し事と

聞わて、物にも見えたり、

其の餘の事ども、甚く古意に背けりと思ふ事のなきは、刑法もまた、西戎國には勝りて所思るあり、

致敬之式、其儀九等、一發言慰問、二俯首示敬、三舉手高揖、四合掌平拱、五屈膝、六長跪、七手膝踞地、八五輪俱屈、九五體投地、凡斯九等極、唯一拜跪而讚德、調之盡敬、遠則稽顙拜手、近則舐足摩踵、致詞受命、袞裳長跪、尊賢受拜、必有慰辭、或摩其頂、或拊其背、善言誨導、以示親厚、出家沙門、既受敬禮、唯加善願、無止跪拜、隨所宗、事多有旋繞、或唯一周、或復三市、宿心別請、數則從欲、

百論疏に、禮有三種、一者下禮所謂揖也、二者中禮、四支着地、頂不戴足、三者上禮、一身之中、頭尊足卑、今以己之尊禮彼之卑、蓋是敬情之至とも見ゆ、九等の敬式、文よく聞えたり、然にても足を舐る式は、いと益けし、沙門の敬禮の狀は、佛經ごとに見わて、人普く知れり、宿心別請とは、宿夜に思ひて、其家に請する由にて、數請ふ時は、其請に従りて、其人がり往を云ふ、下の品々に見たるが如し、

近くは、釋氏要覽の禮數篇を見て知べし。

敷量之稱謂踰繕那。

舊曰由旬、又曰踰闍那、又曰由延、皆訛畧也。

踰繕那者、自古聖王、一日軍行也。舊傳一踰繕那、四十里矣。印度國俗、乃三十里。聖教所載、唯十六里。

翻譯名義集に、踰繕那此云限量とあり、舊傳云々とは、大論に、由旬三別、大者八千里、中者六十里、下者四十里、謂中邊山川不同、故行里不等とある、下者四十里と云へるを採て云ふなるべし。○印度の國俗云々は、玄奘法師が渡れる、當時の國俗には、三十里を踰繕那と云へる由あり、○聖教所載云々とは、佛經ともに、踰繕那とあるは、唯十六里の事ぞと云るあり。

さて其の一里と云は、唐土の六町一里なれば、十六里は、九十六町なり、皇國の三十六町一里を以て云ふときは、二里二十四町あり、然れども、其は謂ゆる踰繕那の異説を擧たるにて、正量にあらず、次節の量を以て正と爲べし。

窮微之數、分一踰繕那、爲八拘廬舍、拘廬舍者、謂大牛鳴聲、所極聞、稱拘

廬舍、分一拘廬舍、爲五百弓、分一弓、爲四肘、分一肘、爲二十四指、分一指、節、爲七宿麥、乃至蠶蟻隙塵、牛毛、羊毛、兔毫、銅水、次第七分、以至細塵、細塵七分、爲極細塵、極細塵者、不可復析、即歸空、故曰極微也。

二十四指並べたるを一肘とし、

大抵皇國の一尺二寸に當るべし、

四肘を一弓とし、(皇國の四尺八寸に當る)

五百弓を一拘廬舍とし、

皇國の二百四十丈に當る、

八拘廬舍を一踰繕那と爲る由あり、然れば一踰繕那は、皇國の千九百二十丈に當りて、六十間一町を、三十六町合せたる里數に積れば、一里十七町二十間に當るあり、下なる品々に、由旬といひ、踰繕那とあるは、皆是に倣ふべし、

日月、次舍、稱謂雖殊、時候無異、隨其星建、以標月名、時極短者、謂刹那也。百二十刹那、爲一咀刹那、六十咀刹那、爲一臘縛、三十臘縛、爲一牟呼栗多、五牟呼栗多、爲一時、六時合成、一日一夜、夜三晝三。居俗、日夜、分爲八

時。晝四夜四於一一時。各有四分。

俱舍論に時之極少名刹那壯士一彈指頃とあり、○刹那は名義集に翻一瞬と云へり、然れば六十瞬の間を一臘縛とし、千八百瞬の間を一牟呼栗多とし、九千瞬の頃を一時と爲し、

五牟呼栗多を名義集には五十牟呼栗多とあり、誰か是なることを知らず、

此の六時を晝夜に分て、一日一夜と爲す由あり、○居俗云々とは俗間の者どもは、本來の定めに違ひて、如此も定むる由なるべし、

月盈至滿謂之白分、月虧至晦謂之黑分、黑分或十四日十五日、月有小大故也。黑前白後合爲一月、六月合爲一行、日遊在內北行也。日遊在外南行也。總此二行合爲一歲、又分一歲以爲六時。正月十六日至三月十五日漸熱也。三月十六日至五月十五日盛熱也。五月十六日至七月十五日雨時也。七月十六日至九月十五日茂時也。九月十六日至十一月十五日漸寒也。十一月十六日至正月十五日盛寒也。

文よく開ゆれば註を下さず、

如來、聖教、歲爲三時、正月十六日至五月十五日、熱時也。五月十六日至九月十五日、雨時也。九月十六日至正月十五日、寒時也。

上、件數量をいふ事も、聖教所載云々といひ、此にも如此云るを思ふに、佛祖の意と、凡て此の類の事までを、世間の例とは違ひて、殊更に法を立て、人の面向たる物と見たり、

さる心ばへの事ども、往々見たり、其は因有らむ所に、次々註ふべし、

文は聞えたるが如し、

或爲四時、春夏秋冬也。春三月、謂制咀邏月。吠舍佉月。逝瑟叱月。當此從正月十六日至四月十五日。夏三月、謂頽沙茶月。室羅伐拏月。婆達羅鉢陀月。當此從四月十六日至七月十五日。秋三月、謂頽濕縛庫度闍月。迦刺底迦月。未伽始羅月。當此從七月十六日至十月十五日。冬三月、謂報沙月。磨祛月。頗勒婆拏月。當此從十月十六日至正月十五日。

報沙月を西域記には、月の字を落し、名義集には、沙の字を脱せり、今校合て載せり、なほ本書を引見て云へし、

印度藏志卷之二稿

○印度國俗品中第二

族姓殊者有四流焉。一曰婆羅門。淨行也。守道居貞。潔白其操。二曰刹帝利。王種也。奕世君臨。仁恕爲志。

刹帝利舊曰刹利器也。

三曰吠奢。商賈也。賈遷有無。逐利遠近。

吠奢舊曰毘舍訛也。

四曰戍陀羅。農人也。肆力疇墾。勤身稼穡。

戍陀羅舊曰首陀訛也。

凡茲四姓。清濁殊流。婚娶通親。飛伏異路。內外宗枝。姻媾不雜。婦人一嫁。終無再醮。自餘雜姓。寔繁種族。各隨類聚。難以詳載。

族姓の四流とは印度に謂ゆる四姓を云ふなり。○一曰婆羅門云々此は初品に既に註へれば今更に云はず。○二曰刹帝利云々金光明最勝王經音義に刹帝利梵語也此

譯爲田主上古以來王族貴種亦習四圍陀論博聞強記其中有貌勝福者衆立爲王也。又、

また六波羅密多經音義に刹帝利者彼國王種也。福智勝者衆舉爲王。大涅槃經音義に刹利或云刹帝利劫初以來帝王貴種此云田主。大般若經音義に刹帝利刹利音察以音梵音歷代王種也。其中有福德智慧過於衆人者共立爲王。因以爲氏也。雜阿毘曇心論音義に刹利此譯云土田主也。謂王族貴種是也。など見たり。彼此合せ見て其の趣を知るべし。

亦習四圍陀論と云へるは此論を習行すること。婆羅門種の世業あるを刹利種も彼世業を習ふ故に亦とは言へり。○三曰吠舍云々は此も同じ音義に。薩舍亦是梵語。此即商主也。雖有大福富有珍財不能通達典憤貨遷逐利爲業爲多蓄積之故。王呂保惜或賜邑封爲長者也。とあり。

また大涅槃經音義に毘舍賣買求利販易之人也。大般若經音義に吠舍古云毘舍訛也。皆巨富多財通於高貴。或實族博貨涉歷異邦。蓄積資財家藏珍寶。或稱長者。或封邑號者也。雜阿毘曇心論音義に毘舍正言吠舍。此云坐。坐謂坐買也。案天竺土俗多重寶貨。此營求積財巨億。坐而出納。故以名焉。なども見ゆ合せ見て其の趣を知るべし。

○四曰、成陀羅云々は、大般若經、音義に、成陀羅古曰、首陀、略不正也、此、姓、之、徒、務、田、業、耕、墾、播、植、賦、稅、王、臣、多、爲、民、庶、並、是、農、夫、寡、於、學、識、四、姓、之、中、之、居、下、等、也、とあり、

また大涅槃經、音義に、首陀、下、姓、王、役、田、夫、之、類、也、雜、阿、毘、曇、心、論、音、義、に、首、陀、應、言、成、陀、羅、謂、田、農、官、學、者、也、と見ゆ、合せ考ふべし、○私志紀に、毘舍、此、云、商、賈、亦、翻、爲、居、士、居、者、積、也、居、積、財、貨、故、也、首、陀、此、云、農、業、播、植、五、穀、之、種、姓、也、亦、云、細、民、以、其、事、業、細、碎、卑、下、故、也、とも有り、また首陀を、増一、雜二阿含には、長者と譯し、長中二阿含には、工師と譯せり、案ふに此は首陀種の中には、農業を事とする者、また工巧を業とする者なども有が故に、かく云るにや、長者と云は、吠舍をのみ云ふ語かと思ふに、首陀をも然言ふは、中に富有あるを云なるべし、其は阿含中に婆羅門を、富めるをば、長者と云ることも見ゆればあり、斯て居士と云は、吠舍に限る事と聞へて、他姓に云ることは見ず、

さて本文西域記に、かく四姓の次第を載せる事は、玄奘法師が、彼國へ渡れる、當時の有趣をもて、記せりと見ゆるに就て論あり、其は此の四姓のこと、長阿含世記經の佛說にては、却初に無量の人種、化生せるが中の一人を、衆人勸めて民主と爲たる、是れ刹利種の始なる由を説畢たる次に、爾時有一衆生念言、世間所有、家屬万物、皆爲、毒

刺、獨、在、山、林、閑、靜、修、道、即、遠、離、家、入、於、山、林、樹、下、思、惟、衆、人、見、已、恭、敬、供、養、稱、善、哉、此、人、能、捨、家、居、獨、處、山、林、寂、然、修、禪、離、衆、惡、因、是、世、間、稱、曰、婆、羅、門、是、故、有、婆、羅、門、種、也、彼、衆、生、中、習、種、々、業、以、自、營、生、多、積、財、寶、名、爲、居、士、是、故、世、間、有、居、士、種、彼、衆、生、中、有、機、巧、人、多、所、造、作、以、自、生、活、是、首、陀、羅、工、巧、始、也、於、是、世、間、有、四、種、名、也、と説たり、

文はいたく切めて引たれば、委くは本經を見べし、但し此經に、吠舍を居士と譯し、成陀羅をば、工巧と譯せり、

此の佛說に、居士を第三とし、首陀羅を第四とせるには難無れど、刹利種を第一とし、婆羅門を第二として、其起を説くことは、佛祖が誣說にて、實には婆羅門種ぞ、第一なりける、

凡て經論疏ごもに、刹帝利を第一に擧たるは、現在ある事實を捨て、佛祖がこの誣說を取れるあれば、盡く非なり、上に引く經々の音義にも、金光明經、雜阿毘曇心論の音義は、婆羅門を第一に擧て、これ眞面目あるを、其餘の音義ごもは、刹利を第一と爲たるは、右の誣說を受たるなり、後の物ながら、大藏、三藏の二法數に、本文と同じく、刹利を第二に擧たるは、古へを知れりと云べし、

然るは、此種姓の最勝最貴なる由は、初品に數多の籍を引て、精しく説辨へたる如く

なるを猶茲にも言はゞ善見律に、常修淨行、博學多聞高貴人也、大涅槃經、音義に婆羅門、謂淨行、高貴捨惡法之人、博學多聞者也、など見え上にも引りし、唐の義淨三藏が、寄歸内法傳に、五天之地、皆以婆羅門爲貴勝、凡有座席、並不與餘、三姓同行、自外雜類、故宜遠矣、と言ひ、

文の意は、五天竺中には、悉く婆羅門を最貴最勝の種俗として、座席に會集する事ある時も、刹利、吠舍、首陀の三姓と、同席同行さへにせず、中にも刹利は、王種あるすら、如此なれば、況て三姓の外ある、雜姓の類族どもは、遠ざかりて、近よること能はずと云へるなり、また西域記に、摩竭陀國の處に、伽耶城、甚險固、少居人、唯婆羅門有千餘家、大仙人之祚胤也、王所不臣、衆咸崇敬、といふ事もあり、

上に擧る本文にも、印度種族、婆羅門特爲清貴、と云へるをや、玄奘義淨ともに、甚く佛祖に心酔せる徒あれば、若し信に佛説の如く、刹利第一あらむには、彼處に渡りて、親しく見聞せる二人が、右の如く記さむ物かは、

また佛説の如くは、殊に國號にも負まじき物をや、熟々思ふべし、さて初品に引たる籍等に、梵志らが説に、其先祖梵天の口より、生出せりと云ことを、佛祖は詐なりと言へれど、上古には然る例いか程もあり、既に其の身も、母が右脇の

謹告

印度藏志去る三月中第一
輯出版仕候筈の處稿正其
他準備の爲め大に遅延第
卅八ページに入るべき印
度地圖の如きも間に合乘
候間次輯に附録として出
版致候に付此段御承相知相
蒙り度願上候也

大日本慈善協會

出版部

（一錢）

明治卅九年四月一日印刷

明治卅九年四月七日發行

東京市小石川區江戸川町十四番地

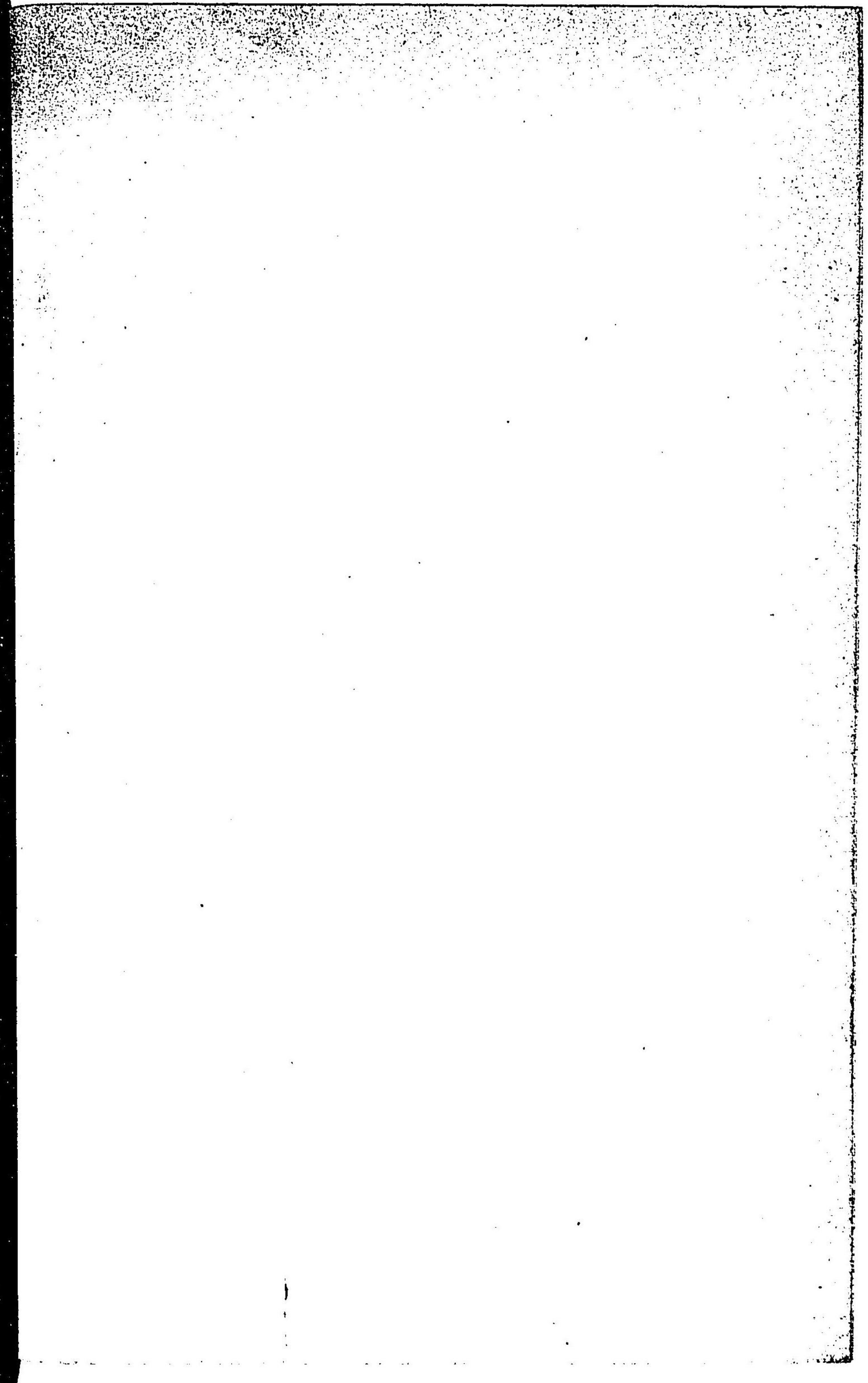
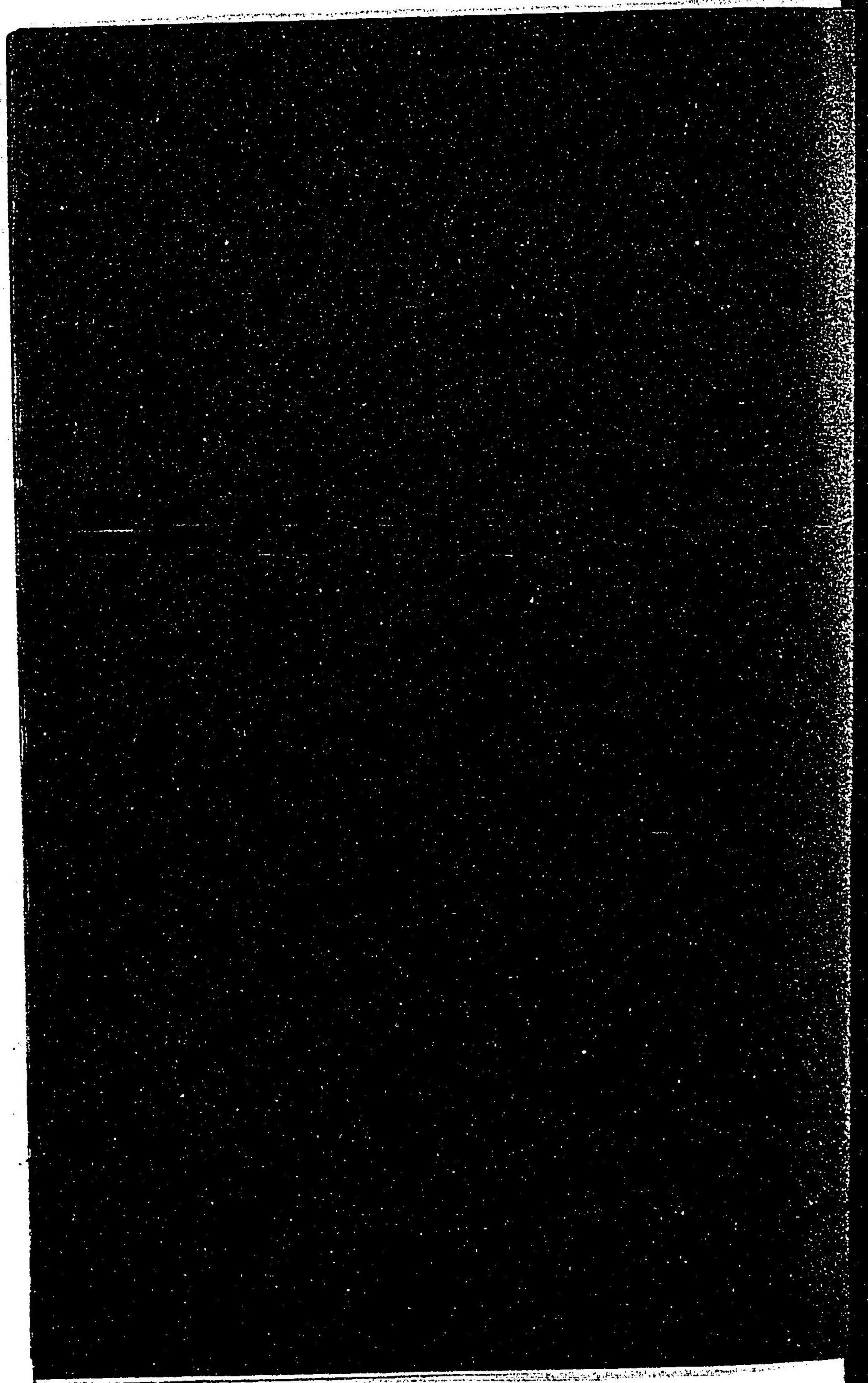
發行人 宮井 鐘次郎

全

發行所 大日本慈善協會

全

印刷所 大日本慈善協會活版部



40
124

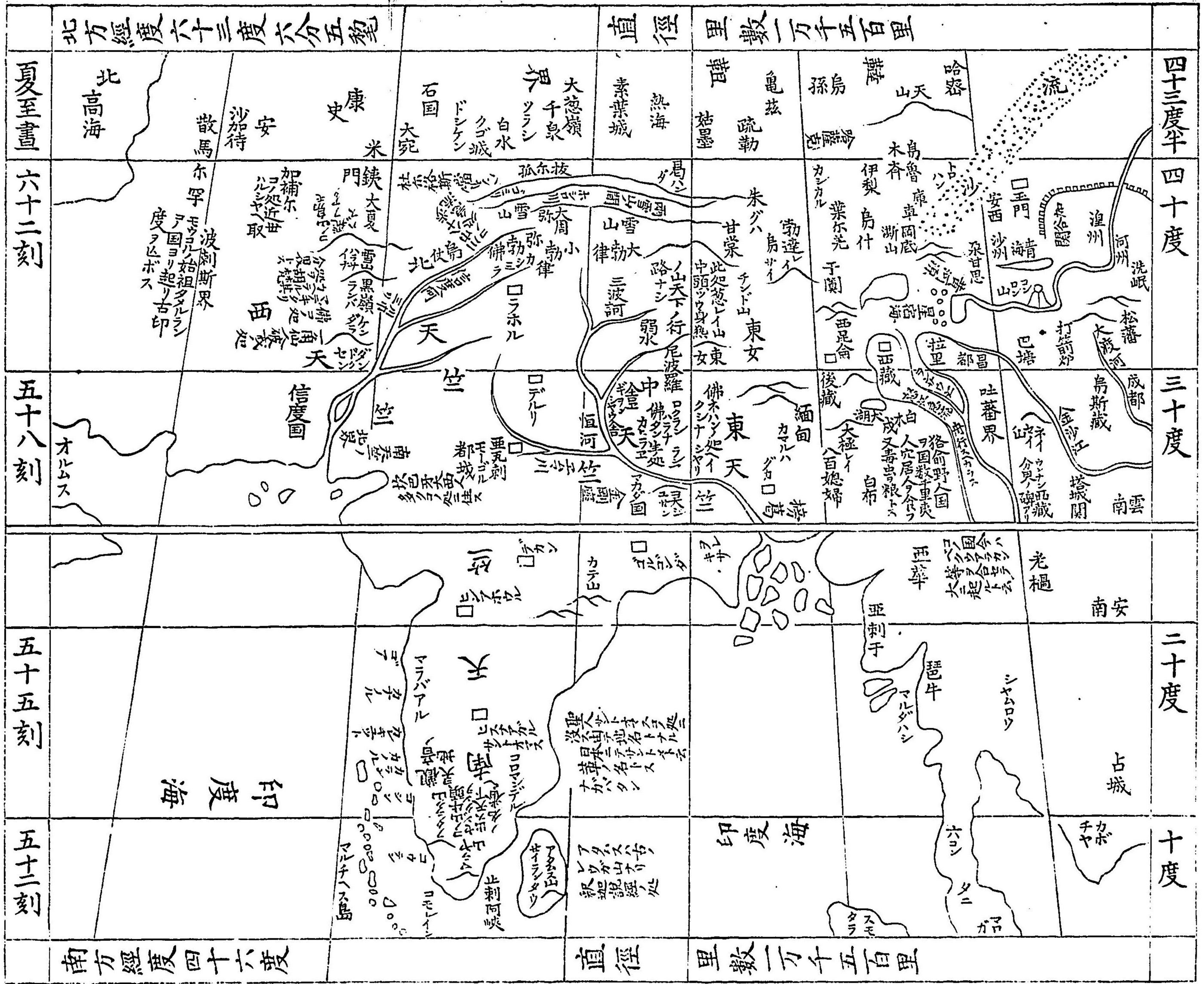
平田篤胤先生著

印度藏志

第貳輯

五天竺地圖

第壹輯三十八頁ニ入ルベキモノ



穴なき所より出たりと云ふに非ずや、

但しかく云へるに依りて思へば、佛祖が其の母の胎より生出せりと云こと

説にやと思ふ由あり、其は第II品に論ふを見るべし、

また彼の引たる書どもに、此類人自云我本始祖、從梵天口生、故取梵名、云々、とやうに

記せる是また趣意ある言狀にて他よりは然云ねども、自誇りて云ふ説ど、と云意を

含たる語勢あり、然れども自言のみならず、國人擧りて、然か稱して尊重せること、西

域記内法傳の記し趣にて論なく、大毘婆沙論には、大地所有、本是梵王、神力化作施諸

婆羅門、今婆羅門勢力羸弱、刹帝利等侵奪受用、とも見へたり、然ればこゝ、佛祖が在世

に在し、婆羅門の趣を、阿含に據りて察るに、刹利王種の族さへに、其の往來を見ても、

大僊人、和尚、上人、大師と稱して、尊崇頂禮せる趣も、著明に所知たれ、

また尊みて、世尊と云へる事もあり、凡て是等の有來し、梵志の稱號をば、佛祖みあ

とりて、我を稱せしめたる故に、後には和尚、上人、大師と云を、佛者に稱し、世尊と

云へば、佛祖が事の如くなも成にける、凡て佛法に用ふる諸號は更あり、此は難あ

しと見ゆる限りは、大抵、婆羅門行より、竊せるにぞ有ける、其は次々辨ふを見るべ

し。

明徳
39 4 39
内交

然れば婆羅門種の起原を世間に有ゆる万物家屬を毒刺として、寂靜を好み家を捨て山林に入れる故に、婆羅門と稱せりと云へる佛説は、梵は靜淨の義あるより思ひ附て、例の翻案せる誣説造言あること著明あり、

名義集に、普門疏云、劫初種族、山野自閑、故人以淨行稱之、雖云、秦言外意云々とある説の類は、摠て佛祖の誣言に轉化せられたる説にて、論ふに足らず、

然るは、家族を毒刺とするは、下に論ふ如く、外道に始れる沙門行にて、佛祖が道の要旨にこそ有れ、婆羅門の本行には非ぬをや、

此の事委くは、第一品に辨ふを見るべし、

抑佛祖が此の誣説を發せる因縁、いかにと考ふるに、刹利、吠舍、首陀の三種姓は、第二品に見ゆる佛説の如く、謂ゆる劫初に、一時に蟲の沸出る如く、化生したるにて、刹利種の祖と云へども、其中あれば、猶卑しく、佛祖は其の種族なる故に、彼の梵志らが出自を、世人の尊重するが妬まじきに、右の如き誣言を發して、梵志は更あり、大梵王の古傳をも説破して、甚くかの神を卑しめ罵たる物あり、

大梵天王を卑しめ罵りたる事は、第一品に出れば、其處に委く論ふを見べし、然して世人の信まじと思ふ妄説には、例として大梵王の語、または故事などを作り

設けて、其の證に引出ること、阿含に數所見へて、覺へず獨笑せらるゝこと多かり、法苑珠林に、阿毘曇論を引て、大梵天者、異道の人等、以爲能生万物之本、彼梵天王亦計爲造化之主、如來欲破彼情見、故別標説爲有也と云へるは、即この意ばへあり、彼四姓經、また世記經にも、右に引く刹利第一、婆羅門第二の説をとき訖て、梵天王、頌曰、さて、生中刹利勝、能捨去種姓、明行成就者、世間爲第一と説きて、我、印可其言と云へるは、絶倒に堪たる事にて、此はかの大論に、衆生常識、梵天、以爲祖父、故説梵天と云る方便ありかし、

四姓經、世記經共に長阿含中にあり、彼梵天王、頌と云もの種姓の議論には、必いひ出る語にて、阿含中に甚うるさまにて、所々見へたり、

かくて仇に取れる梵志等に、をりく種姓の恥しめを受る事を苦みて、弟子比丘どもに、若人問種姓、我是沙門釋種子也、親從口生、從法化生、大梵名者、即如來、號如來爲世間眼、爲世間智、爲世間法、爲世間梵、爲世間甘露、爲世間注主と答ふべしと教へて、種姓を擇ばず、其の法を信受奉行する者を、總じて釋子と稱する事を始めて、刹利第一、婆羅門第二の説を誣出せるあり、是をこそ、我慢の人とは去べけれ、さて提婆論に、園陀論師説とて、從那羅延天、齋中生、大蓮華、從蓮華生、梵天祖公、從梵天、口中生、婆羅門、兩臂

中生刹利、兩髀中生、毘舍、從兩脚跟生、首陀、云々とあり、四種姓ともに梵天の口脣脣脚の四所より生せりと云こと、

譬喻經、また名義集にも見たれど、

此は梵志種の梵口より生れると云ふ説のみ實にて、餘の三種姓は佛説の如く、却初に、一時に化生して、次々に三種に派りたる所思たり、

然れども、一時に化生せるも、大梵自在天神の造化の徳に資ことは、云ふも更なり、斯て一度化生して後は、永く胎生することに定まりぬること、是また言ふも更なり、

然らては、婆羅門種のみ梵胤ある由を、口實と爲來るべき謂無ればあり、然れば兩脣中生刹利と云より以下は、後に婆羅門種を羨み思へる徒の、各々に、さる妄説を放ちしを集め載して、園陀論師説と、後の佛者が經たる説とこそ聞へたれ、
然は有れども、婆羅門を梵口よりと云ふ説は、何れにも動くことなし、

さて凡て茲の四姓と云より末は、開ゆる儘の文あれば、註を加ふるに及ばず、

其、婆羅門學、四吠陀論、(舊曰、毘陀訛也)一日、壽謂、養生繕性醫方諸事、二日、祠謂、享祭祈禱事、火懺悔、三日、平謂、禮儀占卜兵法軍陣、四日、術謂、異

能伎數禁呪符印

吠陀は、諸書に皮陀、韋陀、薛陀、園陀、吠駄、鞞陀、遠陀、毘陀、婆陀など記し、何れも其の一を執して、餘を訛りと云へり、今は孰れを正しとも定め難し、言義は、密嚴經、音義に、吠陀、梵語也、此譯云、明論謂、壽祀平術、名、四吠陀也、大涅槃經、音義に、四吠陀此云、四明論、有、十萬頌、西方所重、明、四種法、一壽、二祠、三平、四術と見へ、名義集には、吠陀、此云、智論、知、此、生智、即邪智論、亦翻、無對、とも言へり、

即邪智論なりと云へるは、佛者の例の貶言なり、大藏三藏の二法數も、此、尻馬に乗て、即婆羅門之邪論也、以世間之智、造養生等書、而有四種、不同故名、四韋陀典、其書不、曾傳至東上と云へり、以世間之智と云へるは、佛法を出世法と自稱するに對して、吠陀を貶しめたる語なり、

また衆經音義に、鞞陀、此云、分、亦云、知也、四名者、一名、阿由、此云、命、謂、醫方諸事、

今標る本文に、壽とあるを命とあるは、譯の違あり、俱舍頌に、命根體、即壽、能持煥及識といひ、弘決、一に、一期曰、壽、連持曰、命、いづれにても宜し、阿由を百論疏には、荷力と作き、大涅槃經義記、法華文句には、億力と作たり、共に阿由と同音なり、韻鏡をよく見む人は疑はじ、

二名、夜珠、謂、祭祠也、

大涅槃經、義記、法華、文句などには、二耶受とあり、然れば彼の二法數に、珠夜とあるも、雜心論に、耶訓とあるも、共に誤あり、

三名、娑摩、此云、等、謂、禮儀、卜相、音樂、戰法、諸事、

今の本文に平と云へるを、等とあるは、是また譯の違にて、義は異あし、偕かの二法數に、娑を婆に誤れり

四名、阿闍、謂、呪術也、ともあり、

本書に闍、字の下に、婆拏の二字あれど衍なり、そは百論疏に、阿闍とのみあり、雜心論、大涅槃經義記、法華文句ともに、阿陀と有ればあり、

さて此、四明論の起原を、六波羅密經、十偈に、大梵演說、四圍陀と云ひ、

百論疏に、舊毘婆沙論を引て、大婆羅門造、皮陀說とあるは、大梵と云に同じ、そは梵と婆羅門と、同語なること、前に云へる如くあればなり、

大毘盧遮那經、住心品の、大自在天乃至天仙、大圍陀論師、各々應善、供養とある所の疏に、圍陀、是梵王所演、四種明論、大圍陀論師、是受持彼經、能教授者、以能開示出欲之行、故、應歸依也、於彼部類之中、梵王猶如佛、四圍陀典、猶如十二部經と見え、

十二部經とは佛法の本經と立たる經々あり、委くは第II品に注ふを見べし、

共に大梵王の演說とせり、然るを摩登伽經に、昔、有人名、爲梵天、修學禪道、有大知見造、一圍陀、流布教化、其後有仙名、曰、白淨、出與于世、造四圍陀、一者讚誦、二者祭祀、三者歌詠、四者禳災、云々と云ひ、

この云々と約せる文は、下の細注に引くを見べし、

金七十論には、初從梵王乃至仙人說、四圍陀とも、聖教名、聖言者、如梵天及摩菟王所說、四圍陀及證論とも云ひ、衆經音義に、此、四轉陀、是梵天所說、梵天孫毘耶婆仙人、又作、八轉陀とも言へり、

毘耶婆問經に、此、是仙人名、毘耶婆、造、四毘陀、善、知、聲、論、知、種、々、書、と有れば、梵天の說る四轉陀に、また四轉陀を加作れる事を作、八轉陀とは云へり、此は佛祖と同時の人と聞へたり、然れば、梵天、孫とあるは、孫裔の義と聞ゆ、また大毘婆沙論に、契經說、古昔婆羅門、造明論者、造呪術者、上首有十、一類悉探迦、二婆莫迦、三婆莫提婆、四毘濕縛密多羅、五闍莫鐸耆尼、六耆耆羅、七跋羅墮闍、八婆死瑟提、九迦葉波、十勃栗瞿、如是等、諸婆羅門、世雖尊敬、皆不度疑、而命終とも見ゆ、明論とは、即、吠陀論あり、世と云より末は、佛者が列の他道を貶むる詞あり、

此を和會して稽ふるに、四明論の原始は、大梵王より出たるを、彼天降れる梵天子の人間に傳授せるを、

摩登伽經に昔有人名爲梵天、修學禪道、有大知見、造一圓陀流布教化、とある是なり、其の後裔の梵志仙人等が、次々に頌釋を物しつゝ、上下に引く書等に云如く、十萬頌と云ふ計りには成にけむ、

そは摩登伽經に、上に引く文の連次に、次復更有一婆羅門名曰弗沙、其弟子衆二十有五、於一圓陀廣分別之、即便復爲二十五分、次復更有一婆羅門名曰鷓鴣、變一圓陀爲十八、次復更有一婆羅門名曰善道、其弟子衆二十有一、亦變一圓陀爲二十一分、次復更有一婆羅門名曰鳩求、變一圓陀以爲二分、二變爲四、四變爲八、八變爲十、如是展轉、凡千二百十六種、と云るにても、次々に多く成もて來しこと、推量られたり、然れども十萬頌と云へるは、佛籍の例の定數にて、信するに足らず、そは下に論ふ如く、書とし云へば、十萬頌といふ口僻あればあり、

さて俱舍頌、迦麟記に、四吠陀論、梵天所說可十萬頌、口相傳據、不書紙葉、と云ひ、俱舍頌悉暉鈔も、これに同じ、

奇歸內法傳の西方學法と云ふ條に、五天之地、婆羅門所貴、典誥有、四薛陀、書可、十萬頌、

薛陀、是明解義也、咸悉口相傳授、而不書之紙葉、每有聰明、婆羅門誦斯、十萬、即如西方、相承、有學聰明法、一謂生覆審智、二則字母安神、旬月之間、思若泉涌、一聞便領、無假再談、親觀其人、固非虛耳とあり、

なほ東印度にて、其人を親たる其の越を記せれど、今は漏しつ、然るにても、其聰明法を載ざるは、最も遺憾しき事あり、大毘婆沙論十二卷、記憶の事を論ずる所に會聞、有婆羅門子、先誦四吠陀論書、中間忘失復溫誦之、盡斯方便、不能通利、便往師所、具述因緣、師即問言、汝先誦之時、以何加行、答言、本時手、繩口誦、師言、汝當如本、加行、彼隨師教、一切皆憶と云ふことも見え、また阿難比丘が、一苾芻に記憶の法を教たる事も見ゆ、其は第II品、四阿舍の論の所に引くを見るべし、

抑、印度には、下に云ふ如く、大梵王より傳授せる文字は、元より有りつゝ、も劫初に梵天の口つから頌して、傳授しけむ故に、婆羅門の世々、其の故實を固く守りて、紙葉に書さず、義淨比丘が渡れる頃まで、幾千載をか経けむ、其の間を咸悉く口つから授受し來れる、敦厯純固ある風俗、わが神國に、元より文字は有りあから、委曲くは記さず、貴賤老少口々相傳、前言往行存不忘、とふ古語に思合されて、且驚き、覺へず筆のさし措れて、天意は如此こそ在けれと、潭く感悟をぞ極めたる、

大道廢れて仁義の名あり、大傳廢れて文句の書あり、此の今日が深くも思ひ悟れる事の旨趣は、今述むとすれど、言を盡さず、設書たらむも、中々意を盡すべくも非されば、口惜みからも、啞の如く此には筆をさし置くにあむ、誠やかか佛説も、此古風のまに、元は紙葉に書さず、口々に授受し來れるを、其滅を去ること三百年計より、紙葉に書すこと始まりて、其より大乘説の淨華競ひ起りて、好くも悪くも佛祖が説の眞面目をば、掻き乱してぞ在りける、委くは第口品に、註ふを見るべし、かく口々に授受し來れる故にこそ、纒に名目ばかり、紙葉に記し傳へたれど、其すら下に授して辨ふ如く、彼此互に漏たる事、また參差せる事も有あれ、然は在れど、總じて古き事の正しき事は、種々に訛り來つる中に、また文籍に載して、無朽なるに勝りて、深幽なる味ひの存り傳はること、眞の古學に精密あらむ人は、自つからに知名む物ぞ、

さて百論、疏に、摩醯首羅天説十六諦義と云ふことあり、

摩醯首羅天は、大自在天と翻して、大梵王の、荒魂の名と聞ゆること、前卷に説るが如し、

其説に、一量諦、二所量、三疑、四用、五譬喩、六悉檀、七語言分別、八思擇、九決、十論義、十一修

諸義、十二壞義、十三自證、十四難々、十五淨論、十六墮負とあり、此を大自在天の所説と云ふこと、全は信難、けれど、中には然も有らむと覺ゆる義も無にしも非されば、若くは、四明論中の説の、残れる物かと捨難く、殊には下に論ふ迦毘羅仙が、二十五諦、優樓佉仙が六諦、勤沙婆仙が十六諦、佛祖が四諦と、總て諦ちふ説の原なれば、因に此に舉たるあり、

但し右の文よりは、引放ちて、別に此を釋せる説有れど、多くは金七十論の説を取りて、附會せるにて、右の諦義に背ける説あれば採らず、其は悉檀とは、謂ゆる悉曇字母の事あるを、自對、義由、異他、義如、數人、根、是實法、論、明、根、是假名、等、也、と釋せる一をももても辨ふべし、

○一曰、壽、謂、養生繕性暨方諸事、

無量壽經疏に、此を壽吠陀論とあり、

暨方諸事の四字は、上に引く、衆經音義に據りて補へり、

其はかゝる語ども歟あらず、文句を合する本書の文例にて、三曰、四曰、ともに然ればなり、

百論、疏に一、荷力皮陀、明解脫、摩登伽經に、一者讚誦と云ひ、音義に、此を命と云へるを

併せて考ふるに、此は謂ゆる養生の眞理を述て大梵王の賦與せる、本性の事より論じ、其、本性を繕め守りて、邪道を復ざる事を教ふる論あるべし。

其は繕性といふに、熟々心を潜めて案ふべし。

さて其、繕性の趣は、彼、摩登伽經に、始めて此、論を傳授せる梵天を、禪道を修學し、大知見ありて、教化せりと有れば、其、攝心法を修して、世俗の卑陋を解脱する法なる故に、百論疏に、明解脱と説るなり。

禪行のことは、佛法に專と論ずる事あるが、此も梵志の行を取れるなること、末に委く論ふを見るべし。

かくて大梵王の、世間を成立し、人種万物を生じたる化育を參贊して、衆生の木鐸たらでは有るまじき種胤あれば、壽命を長く保たずは、其、大業成ざる故に、我を利する耳あらず、人をも益せむと爲て、壽吠陀論を、第一と立たるにや。

世の生さかしき輩など、醫術は小技ぞと心得て、曾ても心と爲ざるが多在とも、人の正道を行むと欲する人は、必ず先、學ふべき事ある由は、古史傳、少毘古那、神の下に委く註せるを見べし。

醫方、諸事とは、下の五明論中の聲明に、藥石針艾とある、其、術ごもを始め、醫方に關か

る事ども、悉く明め知るを云へり。

藥とは、湯液醱醖より始めて、草根木皮、何にまれ、病に應じて用ふる物、また其、性をも知るを云ひ、石とは、砒なり、針とは、毫針口針など猶多かり、艾とは、灸なり、其、外醫事種々あるを、皆學ぶ故に、諸事と云へり、下に論ずる阿輪論と云は、後に此、醫方を釋、廣、たる書あり、あは其處にも云べし。

さて摩登伽經に、讀誦と云へるは、四吠陀にわたる事なるに、壽吠陀論にのみ係たるは、謬りあり。

但し此は、紙葉に書さず、口々相傳へたる故に、かゝる誤りはあるなり。

其は了義燈、一に、如、四吠陀論、婆羅門誦之、音聲、有、上、中、下、甚、自、可、愛、但、尋、聲、求、理、と云ひ、また如、吠陀論、云、我已、飲、甘露、成就、不、復、死、我已、入、大、光、願、諸、天、知、識、謂、鑽、乳、海、以、爲、甘、露、飲、之、則、得、不、死、誦、此、等、言、甚、好、音、聲、とあり、是を以て壽吠陀論のみならず、四吠陀ともに、讀誦せること知られたり。

但し飲、甘露、云々は、壽吠陀あり、此は金七十論にも、園陀中、説、言、我、昔、飲、須、摩、味、故、成、不、死、得、入、光、天、識、見、諸、天、といひ、飲、須、摩、味、見、兒、面、とも有るにて知るべし、須摩味とは、即甘露の梵語あり、斯て了義燈に、其、誦する音聲は、愛すべけれど、都て義趣なしと

云へる説有れど其は佛者の例の貶言あれば此に記さずさるは尋聲求理とあるにても義理深きことは知らるゝをや。

讚誦とは今謂ふ和讃と云ふ物を誦する趣に音聲を麗しく天人共に聽感べく唱ふる由にて音聲に上中下ありとは謂ゆる律呂の具はれるあり此は我が古へに祝辭宣命故事歌詠をも讚誦し節譜して傳へたるに思ひ合されて最珍しく覺ゆ。

こは古史徴の開題記に委く考へ記せるを見て知るべし。さて寄歸内法傳の先體病原と云ふ條に西方五明論中其聲明曰先當察聲色然後行八賢如不解斯妙求順反成違。

五明論の事は此品の末に出れば其所に委く辨ふべし其の中に聲明啓明巧明と云は正に吠陀中に採れるあれば其聲明曰とあるは即壽吠陀なる故に其心を得て察辨ふべし。

言八賢者一論所有諸瘡言瘡事兼内外。

瘡に内外の別あること醫は誰も知りたる事あれば今更に煩はしく註せず。二論針刺首疾首疾但自在頭。

首疾に針刺のみを行ふ趣に聞ゆるは文の足ざるあり藥石艾をも用ふる事は云

も更あるべし。

三論身患咽以下名爲身患。

こは我が古へに謂ゆる體療あり今俗に本道と云は外科に對へたる稱なるべし。四論鬼療謂是邪魅。

こは謂ゆる瘴疫鬼崇など總て鬼魅の態としるき病を云あるべし。

五論惡揭陀藥遍治諸毒。

大涅槃經音義に阿竭陀藥阿云普竭陀云去言服此藥普去衆疾又阿言無竭陀云價謂此藥功高價直無量とも阿竭陀此云無病或云不死藥有翻爲普除去謂衆病悉除去也ともあり攝大乘論音義には阿竭陀藥亦云阿伽陀梵言訛轉也此云丸藥也と云へり俱舍論寶記に如有人爲鼠嚙雖無熱悶等時熱毒在身要服阿竭陀藥而藥威德力故滅身中毒と云こともあり其藥方は陀羅尼集經軍荼利總印の處に若婦人患月水恒出及男女鼻孔血出者取囉娑善那人菟菜根各收二兩秬米泔汁及蜜共和爲丸大如梧子如法服之其病即差此名阿伽陀藥更有一方名同取沙糖鬱金華及酥拈和如膏相似若患鼻塞及鼻中臭又不得嗅香臭等即以前藥灌之即差若患半口頭痛即以前藥摩之即差云々とあり。

六論童子病始從胎內至年十六

七十六

こは謂ゆる小兒科なり、

七論長年方延身久存、

長年方とは云へど、藥方には非すと見ゆ、其は本書に、此下文に、長年之藥唯東華焉、
とも有ればなり、龍樹鼻水法、洗浴の事三、七丁、

八論足身力足力乃身體強健、

こは謂ゆる經行なるべし、此事を同書に、五天之地、道俗多作經行、直去直來、唯進一
路、隨時適性、勿居閑處、一則瘞痾、二能銷食、禺中日昃、即行時也、或可出寺、或於廊下、徐
行、若不爲之、身多病苦、遂令脚腫、肚腫、臂疼、膊疼、但有痰瘰、不銷、或是端居、所致、必若能
行、此事實可資、身長道、經行之基、潤可二肘、長十四五肘、高二肘餘、壘、輒作之、右繞佛殿、
本欲虔恭、經行、乃是銷散之儀、意在養身、療病、舊曰行道、或曰經行、と云ひ、阿含に、佛祖
が經行の事、數所に見ゆ、但し元これ吠陀の教を竊せるあり、謂ゆる法身なるも、痰
瘰有けるにこそ、

斯之八術、五天之地、咸悉遵修、由是西國大貴、豎人、自益濟、他於此、豎明己用功學、由非正
業、遂乃棄之、

こは信に、本業に非すと云へども、道に志有む人は、生涯棄べからぬ業ありかし、
凡四大之身有病生者、咸從多食而起、或由勞力而發、或夜未洩、平且便餐、或且食不消、
午時還食、由茲發動、遂成霍亂、

山田正珍云く、霍與臘古字通用、說文云、臘、肉羹也、大氏人之爲食所傷、肉食居多、故特
舉、臘以統一應食物也、凡人溺其所嗜、欲皆謂之亂、と云へるが如し、

呃氣則連宵不息、鼓脹即終旬莫止、病既成矣、斯何救焉、勿嫌繁重、冀令未損、多藥宿痼、可
除、不造醫門、而新痾遂、殄四大關、暢百病不生、自利利人、豈非益也、

また量身輕重、方餐小食者、即是觀四大之強弱也、若其輕利、便可如常所食、必有異處、
則須視其起由、既得病源、然後將息、若覺輕健、俄火內燃、至小食時、方始餐噉、凡是平且
名痰瘰時、宿食餘津、積在胸膈、尙未疎散、食便成咎、譬乎火燄起而投薪、薪乃尋從火化、
若也、火未著而安草、草遂存而不燃、夫小食者是聖別開、若粥若飯、量身乃食、若其要餅、
方長身、且食餅而無損、凡有食噉、令身不安者、是與身爲病緣也、とも云へり、小食のこ
と甚良法にて、本これ吠陀論の所説なること、云ふも更あり、增一阿含經——品に、
佛告諸比丘、我恒一座而食、身體輕便、氣力強盛、汝等亦當一食得修行梵行、而得解脫、
已得解脫、便得解脫智、此名爲婆羅門、要行之法、云々と有るは、早く佛祖が梵教を取

七十七

て我が物とせるなり婆羅門要行之法と云へるにても知るべし大論に四百四病者四大爲身常相侵害一一大中百一病起と云ひ大涅槃經音義に四百四病地水火風名四大風輕地重火上水下互相乖反名四毒蛇一大不調百一病生四大不調則生四百四病是也とも見ゆ

また進藥方法と云條に夫四大遠和生靈共有八節交競發動無恒凡是病生即須將息佛說醫方經曰四大不調者一寒嚙二變跛三畢侈四婆侈初則地大增令身沈重二則水大積涕唾乖常三則火大盛頭胸壯熱四則風大動氣息擊衝即當神州沈重疲痿熱黃氣發之異名也

この謂ゆる佛說醫方經は法苑珠林に引たる佛說醫經といふ物に似たり抑四大を以て人身および事物の理を解こと本は梵天の所傳と聞へて梵志ら早く説來りこは實に諾なる事なるを佛祖また其説を竊して阿合にも往々其理を説たり然るに此經説の如きは四大の不調を説得たりと言ふべからず殊に身沈重と云ふことは古醫方書に腫滿の事を云ひて重は腫字の省字あれば譯者もまた鹿漏と云べし然れば豈これ地大增としも云ひや義淨も此經は引つゝも沈重は地大の事ならぬ由をば知りて下文に此説を採ざるは見有りけり増阿合經に佛告諸

比丘有三大患云何爲三風痰冷此三大患有三良藥云何爲三若風患者酥爲良藥及酥所作飯食若痰患者蜜爲良藥及蜜所作飯食若冷患者油爲良藥及油所作飯食と云へるが佛祖が知りたる醫方の限ありける是を以て自ら背痛し腰痛しと苦める時は此療法をぞ行ひける此事も阿合に見たりまた涅槃經に譬如良醫善八種術先觀病根相有三種何等爲三謂風熱水風病之人授之酥油熱病之人授之石蜜水病之人授之薑湯とあるは醫明論の療法を取れるありそは八種術と云るにても知べしされば佛祖が療法も同じ意ばへにて是また吠陀の療法を取捨せりと見ゆあは佛法の經論ごもに吠陀より竊せりと見ゆる醫説はあまた所見あれど煩ければ引出すむ後世僞託の經等に醫方を説る事も往々見わたる中には取べき事の交れるも大抵は梵志より出たるを佛祖に誣たるにて其はみあ吠陀中の醫方より流出せる法にこそあれ佛祖が法には非ざるあり猶下にも論ふを見るべし

若依俗論病乃有其三種謂風熱癘重則與癘體同不別彰其地大凡候病源且朝自察俗に依りてと云へるは上に引く醫方經の佛説を放れ醫方明の説に依て論する由ありそは金七十論に内苦者謂風熱痰不平等故能生痛苦如醫方説從醫以下是

名風處從心以下是名熱處從心以上並皆屬痰有時風大增長逼痰熱則起風病熱痰亦爾と有るは吠陀中の醫方説なるを以て知るべし是より以下も吠陀の醫明に因れる説なり重は瘰と同じと云るは確言あり傷寒論の三焦の説に同じ若覺四候乖舛即以絶粒爲先縱令大渴勿進漿水斯其極禁或一日二日或四朝五朝以瘰爲期義無膠柱若疑腹有宿食又刺臍胸宜須恣飲熱湯指別喉中變吐令盡更飲更決以盡爲度或飲冷水理亦無傷或乾薑湯是其妙也

乾薑湯は別にさる藥方あるに非ず唯乾薑一味の煎湯と聞えたり其日必須斷食明朝方始進餐如若不能臨時斟酌必其壯熱特諱水澆若沈重則服冷近火爲妙

また其江嶺己南熱瘴之地不可依斯熱發水淋是土宜也とも云り倍この小字に註せる文は義淨が發明意あり醫明の説に非ず如其風急塗以膏油可用布圍火炙而熨折傷之處斯亦爲善熱油塗之日驗交益

風急とは折傷の事と聞えたり凡て病の内外を別たす某風風某と名くること唐以前の醫書に多く見たれば折傷は急症なる故に風急と云へるにや若覺痰瘰闔胸口中唾數鼻流清水糞糲咽閉尸滿棺喉語聲不轉飲食亡味動脈一旬如

此之流絶食便澀不勞灸頂無假振咽斯乃不御湯藥而能獨疾即醫明之大規矣

また意者以其宿食若除壯熱便息流津既竭痰瘰便瘰内靜氣消即狂風自殄將此調停萬無一失不勞其診脈詎假問乎陰陽豈非要乎とも云り此も義淨が發明意ある故に意者とは云へり然れば上文に若覺四候乖舛と云より大規矣と云るよては醫明によりて記せる説あること著明あり

又如癰瘰暴起熱血忽衝手足煩疼天行時氣或刀箭傷體或墜墮損躬傷寒霍亂之徒半日暴瀉之類頭痛心痛眼疼齒疼片有病起成須斷食

こは醫方明なる絶粒の療法を廣めて後人次々に治驗せるを集め記せる説と見ゆ其は上文に絶粒の事を記して即醫明之大規矣と終めて又かく別に言るにて知られたり醫方明と見ゆる説とは異りて中には何ぞや覺ゆる事も交れるなど源く心を著て思慮すべし

又三等丸能療衆病復非難得取訶黎勒皮乾薑沙糖三事等分搗前二令碎以水片計和沙糖融之併搗爲丸旦服十九計以和爲度

若無沙糖者餉密亦得

諸無所忌若患痢者不過三兩服即差能破脹氣除風消食爲益處廣故此言之

醫方明ある藥方は、なほ多からむを、此一方をのみ出せるは、中に此方卓れて、功有る故と聞ゆ、故此言、之と有るにても、其意知られたり、然るは、西方、藥味、與、東、夏、不同、互有、互無、事、非、一、槩、且、如、人、參、茯、苓、當、歸、遠、志、烏、頭、附、子、廣、黃、細、辛、若、斯、之、流、神、州、上、藥、察、問、西、國、成、不、見、有、西、方、則、多、足、訶、黎、勒、北、道、則、時、有、爵、全、香、西、邊、乃、阿、魏、豐、饒、南、海、則、少、出、龍、腦、三、種、豆、蔻、皆、在、杜、和、羅、兩、色、丁、香、成、生、掘、淪、國、唯、斯、色、類、是、同、所、種、自、餘、藥、物、不、足、收、採、と云へるをも思合すべし、訶黎勒一味を殊に多く用ふる趣あり、又訶黎勒若能、毎日嚼、一、顆、咽、汁、亦、終、身、無、病、此、等、醫、明、傳、于、帝、釋、五、明、一、數、五、天、共、尊、其、中、要、者、絕、食、爲、最、東、夏、多、並、不、閑、遂、不、肯、行、學、良、由、傳、者、不、悟、醫、道、也、

是等醫明傳于帝釋とは、訶黎勒を用ふる醫明を云あり、其は阿毘曇心論、音義に阿梨勒、此云、天主持來、此果爲藥、功用至多、如此問、人參、石解等、無所不入也といひ、名義集に、訶黎勒新云、訶梨恒鷄、此云、天主持來、此果爲藥、功用至多、無所不入、と有るにても知るべし、彼國にて、此果を旨と用ふること、諸經論に多く見へたる中に、秘密儀軌と稱する籍ごもに、殊に數所に見ゆ、名義集に、天主と云へるは、即ち帝釋あり、然れごも、此も實は、梵天の持來せるを、帝釋と誤り來れるなり、其は次品に、帝釋といふは、何者ぞと云ことを説出るを待見て後に悟るべし、五明一數とは、五明中ある、醫

方明の一數の由あり、そは上に載せる文の、八醫と言ふ中に、五論、惡、揭、陀、藥、遍、治、諸、毒、とあるは、即ち訶黎勒を勒ふる事と聞ゆればあり、訶黎勒を本草には、訶子とあり、猶彼書に就て、其功能を思合すべし、

而絶喰之時、大忌遊行及以作務、其長行之人、縱令斷食、隨路無損、如其差已、後須將息、宜可食新煮飯、飲熱茶豆湯、投以香和、任飲多少、若覺有冷、投椒薑草荳、若知是風、著胡椒、荊芥、醫方論曰、諸辛悉皆動風、唯乾薑非也、加之亦佳、准絶食、日而作調息、諱飲冷水、餘如藥禁、如其噉粥、恐痰癰還增、必是風勞、食亦無損、若患熱者、即熱煎苦參湯、飲之爲善、若亦佳也、自離故國、向二十餘年、但以此療身、頗無他疾、

以上は醫方明の説を述て、己が治驗せる隨に記せりと見ゆ、苦參湯は、苦參一味の湯か、あほ多味あるか知らず、

東神州、藥石、根莖、之類、四百有餘、色味精奇、香氣芬郁、可以調疾、可以王神、針灸、之醫、診脈、之術、無以加也、長年之藥、唯東州夏焉、考其藥石、實爲奇妙、將息病由、頗有疎闕、故粗陳大況、以備時須、

唐、代、義、淨、が、時、に、は、彼、國、に、て、藥、物、を、知、こ、と、猶、多、か、ら、む、を、四、百、有、餘、と、云、へ、る、は、不、審、き、事、あ、り、ま、た、長、年、の、藥、は、唯、東、州、の、み、と、云、ふ、こ、と、も、心、得、が、た、し、印、度、籍、に、も、彼

此長年の薬のこと見れば、前に既に、八醫の中に、長年の方と云ふも有るものをや、若し絶食不損者、後乃隨方處療、苦參湯、偏除熱病、酥油密特遣風痾、其西天、羅茶國、凡有病者、絶食或經半月、或經一月、要待病可然後方食、中天極多七日、南海二三日矣、斯由風土差互、四大不同、致命多少、不爲一槩、未委東州宜斷食、不然而七日不食、人命多殖者、由其無病持、故若病在身、多日亦不死矣。

また曾見有病、絶粒三旬、後時還差、則何須見怪、絶食日多、豈容但見病發、不察病起、所由とも言へり、西戎國人の七日不食して、人命多く殖すと云ふこと、怪むべし、然るは予が知たる人に斷食、行と云を爲たる人あまた在るに、一人も死たる者のなきは、更にも云す皆三七日ばかりは、堅固に其の行を果したり、然るに西戎人のしか死早きことは、元より國柄いたく劣りて、米穀の味ひも宜からず、鹽を食ふことも少なく、且人氣も柔弱ある故に、絶粒と云ふより、まづ甚く心をたとし、氣をとして、然は早く死るにや有む、七日ばかりの斷殺は、予も二度はかりは行ひだれど、事にも非ざりき、又文化九年に、四月より九月まで、甚く煩ひたる時は、愈て後にきけば、四十日余りは、絶粒にて在しと、看病したるものごもの言へりしあり、壯熱火燃、還將熱粥、食飲帶病、強食深是、可畏、万有一差、終亦不堪、教俗、醫方明、内極是諱。

焉とあり、

なほ此の餘にも、醫事に關かる事とも、種々記せれど、吠陀中の醫明に因あき事をば、皆漏しつ、本書を披見て知るべし、

抑この醫療の趣は、和漢の醫療の趣とは、甚く異りたれば、如何がや思ふも有べけれど、此の道に於ては、實に風土の差互により、産物の有無に由て、其の方の異なる法に在れば、世の初發に、此の道を傳へたる梵天の、彼の國がらに合せて、彼始たる醫方あること著し、其は五印度の地人、みち此の方法を遵用して、悉く驗あるを以て、彼の國人に取ての良法なること知るべし、

但し余がいと若し頃、或る老醫の病者とし云へば、絶粒すべき由を示して、醫療を施すが在りて、其の驗を得たる事をも、時々見たりしかど、其の頃はいと異かる所爲とのみ、思ひ過して在けるを後に思へば、若くは此の治法にや據たりけむ、然れど其人は、更に文字あき田舎醫師にて在しかば、此の法に據れりとも定がたし、問はむと思へる頃は、既に昔人とあれりと聞て、いと本意あかりき、また今の世にも、往々さる治法を行ふげにて、病者にしひて、食を進むるが悪しき由を、諭す人々もあるに驚きて、余も其の意ばへにて、自分は更なり、家内の者あとも、病るを

りは食をしひず堪らるゝ間は食すて在れあと言ひ教へて驗むるに、藥の回り速き事は、慥に知りたり、或る老人の説に、某とか云ふ寺より、張護符とか號けて、病人の家の柱に貼しめ、食を喰藥を飲ては、此の符に驗あしと云ひて、賣出るを、其の言の如くすれば、往々驗あるが奇くて、若きほど其を聞き見たるに、六字の佛號を書て有りけり、然るに其の佛號は、其の宗にては、甚く嫌ふ佛あるも、怪しかりしが、此にも彼にも、然して見る人有しと見えて、其の沙汰の聞けしかば、今は其の佛號の上を、黒く塗抹して、出す事とありぬ、近頃思ふに、彼の佛號に、さる驗有べくも非ざれば、絶粒する故の驗ならむと言へり、此は心にくき説なり、然もあるべし、

○二曰、祠謂、享祭祈禱、は、百論、疏に、明善道法、と云ひ、大涅槃經、義記には、一謂、事火懺悔、二謂、布施祠祀、とあり、

衆經、音義は、只に祭祀とのみあり、

二謂は、本文と同くて、互の精麁のみあれど、一謂、事火懺悔は、此も祠吠陀あるを悞りて、壽吠陀と爲て、一謂、とは言るあり、

かの紙葉に載さず、口づから傳ふる法ある故に、かばかりの違は有なめり、

故茲に、是をも和會して解むに、享祭は、神を祭る事なり、祈禱は、神に禱る事なり、其は

懺悔と事火とを專一と爲て、犯せる罪過、また其の穢惡を、禳祓する事を懺悔と稱し、事火、法を修して、衆に布施を行ひ、其の法をさして、善道の法とは言へり、

然れば、祠吠陀を、第一と立べき道理なるに、第二と爲たるは、左するも右するも、壽命長久に、身軀壯實ならでは、神に事ふること、長久なり難き故に、壽吠陀を、第一と立て、まづ是より學び始めて、祠吠陀をば、第二とは立たるにや、事の勢ひ、然も有るべき事ありかし、

さて懺悔と云は、禳祓の事なる由は、提婆論師が百論に、異道の行法を議せる所に、求那諦、中、日三洗、再供養、火等、和合、生神、分善法とある、

求那諦とは、第||節に論ふ、優樓伽仙が、六諦、中の一あり、然れども此、法は、本疑なく、吠陀中より取れるあり、其は下に云ふ説どもを思ひ合せて辨ふべし、

其の疏に、外道謂、恒河是吉河、入中洗者、便得罪滅、彼見上古、聖人、入中洗浴、便成聖道、故就朝暝、及日中、三時洗也、三洗、明滅罪、再供養、火、爲欲生福、と言ひ、

恒河とは、謂ゆる、印度、四大河の一なり、上古、聖人とは、上古に在し、婆羅門の聖人なり、其、聖人のしが爲たるを見習ひて行ふ由あれば、是また彼、始めて天降りて、人間を化せりと云ふ、初祖の梵天なるべく所思ゆ、

また和合生神分善法者明崇日三洗以除罪再供養火以生福罪滅福生與神和合但神爲主善依神生故言生神分善然神具生善惡とも言へり、

此に引く二文共に、ほどよく切めて擧たれば、委くは本書を見るべし、

日に河中に入りて三洗すること、即謂ゆる懺悔にて、其は明崇とあれば、神の崇ある事を知明して、其、罪犯を悔み除かむ爲に、身滌ぐあれば、皇道の褻祓ひの神事と異あし、

大論に此の法を難破して、河水既洗罪亦應洗福也と餘りに物知らぬ論にて、云ふにも足らず、

倍しか滅罪し畢て後に、事火法を修すれば福を生ず、罪滅し福生するは、即神と和合するあり、神は即主たり、善事は神に依りて生ずる故に、神の分善と云ふ、然れども、神は善惡を具生ずる故に、罪犯あれば、崇をも行ふと云へるあり、

熟々心を著て、味ひ見るべし、甚よくも、我が古道の古意に符へる説ありかし、

さて事火法のごとは、方便心論に、事火有四法、一辰朝禮敬、二殺生祭祀、三燃衆香木、四獻諸油燈と見え、百論疏に、智度論を引て、外道謂火是天口、正燒蘇等、十八種合香氣上達諸天、天得食之、令人獲福、將欲燒時、前遣人呪、然後燒とあり、

また外道謂火是天口、成就朝暝、二時再供養火、何故火爲天口、耶俱舍論云、有天從火中出、語言諸天、口中、有光明是火故云、天口とも云へり、火を天口と稱ふ事、本これあり、

今此を和會して考ふるに、一辰朝敬禮とのみ言て、火を用ふる事を云ざれば、本は唯に大梵王に事ふる事を、事火と言へるなり、然思ひ合さるゝ事は、長阿含典尊經の寓誕に、大梵王の説とて、往昔大典尊と云し、梵志の、大梵王を祭れる事を説る由にて、大典尊謂諸先宿、言於夏四月、閑居靜處、修四無量者、梵天則下與共相見、今我修之、使梵天下與共相見、即修其法、以十五日、月滿時、出其靜室、於露地坐、々々未久頃、有大光現、梵天王即化爲童子、有虛空上、頭有五角、鬢典尊見已、即曰、何天梵童子、曰、我梵童子、餘人謂我祀祠火神、と有るにて知るべし、

こは文を甚く約めて引たり、委くは、本經に就て見るべし、凡ての事實は、佛祖が寓言なれども、祭祀せる趣、また大梵王を梵童子と言ひ、火神と云へるまご、皆事實なり、

但し火神とは稱へども、火を掌る神と云には非ず、火行を爲て、祭る神ある故に、火神とは稱ふと聞たり、尸棄と云ふ名を、火とも譯するは、是の故なり、弊宿經に奉

事火神とも事火梵志ともあり、○或人間かの典尊經を寓言と云ふことは何を以て知れる、答、彼經の趣意は、我と我が法を最無上の法とは常に説つゝも、猶信ざる人の多かるを、面向むとして、一時耆闍屈山に在住せる時に、忉利天の執樂神、般遮翼子といふ者、夜靜にして、無人の時に佛祖が許へ來て、忉利天へ梵天王至りて、帝釋をよひ、四天王と共、佛祖の法徳を種々賛たる事を、我親しく聞たりと、語れる由あるが、中に、此典尊と云ふ者の故事を作り入れて、大梵王みづから典尊を教化して、鬚髮を剃除し、出家せしめたるが、即今の釋迦如來ありと、大梵王の語るを聞たり、實に然りやと問しかば、佛信に其の説の如しとて、あほ其の法徳を述しかば、般遮翼が、其の佛説を聞て、歡喜奉行せりと寓れり、大梵王の意は、上にも下にも論ふ如く、佛祖が法とは反あれば、比丘法を勸むべき由なし、忉利天また帝釋の事は、次品に論ふ如く、佛祖が時分あごに、さる事の有べき由なし、然れば般遮翼といふ、執樂神の來て、云々と語るは、妄作名妄誕なること著し、故れ夜靜無人時に、來れりとは云へり、凡て四阿合に、諸天鬼神あごの來りて、云々の事有しと説ること、計ふるに暇あらず見えたるが、大抵夜靜無人の時とあるは、皆寓言ありと知るべし、典尊經の次なる、遮尼沙經も是あり、是を以て、餘人は皆かつて知さる

あり、中には、餘人も見るばかり、諸天鬼神あごを現じたる條々も有れど、其は神通と稱する術をもて、權現せるにて、實物あらず、其の由は、第||品に委く辨ふを見て知べし、是等の事ども、阿合はあほ其の妄説の趣うひくしきを、大乘と稱する諸經の妄説は、次々に精巧ある故に、昧者は皆信受奉行すめれど、活眼なるは誰か信せむ、猶次々に論ふを見るべし、

佛祖が毎に言ひ出る頌に、祭祀火爲上、誦誦頌爲上、人中王爲上、衆流海爲上、星中月爲上、光明日爲上、天及世間人、唯佛爲最上、欲求大福者、當供養三佛、と云て、大梵王に事ふるを、祭祀の上と爲たるを以て、佛祖が當時の趣をも想像すべし、

右の頌句、こゝには斯ばかり長文は用無れど、次々の論辨に用ふる所ある故に、筆の序に標せり、中阿含四十一卷には、此の呪を呪火第一齋、通音、諸音、本、王、爲、人、中、尊、海、爲、江、河、長、月、爲、星、中、明、明、照、無、過、日、上、下、維、諸、方、及、一、切、世、間、從、人、乃、至、天、唯、佛、最、第、一、とあり、

さて衆香木を燃し、諸油燈を献じ、享祭せる種々の供物を焼て、香氣を天に上達せしむれば、天神を食すと云ふこと、微旨ある事に覺ゆるは、是また彼の梵天より傳授せる法なること著し、

衆香木を燃するは、其香をもて穢氣を避むとの意と通ゆれば、我が古道の神事に、花賢木を献るに、意ばへ似たり、諸油燈を捧ぐる事と合せて、火處燒の意ばへ有り、唯供物を燒こと、我が古道に例無れど、神は惣じて、其供物の氣味をのみ享給ふあれば、其を燒ことも微旨ありて覺るあり、心を平にして熟思すべし、借火に事ふると云ふこと、男のみ行へるかと思ふに、雜阿含四卷に、佛弟子、淨天と云し者の母の事を、年老、在中堂、持食、祀火、求生、梵天とあり、然れば女も行ひける、

かくて火の穢を忌み、其淨不淨を重く論ずること、謂ゆる密經ども、また儀軌と稱せる籍等に多く見たる、是みち梵志の古法の存り傳はれる論にて、我が古意に符へること言ふも更あり、彼謂ゆる護摩ちふ法も、此、事火法を弘めて、諸法に用たるあり、ろは六波羅密多經、音義に、護摩法、梵語、唐云、火祭祀法、爲饗祭賢聖之物、一火中焚燒、如祭四郊五岳等、と有にて知べし、但し謂ゆる儀軌に、多かる護摩法には、謂ゆる事火外道と云ふ徒の、已が向々作りりと見ゆる法の多くて、中には供物ならぬ種々の不淨物も、取集めて燒たど有るは、忌しき事なり、其は此に、悉く辨ふべくも非ざれば漏しつ、

さて殺生祭祀と云ふこと、提婆論にも、婆羅門の古説を載して、那羅延天、從臍生、梵天、梵

天、爲衆生、祖、大地、是其、戒場、一切、衆生、於此、場、上、殺生、祀天、皆生、彼、天、とあり、

此、文、亦、は、長し、其、全文、は、既に、四姓の處に引たり、那羅延天とは、大梵王の事ある由も、既に云へり、

此を上に論ふ、事火懺悔と合せて考ふるに、大地は、衆生の戒場たりと言を思へば、人種の本世は、天界なるを、此、世界へは、大梵王の警戒を、修行し果さむが爲に生れ來つれば、此、世界は、人種の本世ならず、戒場の寓世と云ふ傳にて、其、警戒を犯し過つ事のあるを懺悔し、事火、行をも行ふと知られたり、

是、よくも、我が古道の意に符へり、されど此は生々ある古學者らが、曾ても知ざる説あれば、己が今かく云ふを、不審み思ふも有べけれど、古史傳に註せれば、今更に云す、佛説を記せる書ともにも、此、世を寓世と説るもあるは、梵志の古説を盜めるなること、言も更なり、

さて殺生祀天とは、百論に謂ゆる、馬祀の事と聞わたり、然るは、其、疏に、作馬祀者、衆生初起、稟於妙氣、得妙四大、則生常天、若稟鹿氣、得鹿四大、則生人中、爲求常天、故修馬祀、取一白馬、放之、百日、

或云、三年、

尋其足迹以布黃金用施一切然後取馬殺之當殺馬時唱言婆藪殺汝馬因祀殺亦得生天と有にて知べし、

文義は人の生るゝ初起に妙氣をうけ妙四大を結びて生得たるは死して常天に生ずれども鹿氣をうけ鹿四大を結びて生得たるは再人中に生ずる故に常天に生れむ事を求めて馬祀を修すと云へるあり妙氣妙四大鹿氣鹿四大の説信に妙なり實にも人の稟賦に此差別あり此は道の精微に思を潭めむ人は自然に悟り得つべき事ありかし、

此は吠陀論中の法にて常天とは大梵天界を云へり布施てふ語も馬の足迹に黄金を布て施すより出たる語と聞わたり、

是吠陀中の法ある由は下に引く金七十論にて知られ常天とは大梵天界を云よしは俱舍論頌に逝宮天處とある其疏に逝宮者大梵天宮也外道執彼爲常佛爲破彼呼爲逝宮と云ひ其光記に逝は無常義と有にて知べし大梵天界は無窮ある由にて梵志ら古く常天常宮と稱し來れるを佛祖が例の眩しめて逝とは云へるなりさて馬を殺す時の唱言に婆藪殺汝と云ふことは我が私に汝を殺すに非ず婆藪天の殺すありと唱聞する由にて此は大梵自在天王の異名あること既に云へるが如し然

れば馬の祀殺せらるゝ功德に因りて共に生天を得ると云ふも梵界よりの傳説あること著明なり、

本朝の大祓に馬を引立る事あれど此は神等の禱言を疾く聞食さむ祝具に出すあれば事別あるが御年神を祭るに白馬白猪白雞を用ふるは由有げありまた西戎國にて告朔に餼羊を用ひまた牛を殺して祀する事あるも由有げあり其餘の國々にも然る例多かる中にわが蝦夷の國にて行ふ熊祭と云ふこと其趣を尋ぬるに梵志の馬祀に意はへやゝ似たり然れば何國も神慮は計り難き物にぞ有ける然るを金七十論に此祀の事を論ひて韋陀中説作馬祀法汝父母及眷屬悉皆隨喜汝捨此身必生天上諸天及仙人説此非是罪此實是罪也と云へり、

今本の文百論疏に引く所と掇するに互に衍文脱字あり今は其宜しきを取て引たるあり、

此論藉は迦毘羅仙人が説に本づける籍あれど佛説ありし後に記せる論ある故に中に佛意に轉化せられたる説も多かり然れば諸天仙の罪に非すと立たる此法をも實は是罪ありとは言へり、

此籍に佛意に轉化せられし説の多かること下に論ふを見べし、

大論百論、また其、疏なども、此、説に雷同して、甚く此、祀法を議したれど、佛者豈よく鬼神の情狀を知らむや、

但し知度論に、作、祀法者、堅一柱、高十七肘、有三丈四尺一案、闌、參以種々、物、而莊嚴之、取一白馬、繫著此柱、諸婆羅門在邊、燃火誦呪、散花香、著火中、取草縛馬腹、火邊炙、莫令毛焦、馬遂死之、呪力既成、死即剝皮、出完骨、盡頭尾、宛然無異、與金銀寶物、置馬皮、裸縫之、諸婆羅門更燃火誦呪、呪事亦成、馬則起走、少時還覺地、齊馬行、處作方闌、塚城、以諸寶物、布置城內、令遍滿、又取馬腹內寶物、悉用置中、作大功德布施、一切と譯して、六十四能中の一能なる由云へり、然れば此は、下に論ふ式又論、六十四能中の法にて、吠陀中の法ならず、偕こそ上に擧る祀法とは、甚く異なれ、案ふに、吠陀中の祀法を竊して、後に異道輩の別に立たる一法にぞ有べき、

然るは我が古意を以て准へ論はむに、人衆はこれ万物の靈長にして、本より尊く、禽獸蟲魚は更あり、天地間に有ゆる萬物は、本より人の養料に、産靈、神の生成し賜へるなれば、人の用とあるぞ、禽獸萬物の本分なる、殊に馬祀、法は、謂ゆる人種神の教授なれば、幽き由ある事あらむを、佛者らいかで、其、齒旨を窺ひ知らむ、

凡て生物を殺すを一偏に罪とする事は、大道の本義を知らざる者の臆説にて論ふ

に足らず、其は無用に殺し棄むるは、神に罪得る能なれど、用ふる道有て殺さむに、何ぞ罪か有む、また土水草木金石を用ふると何ぞ擇ばむ、唯々無用に費さむ事は、活物死物を言す、神の養料に賜へる物を、徒に棄るれば、是を信に罪得る能なる、然るに佛者、此理をば聊かも論はず、唯々活物を殺す事のみ、甚く誠むるは、愚昧にその怨靈あらむ事を恐るゝより、出たるなり、然れども萬の活物、たのゝ大小強弱ありて、大は小を食ひて、活命するが常あるに、彼、等かつて、罪得るとしも見えざるは、神の賜へる本分の然有ればなり、然るに万物の靈長たる人の養料とし、或は用ふる道有て用ひむに、罪得る理の有あむや、然れど佛説のありし以來、やうやくに、活物ごもの崇をあす事の起れるは、彼、妄誕、世に久しく弘ごりて、物にも及び、彼、等に、其、本分を忘れたるも出来しが故あり、古き物語書ごもに、活物の殺されむとするを、助けて放たるが、夢に來りて、吾は殺され食れてこり、物に生を受たる罪は消る事なるに、放ち生せる故に、罪は消すと恨みたり、と云る事の、彼、此見ゆるは、中々に、其、本分を忘れざる物等と云べし、然れば彼、放生と云ふ事あざば、陋しき口吟に、放ち人があるから取るに、龜がいひ、と云へる如く、兒戯に等しき態にこそ、斯て古くも儒士の論に、万物は人の養料に生じたる也、と云へるも有りしを、佛者の論

に然らば蚊虻蚤虱の人をさすは、人これ蚊虱の養料に生せる物か、と言るも有れど、彼虫ら唯々少か人の肌膚を吸啜るにこり有れ、食ふに非ず、食ふとは、人の物を殺して窳作り食ふ類をこり云、人の物を殺し食ふ如く、人を食料とあす物は有ることなし、上古などに然る妖鬼も有しかど、其は忽に滅し得ぬ給ふぞ、神の人を別に重みし給ふ御恵ある、猶此事に就ては、言ま欲き説は許多あれど、所狭き態あれば、まづ是にて筆をさし置つ、

さて梵志等が、祭祀を嚴重に執行ふに就て考ふるに、十二天餞軌に、思合さるゝ事あり、

此餞軌の説は、前卷第二節に記せるを、此に寫す、

其文に、一切衆生四大遠變、有種々病、或鬼魅來作種々病、迷倒世間、内外種々損害、謂諸衆生不知恩故、有如是遠、以何爲恩、謂地水火風四大種有、其精日月諸天皆有、内外養育之恩、供養此天、有種々利器、界生界皆悉、增力也、其數幾何、謂彼天數有十二也、地天水天火天風天、大梵天、伊邪那天、帝釋天、毘沙門天、羅刹天、日天、月天、焰摩天也、如是諸天、何時歡喜、何時瞋怒、謂諸國王及諸人民、以非治世、作不善業、而捨正法、爾時諸天皆生愁憂、愁憂即過便生瞋怒、若止惡業、以正治世、諸天歡喜皆悉來護、

愁憂過て瞋怒ヲ生すと云ふこと、中にも珍しく感たき説あり、國を治めむ人あどは、殊に味ふべき説にこそ、

若人、了知如是、諸天、以財之施、嚴彼、生身後、以法施顯彼、法身兼行慈悲、不殺生命、以之供養爲報、彼恩也、

かくの如く、諸天の事實を了知して、しがく行ふこと、上の典尊經に謂ゆる四無量あるが、然して生命を殺さすと云ふことは、由あく生命を殺すを、警めたる語と聞ゆ、また案ふに、此餞軌は、後に佛者の手を経たる物なれば、此等の文は、例の撥入あらむも亦知べからず、

世有諸天鬼神、其數甚多、何唯供養此十二天、安立國土、万生安樂、謂十二天、總攝天龍鬼神、星宿冥官、是故供養此十二天、即得一切天龍等護也とあり、

以上は、此にほとよく文を引切めて擧たれば、委しくは本書に就て見るべし、此餞軌は、疑なく祠吠陀中の古説あるを、竊みて佛説に託せる物ある由は、既に辨たりき、天神地祇の情狀、また其功徳を、述釋たる趣を、熟々察するに、信に説得て、わが古道の正規格を以て律せむにも、亦少か間然する事なし、故今こゝに、此諸天の事を悉舉て、説まく欲すれど、大梵天、伊邪那天の事は、既に上に顯はし、猶下にも言へば、此二天を

除き、また帝釋天より以下、六天の事も、次品に、其事の出る所々に説むが便宜ければ、此には四大精天の事のみを解明すべし、

焰摩天の事は、次品の第II節に、毘沙門天、羅刹天の事は、第一節に、帝釋天の事は、第一節に、日天、月天のことは、第一節に言へり、然して第一節の末に、取總ねて論ふを見るべし、

○同軌に、三曰、平、謂、禮儀、占卜、兵法、軍陣、は百論、疏に三、明、欲塵、法、謂、一切婚嫁欲樂之事、と見え、衆經音義には、謂、禮儀卜相音樂戰法諸事、とあり、摩登伽經には、三、歌詠とのみ言へり、今是を和會して解むに、禮儀と云へば、應對進退の禮節、また西戎籍に謂ゆる、射御音樂冠婚葬祭などの事をも明せる故に、或は婚嫁欲樂の事といひ、或は歌詠とも音樂とも云へるあるべし、

婚嫁の禮を、欲塵の事とし、欲樂の事など云へるは、佛者の記せる籍あればあり、占卜の事は、いかに行ひけむ、梵志仙人などの、卜相せる事實は、數見たれども、其の法を知べき由なし、

案ふに、古く婆羅門らが傳へたる卜法は、決めて龜卜に似たる法なりけむ、此は後に考へ出る人必有べし、大毘婆沙論に、問、諸、占夢、書、誰、之所、造、答、仙人、所、造、彼、由、宿、住

隨念、智力、憶念、本事、而、造、此、書、と云ふ事もあり、

さて兵法は、何にまれ兵器を用ふる術あり、軍戰法も、共に今一品第II節の本文に就て、其、大概の趣を察べし、

また案するに、密經および儀軌どもに、怨敵退散法の殊に多きは、梵志の古戰法は、呪詛を多く用たりと見ゆ、是また古道の意にも符へり、

○四曰、術、謂、異能、伎數、禁呪、醫方、は、百論、疏に、明、呪術、竿數等、法、と見え、摩登伽經に、四者禳災とあり、豎方は、既に、壽吠陀に言へれば、其餘を和會して解むに、異能伎の事は、前節に、二曰、巧明、伎術機關、とある所に、言る如く、人の異に思慮りて、工、出る種々の技能あり、數とは、謂ゆる竿數の術にて、曆數をも込て云へり、

前節五明の處には、曆數とあるにて知べし、

禁呪は、五明の處に、呪禁、閑邪とあり、呪して妖災病邪を禁する術なる故に、閑邪、と云ひ、禳災とも言へりと聞ゆ、

但し、大涅槃經の義記に、四、和、解、違、諍、とあるは、甚く違ひて、此に和會して解がたし、後、人なほ考ふべし、

さて數とは、竿數曆術の事なるに就て案ふに、曆術は、天地間に流行する造化の機運

を、豫に測量して知る法なれば、謂ゆる天文學を本ある、抑印度にて、此術の起れる原
始を稽ふるに、宿曜經に、上古白博又、二月春分、朔于時曜、迦、莫、道、齊、景、正、日、中、氣、和、梵、天、歡
喜、命、爲、歲、元、と有は、古傳を撫ひ載たるにて、此は彼、始めて天降りて、人間を化せりと
言ふ、梵天の教、始たる術にて、是も梵志の家學にぞ有りける、

下に論ふ十八大經の六論中に、堅底沙論と云ふは、釋、天文地理筭數等法とあれば、
四吠陀論なる、天文曆數法を釋せる籍なること著し、また方便心論に、過去有、那耶
摩、明、開、慧、思、慧、開、慧、有、八、一、天文、二、算、數、三、醫、方、四、咒、術、及、四、圍、陀、是、爲、八、ともあり、
其は增壹阿含善知識品に、老梵志等が學事を稱する時に、看諸、祕、識、天文地理、不、貫
博、書、疏、文、字、亦、悉、了、知、諷、誦、一、句、五、百、言、大、人、之、相、亦、復、了、知、事、諸、火、神、日、月、星、宿、と云ふ
を以て辨ふべし、

長阿含經に、梵志の學を稱するには、毎も七世以來父母真正、不爲他人之所輕毀、三
部、舊、典、諷、誦、通、利、種、々、經、書、皆、能、分、別、亦、能、善、解、大、人、相、法、占、候、吉、凶、祭、祀、儀、禮、と云へ
り、少しは異なるも、是れ大かたの常語あり、總じて、かゝる類の定語を考ふるに、四
阿含各々に、その文例の定れるは、阿含經は諸經の中に、最第一に古と云へとも、四
經各々に、其の記者の別ある故に、如此し、此の事はなほ第II品に委く論ふを見る

べし、

さて此、天文曆數測量の術、もとは梵天の所傳あるが、印度に傳はり、其より回々、胡國
唐戎、國に傳へ、漸々に西洋なる諸國にも傳はり、おほ次々に精密なる測量法を出來にける、

こは佛國曆象編に、委しく論へる如くあるを、今行はる、西洋學の徒あど、朽惜がり
て、西洋の天文は、隋入多國より始れり、彼の國は、開闢いと古く、三四千年許なるに、
雲あく雨降ざる國なる故に、天文を明むるに便宜く、精密なりあと言ひて、曆象編
の説を破らむと爲めれど、印度の開闢は、五六千年よりも前あるべき事、下に論ふ
如くなれば、中々、阨日多國あど、及ぶ所に非ず、但し彼の國邊、謂ゆる地中海の南
邊ある島々は、雨降らすとも言へば、天文に精しき道理は、無にしも非ざれど、本こ
れ印度法を受けたるに因れること、西洋曆なる星宿の名なども、印度の名を其、儘
に用たるは、印度より彼に傳れる證あれば、曆象編ある此の説は、確乎として拔べ
からず、余が意と思ふに、印度より西洋に傳はれる事ども、天文曆術のみならず、文
字は更にも云ず、醫方諸伎術、謂ゆる窮理の學も、何も、その本は、印度より傳授せる
を、彼の國人らが、次々に精密を加へたる物とこそ所思ゆれ、然れば西洋の諸國は、
印度より開闢せりと言むも、強説に非ずと知るべし、然るを西洋人の却りて印度

説は、我が古説を竊めるなりと云とか、竊人の猛々しきは、今に始めぬ事ありかし、かくて梵天の始めて印度に傳授せる古説は、地轉の説なり、其は立世阿毘曇論に、有諸、外道作如是説、是大地恒去不息、若實爾者、如向上擲、應不至地、又諸、外道作如是説、日月星辰恒住不移、大地自轉、疑是天、廻若如是者、射不至期、又諸、外道作如是説、大地恒浮、隨風來去、若實爾者、地恒併動と有り、

此の論は、初卷に佛説と有りて、長阿含、世起經を委くせる如き物なるが、彼の經とは甚く違へる説ども多し、うは次品に校するを見て知べし、また文意盡ざる妄説は、殊に多かり、案ふに此は阿含に説る事の盡さいるを慨みて、彼の經ありし後の人の増説して、佛説に託せること炳焉し、然るを曆象編に、阿含の説とは甚く違へる事をば曾て云す、作如是説とある文を作、また作、あご、訓みて、將來世に、地轉の説の起らむ事を、佛祖早く知りて、其の説を防かむ爲に、懸記せるありと説るは、いかに此の文を見紛へけむ、不審しき事なりかし、

此れに依て、稽ふるに、此の論を記せる當時は更あり、佛在世より以前も、梵志學は、地轉の説にて有りけるを、此の論に、うを外道説と、貶せるにて、其を難たる三説ともに、甚しき愚説なり、然るは大地の外道に、薰園とて、地面より高さ、大約二十度外を、圍繞

せる物あり、是謂ゆる氣にて、動きて風となる物即是なり、

この薰園てふ物の始りは、古史傳の、風、神の處に註せるを見るべし、西洋學には、此を濃氣、また霧環と號けたれど、當らざる號なり、我が黨には、神典によりて、薰園と號けたり、

大地は、この薰園の圍繞せる、隨に、其を持負つ、旋轉する故に、薰園外は、譬へば、囊の如く、薰園中なる物は、囊中に在る物の如し、是を以て、大地旅行すと言へども、薰園共に旅行する故に、薰園中なる人の、上に向て擲る物の、地に至らずと云ことなく、射して矢の期に至ざる事もなきなり、

其は試に、阿毘曇の記者を、其の體よりは、万倍ある、大革囊に盛れて、囊口を結び固め、その疾こと電光の如く、東へ遣り、そを遣る間に、囊中の上に向て、物を擲しめ、囊中の東に向て、弓射せしめば、此の疑ひは、忽然に晴なむ物ぞ、また大地もし、浮て來去せば、地恒に併動せむと云へる難は、殊に至愚の論にて、辨ふに足らず、さるは昔西戎の國に、一愚人ありて、大船に乗りたるが、船の水上を行くことを知らず、過ちて帶たる劍を、水中に落せるに、其の船端に刻して、此の刻を付たる所の水中こそ、劍を落せる所あれとて、求めしどが、何ほど大船たりとも、大地の大きさには、比ぶべくも

非ず微小あるに、其を行としも、知らぬ愚人も在しかば、況て大地の大に比べては塵埃もなほ比し難き、我等が小軀なれば、大地の旋行するを知らざる愚人も世には有るべき事こそ、

然れば右の愚論は左まれ右まれ、印度の古説に、地轉と云へば、日輪は旋らすと云ふ説なること著く、此は近世西洋人も測量し、諸越人も早く考へ得て、漢末に其の説を記載し、共に我が神典の古傳に符ひて、万古に動なき公説にぞ有りける、

西洋の説は、天地二球用法記といふ書に見えて、骨閉留と云し者の説あり、諸越人の説は、考靈耀といふ書に、地に有、四遊、冬至、上、北、而西、三万里、夏至、地下、南、而東、三万里、春秋二分、其、中、矣、地常動、不止、譬如、人在、舟、而、坐、舟、行、而、人、不、覺、と云へる是なり、よくも神傳に符へる説なるは、凡人の察考も、また恐るべき物なりけり、

さて呪禁修法の事は、秘密儀軌と稱する籍等に、載せる法ども、大凡は、佛祖に出たる由に作成せられ、其れみな寓託の説にて、實には悉く梵志、また彼の外道の修法を竊せるにて、一法も佛祖が眞法は有となし、斯言ふ由は、長阿含世起經に、佛告、比丘、若有、衆生、奉持、龍戒、心意、向、龍、具、龍、法、者、即、生、龍、中、持、金翅鳥戒及法者、持、兔、兔、戒及法者、各、墮、其中、或、持、狗、戒、或、持、牛、戒、或、持、鹿、戒、

俱舍、通麟記に、以外道、通、不、了、八万劫前之事、不知、狗、牛、過去、有、順、後、世、天、之、業、但、見、狗、牛、死、得、生、天、便、謂、食、草、噉、糞、是、生、天、之、因、故、以、効、之、名、狗、牛、禁、故、本、論、説、有、諸、外、道、起、如、是、行、見、立、如、是、行、論、受、持、牛、戒、鹿、戒、狗、戒、とあり、

或、持、瘡、戒、或、持、摩、尼、婆、陀、戒、或、持、火、戒、或、持、月、戒、或、持、日、戒、或、持、水、戒、或、持、供、養、火、戒、或、持、苦、行、穢、汚、法、彼、作、是、念、我、持、此、功、德、欲、以、生、天、此、是、邪、見、必、趣、二、處、若、生、地、獄、或、墮、地、獄、俱、舍、通、麟、記に、外、道、計、恒、河、水、能、洗、滌、衆、罪、謂、爲、福、河、事、火、外、道、計、火、能、燒、淨、一、切、故、復、投、之、或、投、巖、等、と云へるを以て、佛祖が甚く修法を惡へること、著明あり、日戒、月戒、水戒、火戒、大梵王に事ふる法をさへに、邪見と言へる物をや、

然るに密部の經軌どもに、金翅鳥王經、荼祇尼法、毘那耶迦法と云ふを始め、異類異形の物どもの傳授せりと云へる修法の多かるは、梵志は知らず、謂ゆる外道輩の修せる法と見ゆるをも、佛祖の印可と經ひ、佛説とも稱せるなり、但し彼の儀軌中に、諸佛法部、諸菩薩法部、諸明王金剛部など云ふ部類は、佛祖が物あらむと思ふも有なむか、然れど實には、釋迦を除ては佛なく、過去十方の佛と云は、寓誕あれば、其の修法の有べき由なく、また佛に修法と有ては、十號具足の位號に應はず、また菩薩と云ふも、觀音、普賢、文殊を始め、大抵は有名無實にて、佛祖かつて名をさへ

に知ざるが多く、況て其の修法は更なり、皆後人の寓託なり、然は有れど、其修法の
本は梵志また外道輩の法を竊して、佛法風に作改めたるにそ有りける、其は本よ
り盗心を以て然爲たるも多かれど、また止事なき由緒も有り、其は行智、説に、高
僧傳なる、洛陽、朱士行傳に、既至干闥、果得梵書正本凡九十卷、未發之頃、干闥諸小乘
學衆遂以白王云、漢地沙門欲以婆羅門書惑亂正典、王爲地主、若不禁之、將斷大法、
盲漢地王之咎也、王即不聽、賞經云々と有れば、然る由緒によりて、異道の書を佛説
さまに書改めて、賞歸れるも多からむと云り、信に然るべし、然れども、千歳覆ふべ
からず、發露する事とも有て、經々に就て、逐一に糺明すれば、元より佛法の物なる
か、否ざるかは、いと著明に知らるゝ事あり、

あほ言は、阿含四經は、佛祖が在世生涯を記録せる籍あるに、優婆先那と云ひし比
丘が、尺計ある小蛇の、身上に落たるに、恐れて、命死ると泣喚ける時に、呪術の章句を
授たる事有れど、此は一時の方便に爲つる事と見わて、餘に呪術修法を行へる事は、
都にあきなり、

其の呪術の章句は、鳩躡婆隸、就婆、就陸婆羅、就陸禁、滂、肅捺滂、枳跋滂、文那移、三摩移、
檀諱、尼羅枳施婆羅、拘閼鳩隸、鳩娛隸、悉波詞とあり、此を翻譯して見ば、決めて佛祖

より以前に在し呪文ある事をも知らるべけれど、其は今の用にも非ざれば漏
しつ、

其は呪術修法は、神にまれ、鬼にまれ、本尊とする物有りて、行ふ事あるに、其の立たる
法は、我を天上天下の最尊と、自證自可せる法ある故に、本尊と立べき物の無ればあ
り、

此は增壹阿含二品に、佛告諸比丘、八部之衆、所謂刹利衆、婆羅門、長者衆、沙門衆、四天
王衆、三十三天衆、魔王衆、梵天衆、我至此衆中、共相問訊、言談講論、獨歩無侶、亦無隣匹、
於中最尊、八部之衆、無能見頂、亦不敢瞻、願、何況當共論議乎、と云へるに、でも自可
自證の鼻高きこと、想像せられたり、

故その没後に、迦葉、阿那律、阿難を始め、聲聞の大弟子ども、師が生涯の事實説法を結
集せる、上座部の藏中に、呪禁藏と云はなく、上座部衆中を擯斥せられし、斗量(層か)の
末徒らが、結集せる大衆部に、呪禁藏をも収たれど、其は佛祖の本意には非ずかし、

此の結集のこと、委くは第二品に註ふを見べし、

然ればその大衆部の徒が、結集せる呪禁藏と云は、梵志また外道等の呪禁修法を竊
みて、佛説に誣託せる藏なること疑なき物なり、

かの大乗と稱する託説も、本は此、大衆部の末派なる、大天と云し比丘よりして、次々に大乘經説を偽作せるにて、凡て佛祖が本法を、小乗と貶しむる説も、此の大衆部の論師等よりぞ起りける、此の事も第II品に委く論ふを見るべし、さて後世これに倣ひて、次々に異道法を竊して、佛説に誣つ、儀軌類の籍ども多く出來れる、其の最後に大誣に誣たるは、謂ゆる三部の密經、五部の秘經と稱する經々なり、

此を佛祖が法身、大日如來と云が所説にて、南天竺の磔迦國の鐵塔に納めて有しを、龍猛論師が取出たりなど云ふ説は、後人の付託なること、第II品に辨ふを見るべし、

其の證を言は、彼の經々の中に、專要とする、蘇悉地經、真言法品の、結頂髮、真言の所に、真言髮、三通當頂作髻、若是比丘、右手、作拳、舒大母指、屈指頭、押大指、頭上、令頭指、圓、眞言三通置印、頂上と有るは、本これ有髮なる梵志の修せる法あるを、佛者に用ふるは、變法ある故に、若是比丘、云々と、結髮、印を作りて、頂上に置けとは言へり、佛説に誣託しつゝも、此は其の羊皮を忘れて、覺えず其の虎質を露顯せるあり、此の經もし實に佛説あらむには、比丘相を主とし、若是有髮、云々と、剃髮の印を作りて、頂上に置けと

こそ言べけれ、

秘密部と稱する經軌にかゝる類の思ひ辨ふべき事ども、いと多く所見あれど、然しも引出むこと煩さければ、餘は皆漏しつ、准へて想ひ像るべし、

さて彼の諸儀軌中ある、呪術修法を見通すに、是ぞ梵志が修法の眞面目を、其の儘に傳へたるに覺ゆるは、一部も所見あき中に、大梵王、また其の異名の神の修法呪文、また符印なども多く散在して、見つべき事も少からず、其が中にも、一字心呪經に出たる、大轉輪王の一字呪と稱する呪文、もと決めて、梵天の傳授にて、大梵王の眞呪あるべく所思たり、

余が此の説は、唐の六典と云ふ籍に、大醫署、呪禁博士、掌教、呪禁、生、以、呪禁、祓除、邪魅、之爲、屬、者、とある所の註に、有道禁、出於方術、士有禁呪、出於釋氏、以、五法、神之一曰、存思、二曰、禹步、三曰、營目、四曰、掌決、五曰、手印、皆先禁、食、葷、血、齋、戒、於壇場、以受焉、と見る、皇朝醫疾令の御制も、是に同じければ、禁呪の法も、また明辨せずば有べからずと、往年まづ道藏を得らるゝ限は見て、その微旨を知り、次に諸儀軌の、人間に傳はる限りを見るに、大抵は穢しき惡法ある中に、適に古意に符へる事も有るを、摺搵し、また世間に秘とする呪禁法をも、彼此に問ひて、道家梵家の修法と共に、一部に

類聚したりし時に、諸儀軌を考へたる趣きの大意すなはち此の上下に書載する説どもなり、委くは別に記せり、

其は彼經に、一時佛在淨居天宮、觀察大衆諸天仙等、爲欲利益末世衆生、故入於一切如來最上、大轉輪王頂三昧、即於眉間放一大光、其光普遍十方世界、還至佛所、繞三匝、入佛頂、當入之時、光中忽有聲曰、釋迦如來、我是一切如來、智慧、大轉輪王、一字心呪、我是最上、秘密心呪、汝爲未來衆生、敷演斯呪、令獲利益、爾時如來見聞、斯已告諸大衆、云何名爲轉輪王、一字呪、即說呪曰、此是梵本一字之呪、部上聲、林去聲、二合、此是唐音、彈舌呼之、爾時佛告諸天仙衆、我今欲說曼陀羅法、及念誦法、設火食法、若有人能持此陀羅尼最勝妙法、不知吉祥之日、及諸星等、汝諸天神、勿爲障礙、汝等天衆、護持是人、一切鬼神、及諸毒惡、毘那夜迦等、亦當守護、不得損害、云々とあり、

此はこゝに、用あき妄説の長文を悉く捨て、妄誕あがらも、今の論に用ある文のみを採り出たれば、委くは本經を見べし、斯て是より末は、種々に修法して、此の呪を用ふる事を記せれど、其は上に云ふ如く、別に部類せる物あれば、此に云す、

此に淨居天宮に在りてと云へれど、此は佛祖が妄意に設けたる天名にて、然る天界は有ことあり、

其の由は、次の品に委く辨ふを見べし、

然れば、其の天ある諸天衆を集めて、説たる趣に作れるも、妄誕あること言も更なり、此の咒のこと、一字佛頂輪王經、一字奇特佛頂經、一字頂輪王經などにも出て、皆佛説と爲たるか、此の心呪經を除て、餘經はみま、娜謨三漫多沒駄南と云ふ語を首に付たり、斯て此の四經は、もと一部の呪禁籍あるを、人々各々に、佛祖に逕て作り改めたる故に、別經の如くは成れるなり、其は其の説所をも、此には、淨居天宮と有れど、餘經には、在摩竭提國、菩提樹下、金剛道場、成正覺時と云へり、是を以て、後人の思ひく、に作り改めたる物あることを辨ふべし、諸天衆のこと、いかに妄あらずやも、一大光の説、是また妄誕なること炳焉く、大轉輪王頂三昧といふ、三昧の有るべくも非ず、

總じて、四阿含外なる經々に、何三昧、某三昧とて多かるは、皆佛祖の知ざる三昧にて、中には梵志異道あごより、出たりと見ゆるも有れど、大凡は、論師らが妄三昧ありと知べし、

また其の大光中より聲を發してと云へるあごは、論にも足らず、唯此の文中に取べき事は、大轉輪王心呪と稱し、最上秘密心呪と云ひて、其の功徳を敷演せる説のみを

り、其は此の心呪を佛頂よりとは言へれど、本來これ、大轉輪王の呪なる故に、全佛呪なりとは竊みかねて、輪王と云ふ名は存したれど、佛呪の如く思ひ取るべく、佛頂大光の妄説を作り、また其の光物に、佛を汝と云ひしめて、胡乱せるなり、

凡て古説を竊して佛説とし、古法を竊みて佛法とせる趣は、經々大かた此の有狀あり、心を著て讀辨ふべし、

抑大轉輪王といふ王のこと、阿含經の佛説に、數所に見わて、金輪聖王とも稱し、過去世に出て、謂ゆる須彌の四洲を治り、金輪寶と云ふを始め、七寶を持たるが、其の王の四洲を巡見する時に、彼の輪寶おのれと轉りて、王の前導する故に、轉輪王と號くる由を説たり、

此の事委くは、第二品、第三品に註し辨ふべければ、此にはたゞ大意を云ふあり、然れども、其は妄誕にて、其の實は、前節に論へる、大梵自在天の大威力ありて、能く當る者なく、空行する時に、輪ありて前導を爲す、と有る古説を、例の翻案して作れる説あり、

一字佛頂輪王經は、上に云ふ如く、もと此の心呪經と同物を、別人の作り改めたる物と見ゆるが、彼の經には、佛祖が大轉輪王に化て、説る由に作れるが、其の文に、

爾時如來變身相如大轉輪王、具足七寶、云々と云ひ、大轉輪王、座於坐上、身容赫奕、映照一切、如鎔金聚、即說呪曰、云々と有をも思ふべし、正に大梵王の狀と見わ、大轉輪王座於坐上と云ふ文より前、佛祖が變化たる説などは、後、攬入たる説と、あらはに見ゆめり、雜合二十六、二十七、佛、最勝處智、轉梵輪於大衆中、能師子吼而吼と、いくつもあり、斯て佛祖が始めて説法せる事を、轉法輪と云よし、諸經論に見たるが、此をまた梵輪を轉すとも云を思へば、元は梵王の前導する輪の、自在に轉じ、て能く當る者なきが如く、其の法を弘通するに譬へたりけむを、其に就て、また彼の説法の始めは、大梵王の勤請せるを受て説たる故に、梵輪を轉すと云と言へる、幻説をさへに翻案せり、大梵王の請に因りて、説法を始めたりと云こと、阿含經の佛説に見えて、第II品に具に論ふ如く、佛祖が妄説なれど、是本にて、婆沙論百八十二、卷に、問、何故名梵輪、答、因梵王勤請而轉故名梵輪、佛是大梵佛、所宣說故名梵輪、何故名梵輪、答、以梵世具聖道故名梵輪、有説、惟梵世有多梵行果、故名梵輪、問、何故名梵、答、極寂靜故名梵、問、輪是何義、答、動轉不住、義捨此、越彼、能伏怨敵、故名爲輪、とも云ひ、俱舍論頌に、婆羅門亦名爲梵輪、眞梵所轉故名、と言ひ、其の疏に、婆羅門者、此云淨志、亦名梵輪、佛與無上梵德相應、故名眞梵王、と云るは、共に佛祖が翻案の上に、誣説を加増せるあるが、婆羅門

と梵輪とを、同語とせるは、餘りある強説あり、其は梵と婆羅門は、前節に辨ふ如く、同語の梵語あれど、輪は翻せる語にて、漢語ある物をや、然れば此は、譯者の經説なること論ひなし、活眼ならむ人は、自然に辨へてむ、近世の佛者ども、多く俱舍論、頌疏に、婆羅門と梵輪と、同語とせる、説に依れる中に、住心品、冠註に、梵具曰、婆羅門、又曰、跋濫摩、又曰、梵摩、又畧曰、婆論、又曰、梵輪、又曰、梵也、と云る梵輪は、笑ふに堪たる事ありかし、

彼此會せて考ふるに、一字心呪の大轉輪王は、大梵王の異稱あること灼然たり、

もし此の大轉輪王を、四州を巡るとふ王の事と強て思ふも有あむか、然れど其の輪王のこと、佛祖も安説は爲たれど、大梵王よりは、甚く劣れる趣に説たるを、右の經々を作れる徒の、知らざるべき由無れば、彼の輪王には非ず、大梵王なること著明なり、但し一字心呪經に、大自在天、那羅延天、梵天王とを別に出せるは、同神の異名ある事を知ざる故なり、

猶思會さる事は、既に云へる如く、梵を正には、婆藍摩とも、沒囉憾摩とも云を見よ、こは、步林許と云ふに同じきは、即、梵天界の名を唱へて、梵王の威稜を仰ぎ、かつ彼の天界に生せむ事をも、祈願ふ意の呪文と聞ゆるをや、

次の音譯を、奇特佛頂經には、步林許と見ゆ、一字心呪經は、部林と記し、一字頂輪王經には、步嚕と見ゆ、一字佛頂輪王經には、勃琳許とあり、皆同意譯あり、

然れば、儀軌どもの修法に立たる本尊は更あり、現存する人にまれ、物にまれ、其の方に願ふ事あるには、一向に其の名を唱ふる法の多く見たるは、是より始まれる法と聞ゆ、

また佛法に於て、佛菩薩の名號を、一向に稱ふる事も、その修法に倣へることは、言も更あり、

かくて、家は、印度の呪文の祖にて、次々に多く成もて來つると見ゆる中に、四大天神の呪を始め、彼の古風を觀べき呪文の、稀に存れるも少からず、

そは彼の呪禁法を類聚せる物の中に載せれば、世に漏るゝ時も有あむかし、偕かく註し畢て、熟々觀れば、西戎の國に謂ゆる道士の所業に、太似たり、是を以て、大園陀論師の長老なるを、大仙人とぞ稱へりける、

但し諸越の道士學も、後世に及ては、多く玄妙に過たる理談を作り出て、觀るに堪ざる迂説どもあり、余が謂ゆる道學は、其れと異にして、漢晉以前の古書に、思ひ合さるゝ事どもの散見せるを取りて云ふなり、此は別に聚め記せる物あり、然れば

道學にも新古あり、概して思ふべきに非ず、

なほ上に論ふ四吠陀論の外に、十四論あるを、上に合はせて十八大經と稱ふ、そは百論の疏に、十八大經者、十八明處、四皮陀爲四、復有六論、合四皮陀爲十、復有八論、足爲十八、四皮陀者、一、荷力皮陀、明解脫法、二、治受皮陀、明善道法、三、三摩皮陀、明欲盛法、(謂一切婚嫁欲樂之事)、四、阿闍皮陀、明呪術算數等法、

四皮陀の文は、上に引て、既に委く辨へたり、

六論者、一式又論、釋六十四能法、

六十四能法詳ならず、然れども、祠吠陀の所に引りし大論の説に、馬祀法の異法を六十四中に有るよし云へれば、凡て祠法を釋せる書と知られたり、

二、毘迦羅論、釋諸音聲法、

毘迦羅論は、聲明論と翻して、文字および音聲の道を明釋せる書なり、あほ此事は下に次々云を見べし、

三、柯刺波論、釋諸天仙上古以來、因縁名字、

こは上古に出たる諸天仙の古事舊傳を釋せる物あること、文に云へる如くなるべし、

四、豎底沙論、釋天文地理算數等法、

これも聞わたるが如し、

五、闍陀論、釋作首盧迦法、

この本註に、仙等の説偈を、首盧迦と名くる由見たり、作る法と有れば、其の様にならひて、自ら作る法を釋せる物と見ゆ、百論序疏に、通偈、即首盧、偈有、三十二字、釋道安云、胡人數、經法也、莫問長行、偈、但合、三十二字、滿、便是一偈也、四圍陀、有、万、偈、偈有、三十二字、智度論云、摩訶波若、十、万、偈、三、百、二十、万、言、故、知、定、三、十、二、字、爲、一、偈、也、とあり、

六、尼鹿多論、釋立一切物名、因縁、

こは諸天仙の古く一切の物の名を立たる、其の義を釋せる物と聞ゆ、○下に引く、金七十論の自性、先生覺とある所に、外智者、六皮陀也、一式又論、二、毘迦羅論、三、劫波論、四、樹提論、五、闍陀論、六、尼鹿多論とあるは、即この六論なり、迦羅羅仙が、外智を得たるに、此を用たるを思へば、いと古き物あり、然れど、六皮陀といひ、何れも釋某とあれば、四吠陀を本願として、増釋せる物なること明あり、又た中に、毘迦羅論も入たるを以て、悉曇文字も、本は四吠陀論中の物ある事を、まづ心得おくべし、悉曇藏

40
184

著 生 先 胤 篤 田 平

印 度 藏 志

卷 二 十 本 合

▲▲東洋哲學の研究者も亦必ず大に讀まざるべからず

▲▲神道家必ず讀まざるべからず 佛敎家必ず讀まざるべからず

發行所
東京市小石川區江戶川町十四番地
大日本慈善協會

紀念發行
去る三月より 毎月一回つゝ 發行す

- 菊版美本六 十頁
- 定價一部金 廿錢
- 郵税一部金 二錢
- 一ヶ年前金 貳圓

明治卅九年四月廿五日印刷
明治卅九年四月廿八日發行

(一部定價金貳拾錢)

東京市小石川區江戶川町十四番地

發行人 宮 井 鐘 次 郎

發行所 大日本慈善協會

印刷所 大日本慈善協會活版部

百二十

に引たる道騰が法華論注に婆濫摩論四波陀後人更作六種論解彼波陀毘伽羅論
即是六論之一也とあり

八論者一陀菟論釋用兵杖法二提圍婆論釋音樂法三阿輪論釋醫方

この三論も吠陀中の事を釋說せる物なること上に准へて知べし

四肩亡婆論簡釋諸法是非

こは吠陀論に本づきて諸の外道の異說法の是非を簡び釋せる論と聞えたり

五那邪毘薩多論明諸法道理

上に同じ趣の物と聞えたり

六伊底呵婆論明傳記宿世事

こは前世因果の事を論へる物と聞えたり

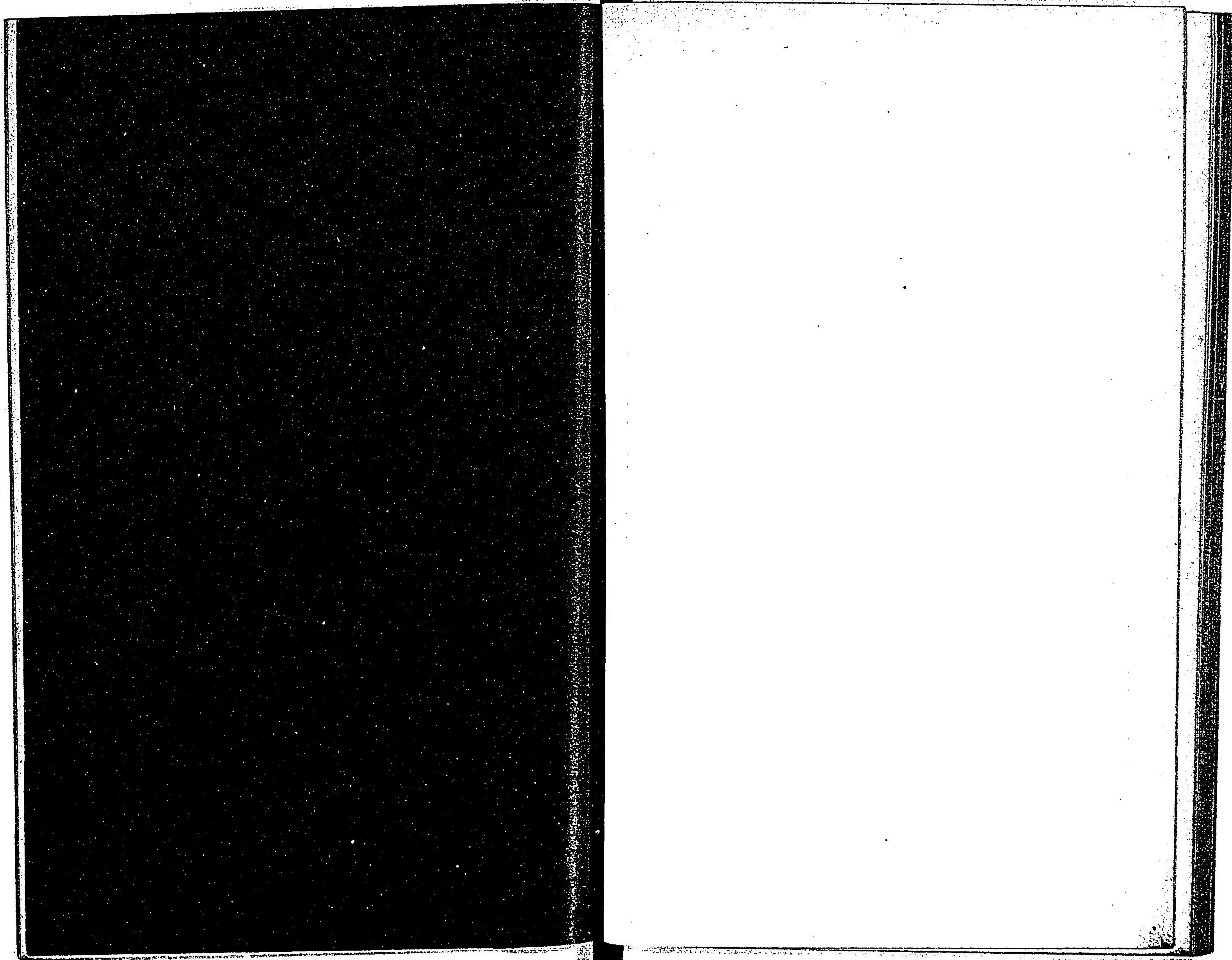
七僧佉論解二十五諦

こは下に委く論ふ如く外道迦毘羅仙が說にて眞の梵志の說に非ざれば吠陀論

の末書と爲べからざるを悞りて佛者の此を加へたるなり

八課伽論明攝心法

攝心の法は吠陀中に元より有れど彼と異なる法あるべきこと二十五諦の彼



111
124

平田篤胤先生著

印度藏志

第參輯

とは甚く異なるに准へて知られたり、

此兩論、同釋解脫法とありて、此をまた十八明處とも名くと、同疏に見たり、
師必博究精微、貫窮立奧、示之大義、導以微言、提撕善誘、雕朽勵薄、若乃
識量通敏、志懷通逸、則拘繫及關業、成後已年方三十、志立學成、既居
位先酬師德、其有博古好雅、肥遁居貞、沈浮物外、繫遙事表、寵辱不驚、聲
聞已遠、君王雅尚、莫能屈迹、國重聰叡、俗貴高明、褒贊既隆、禮命亦重、故
能強志篤學、妄疲遊藝、訪道依仁、不遠千里、有貴知道、無恥匱財、娛遊情
業、媮食靡衣、既無令德、又非時習、恥辱俱至、醜聲載揚、

俱舍論、普光記に、婆羅門法、七歳以上在家學門、十五已去、婆羅門法、遊方學門、至年三
十、恐家嗣斷絕、歸家娶婦、生子繼嗣、年至五十八、入山修道と云ひ、

こは俱舍論頌疏冠註、また大日經住心品疏、冠註に引るを、按合して再引たり、俱舍
論、近麟日記にも、此の説あり、三十を四十とせる本は誤あり、

口口音義に、梵種年滿七歳、就師學之、學成即作國師、爲人主所敬と云へり、
大論には、在家、中七世清淨生、滿六歳、皆受戒名、婆羅門、出家名沙門、在家名婆羅門と

治乃 15
内交

あれど、此は論あり、次品に云ふべし、師は即謂ゆる、大園陀論師あり、博く彼の四論の精微を究め、其の玄奥を貫窮して、徒弟に道の大義、道の微言を示し、導き提撕善誘を事とし、朽木の性質あるをも彫用べく、其の薄きを勵まし、

婆羅門の學のみならず、我が古學にこりても、人の師たらむ者は、必ず如此くあるべき態あれど、先師の逝られし以來、さる人師の世に在ることを聞かず、今見る人師は、鹿窟を極めて、精微を究めず、僅に門牆を覬覦して、其の玄奥を知らず、兒蒙輩を誑惑し、此に小義を示し、導くに謾言を以てして、夫の人の子を賊ふ、人師の多かめるは、甚も悲しき事にこそ、

識量通敏あるが、通逸の志を懐くをば、拘繫へて、關業を成畢しむる、是ぞ師の道なると云ふ意あり、

識量の通敏に過たるは、猶及ざる失ありて、大業に通逸の志を生じ、紀を侵し、惡を濟ふの廢人となるが多かり、我が黨の小子は、心してよ、

年方に三十に至り、志立ち學成り、既にして、祿位に居ること、上の音義に謂ゆる、國師と作り、王の國政を補佐るを云ふ、

是をもて國王らも、其を大師とも、王師とも尊稱せり、

金光明經の音義にも、世業相傳習、四園陀論、皆博學多智、守志貞白、文儒雅操、高道不仕、其、中聰俊穎達者、多爲王者之師、受封邑、而自居とあり、

阿含經の數所に、學業の成れる、婆羅門らが事を云とては、必ず某の王、即封某所與、某、婆羅門、以爲梵分、と云るは是なり、

まづ師の徳を酬ふと云ふは、國師と作りて、道を傳へ、其の師に、我が教を受たる如く、徒弟を諭へ立る事を云あるべし、是人の徒弟たる者の本分にて、其は梵志學より言ときは、其の師徳を酬ゆる耳ならず、言もて行けば、大梵王および先祖梵天、また古昔、諸仙人の徳を酬ゆるに、有りける、

然れども、子として、父母の徳を酬ゆる者、鮮く、徒弟として、其の師徳を酬ゆる者は、甚だ稀あり、さるを子弟の不肖といふ、不肖は、人の子弟たる者の、深く愧へき事ありかし、

其有博古と云より以下は、聞ゆる儘の文なるが、肥遁居、貞は、周易の天山遁の封の意を取り、沈浮と云より、亦重しと云までは、莊子あどの文に依て作りと見ゆ、道の字は、本に道と作れど、其は疑なく、誤字と見ゆれば、意をもて改めつ、

故能_レと云より以下は學者の本志、まことに然有べく、最も高尚なる學風なりかし、
文は聞わて有れば、註するに及ばず、

印度藏志之三稿

○印度國俗品下第三

外道、服飾、紛雜、異製、或、衣孔雀羽尾、或、飾鬘、瓔珞、或、無服露形、或、草板
掩體、或、拔髮、斷髭、或、蓬髮、（音釋ニハ椎髻上直追也トアリ）椎髻、裳衣無定、赤
白不恒。

さて婆羅門の行法、たよひ四吠陀論の事は、上の件々に解辨ふる如なるが、此の行法
を本據として、別に門戸を立る、謂ゆる外道の諸流あり、抑外道とは、佛道の外ある諸
道を、佛法者より貶し云ふ語にて、儒道の外なる諸道を、漢學者より、左道と貶し云に
同じ、

これ謂ゆる、尊内卑外の意ばへにて、佛者はすべて、其の道を内とし尊み、他道をば
外とし貶して、我が書を内典と稱し、他道の書をば、外藉俗書と云り、されど其は
彼の道の垣内あらむ者ころあれ、他の道々より云へば、佛道また外道あり、故金七
十論には、佛道を始め、他道を弘く、外道とせる意を以て、外曰と問答の文に記せり、
但し此は、各々其の道々の私をもて論ふなれど、本朝の古道より云ふときは、儒佛

の道は更あり、何道にまれ、天皇祖神の御道に差へる説の有むは、悉く外道邪道に非ざるは無ぞかし、是ぞ公平の議論ある、

然れども、後世の佛籍ごもに、眞の婆羅門法をも、推こめて外道と言へるは、眞の佛語をよく稽へざる、古比丘らが過失にぞ有りける、然るは、阿含經中に考ふるに、外道梵志と云ひ、或は梵志外道とも云ひて、外道と梵志とを混せず、

中阿含には、外道と云べき所に多く異道といへり、其目易きを云は、増壹阿含牧牛品の佛説に、梵志別有梵志之法、外道別有外道之法、と云へるを思ふべし、

また同品に、羅閱城中有梵志名曰施羅、備知諸術、外道異學、經籍所記、天文地理、不貫練、又復教授五百、梵志童子、とあるも、梵志に對へて、他道を外道異學と云へり、また佛道を内とし、他道を外とせる事も内經に、觀外道異學、如觀空瓶、而無所有、今察內法、如似蜜瓶、靡不甘美、とあり、此を始とや言ふべからむ、名義集に引く、二教論に、教形之教、稱爲外、濟神之典、號爲内、と云るは附會なり、

佛祖は、他道を甚く貶しつゝも、婆羅門法をば、外道と言はず、其の法内にも入れず、別に一法とせり、其は佛祖の學は、もと謂ゆる、外道に従ひて受けたるあれど、其行法は、

禪定を始め、何も婆羅門法を取りて、少か己が新意を交へて建立し、其の行をやがて梵行と稱へれば、然すがに祖法をば、甚く言腐し難き故なるか、

然るを阿含外ある、大乘といふ經論ごもに、其差別を辨へず、婆羅門をも、推こめて外道と稱し、殊に此の學をいひ腐せる説等の多かるは、佛祖が本意を知ざるなり、名義集に、婆羅門を、外道篇に出し、出定後語にも、外道に婆羅門を混じて論へるは、此よなき誤りと知べし、

玄奘比丘のみ、其佛意を知たりけむ、西域記には、其の差別を、大概は文別たり、心を著て察るべし、

此のこと既に上に、外道の服飾と、婆羅門の服玩を記せる所にも云へりき、大涅槃經音義に、婆羅門、俗人也、謂淨行、高貴、捨惡法、之人、博學多聞者也、ともいへり、

さて其外道は、迦毘羅仙と云しが始にて、是最も久遠なり、輔行記に、迦毘此云、黃頭、頭面俱如金色、

名義集には、婆毘迦羅、亦云、劫毘羅、此云、金頭、或云、黃髮、と見ゆ、說經十萬偈、名僧法論、と見り、百論の疏に、僧法、此云、制數論、明一切法、不出二十五諦、一切法攝入二十五諦中、故名爲制數論、

名義集には、僧法、正云、僧企耶、此云、數術、又翻數論、と云ひ、百論音義にも、僧法、訛也、應言、僧企耶、此云、數也、其論以二十五根、爲宗、舊云、二十五諦、と云ひ、大涅槃經音義に、迦毘羅論、古昔云、黃頭仙人論也、と有れば、僧法論とも、迦毘羅論とも云へり、異名同論なり、

二十五諦者、此論、智度論、金七十論、俱舍論、涅槃經、圓提首那、並解釋之、今略和會序、其綱要、

此の論とは、百論をいふ、此の論疏の作者吉藏かく言へば、自は其綱要を和會し得つと思ひたれども、元より言痛き論ある故に、なほ綱と目と混雜して、其の綱要を得難く、殊に佛者どもの記せるは、本人の立たる名目を、其の方風の名に替へ、或は其事を變じなどして、惑はしき事ども多かり、其は五唯を五塵とし、男女二根と、大遺とは別なるを、大小二道と云ひ、或は大小便、道と云ひて、其の作用を省きたるあと、甚く本人の意に背けり、故、今金七十論を披き、なほ輔行記、因明論、疏、名義集、大藏、三藏の二法數など、合せ考へて、綱は其宜しきに從ひ、目は悉く、金七十論の繁語を去り、目易きを摺撫して、左の如く記し、ま、他書を取て、目中に記せるは、其書名を云て別ちつ、然れども、仍其の旨趣の會得し難き狀あるは、元これ腐々しき論

あれば、何はせむ、只古き佛者らの、此の仙人が説を惜む余りに、其旨趣をよくも辨へず、謾に記せるには、少か勝りてや有む、かくて金七十論に、專と據る由は、彼の論は、迦毘羅仙が説に據て、其の末派の者の記せる論あればなり、猶此の論の事は、下に云へし、

蓋、此、外道亦修禪定、有五神通、知八萬劫內事、八萬劫外、冥然不能了知、故謂之、二十五冥諦、

案するに、禪定五神通は、元より婆羅門の古法ある故に、此の外道も亦と云へりと聞ゆ、知八萬劫內事と云ふことは、此の仙が妄想の妄誕あり、然してまた佛法に、過去無數劫内の事を知り、未來無數劫の事をも知ると云ふは、此の仙が忘誕に加上せる、佛祖が妄誕あり、其は此事のみならず、其説法の骨と立たる、謂ゆる四諦十二因縁も、此の二十五諦より、思ひ立たる説なり、そは、末々に記し辨ふを見て知るべし、

一者神我能、生諸法、常住不壞、是二十五諦之主、故名爲主諦也、
若我依此身、則有作用、若無我依者、身則不能作、五大聚名、身、此身非自爲、必爲他、他者即是我、譬如牀席等、聚集非爲自用、皆爲人設也、

二者自性，或名勝因，或名爲梵，此本有故，無所從生，有三德也。

三德者：一樂、二苦、三癡也。覺等二十三從自性出，而皆有。三德故知本有三德，末不離本。故譬如黑衣，從黑縷出，未與本相似。神我與自性和合，能生於覺等二十三。譬如男女由兩和合，故得生子。若自性有者，不能生變異，以無伴故。譬如一人不能生子，一縷不生衣。自性亦如此。○二法數云：八萬劫前冥然不知之，但見最初中陰初起，以宿命力，恒感想味爲自性。世間衆生，由冥初而有。即世間本性故云：冥初自性也。○因明論疏云：八萬劫內，有覺知，八萬劫前不覺號爲冥性也。

次自性先生覺。

或名大，或名智，或名想，覺有八分四分爲喜，四分爲癡，喜分者謂法與智，離欲及自在也。○法有二種：一者無瞋恚，二恭敬師尊，三內外清淨，四減少飲食，五不放逸，又有五一不殺，二不盜，三實語，四梵行，五無諂曲。○智有內外，二種：外智者六皮陀也，一式又論：二毘迦羅論，三劫波論，四樹提論，五闍陀論，六尼祿多論。內智者三德及我也，由外智得世間，由內智得解脫。○離欲有內外，二種：外者於諸財物已有三時苦惱，謂覓時、守時、失時。故求出家。此因外智成，內者先得內智，已識我與三德異，故求出家。因外離欲，猶住生死，因內離欲，能得解脫。○自在有八種：一微細，極降虛；二輕妙，極心神；三偏滿，極虛空；四得至。

如所意得，五世間之本主，一切處勝他，故六隨欲塵，一時能用，七不繫屬他，能令三世間衆生隨我運役。八隨意住，謂隨時隨處隨心得住。此四喜分是名薩埵，相此相增長，能伏羅闍及多摩，多摩者：一非法，二非智，三愛欲，四不自在。此四癡分是名多摩，相也。○因明論疏云：薩埵此云有憤及勇健，義今取勇健，義次刺闍，此云微，亦云塵，今取塵，義次答摩，此云聞闍鈍之聞，自性正名勇，摩闍三德者，舊云樂苦癡，今名貪瞋癡也。

次從覺生我慢。

謂我聲，我觸，我色，我香，我福德，皆可愛，如是我所執，名爲我慢。若覺中喜分及癡分增長，則生我慢，具如下說。

次從我慢生五唯。

謂一聲二觸三色四味五香，若覺中癡增長，則生我慢，能伏通喜，是癡爲我慢，種故。聖說名，大初是我慢，能生五唯也。

次從五唯生五大。

謂聲唯生空，大觸唯生風，大色唯生火，大味唯生水，大香唯生地，大我慢生五唯，五唯生五大，故五唯及五大，悉是癡種類也。

從五大生十一根，一五知根。

次五作根

謂一舌二皮三眼四舌五鼻此五名知根者能取聲等五唯故

謂一舌二手三足四男女根五大遺此五名作根者皆與知根相應作諸事故舌能說名句手能作巧捉足能行高下人根能生兒子大遺能棄糞穢故名之

次心根也

謂能分別爲心心根有二種分別是其體云何如此此心根若與知根相應即名知根若與作根相應即名作根何以故是心根能分別知根事及分別作根事故譬如一人或名工巧或爲能說心根亦如是此心云何說爲根與十根相似十根從轉變我慢生心根亦如是與十根同事十根所作事心根亦同作是故得根名若覺中喜增長則生我慢能伏通癡是喜爲我慢種故聖說名轉變是我慢能生十一根云何如此以喜多故能執自塵此十一名薩埵相是故謂三德轉變能生十一根而此十一根安置各異誰之所爲眼最居上能看遠色耳各一邊能聞遠聲鼻在一處能取至到香舌在口中能取來到味皮根在內外至觸皆知手居左右而能執捉足在下分能行高下二根居隱處能生兒子意根無定所能行分別事安置此諸根是誰所作非我非自在自性爲正因自性生三德及我慢我慢隨我意轉由此三德安置諸根故覺以下七名變異自性所作故

諸人知此二十五諦境決定脫三苦隨處隨道髮鬚剃頭得解脫無疑也と有り

二十五諦といふ諦は諦審の義と諸書に見ゆ右の二十五數の義を諦審して知る

由の稱なり三苦の事は下に引く文に見ゆ

さて輔行記を始め諸書に上の五大の所に此仙人が説を擧て謂五大即四大及空也此五種由五唯而生故云從五唯生五大地大藉塵多故其力最薄空大藉塵少故其力最強故五輪成世界空輪最下次風次火次水次地此就成世界五輪判之成肉身亦爾と有を思へば古説の四大に空を加へて五大と爲たるは此仙が所爲にや

四大及空とあるも其義と聞へたり

さて四皮陀中有諸仙人説如是言とて一切三世間初生微細身但有五唯此微細身生入胎中赤白和合增益細身是母六種飲食味浸潤資養增益鹿身是母子飲食路二處相應故得資益猶如樹根有容水路此細身中手足頭面腹背形量人相具足麤身亦如是細身名内麤身名爲外と云ふ説を引き

此の説は然る理ありて覺ゆ信に四皮陀中の説あらむも知るべからず昔時自性者廻轉生世間細身最初生從自性生覺從覺生我慢從我慢生五唯此七名細身細身常住若麤身退沒時細身若與非法相應則臨受生時受四生一四足二飛行三何

行、四、傍形、若、與法相應、則臨受生、時受、四生、一、梵天、二、天、三、世主、四、人道、臨死、細身棄捨、身、此、藏身、父母、所生、鳥獸、噉食、或復、爛壞、細身、輪轉、生死、云へり、

後の四生を異所には、一、梵王生、二、天帝生、三、世主生とあり、然れば一、梵天とは、梵天界に生るゝを云ひ、二、天とは、忉利天界に生るゝをいひ、三、世主とは、此の世の國界を治むる主と、生るゝ由と聞わたり、偕この文は本論の長文を殊に甚く切めて引たれば、心得なく見ては、本論に違へりと思ふ人も有なむか、然れど本論を熟く見む人は、疑なかるべし、

此は四皮陀論の古説に、基たるには有れど、自性と云ふ物に、尊重を結歸して、彼、大梵自在天の神徳に因、といふ古説を破れり、其は言、自在天爲、因、是、義、不、然、云、何、以、無、徳、故、自、在、天、無、有、三、徳、是、故、自、在、不、爲、因、自、性、有、三、徳、世、間、有、三、徳、故、知、自、性、能、爲、因、と云へるにて知べし、

三徳とは、樂苦癡を云ふこと、既に上に註せるが如し、斯くて自性と云へるは、自然を云るにや、と思ふに然らず、そは一切世間自然爲、因、と云ふ古き説をも破りて、是義、不、然、と云へればなり、印度にも古く、自然の説を唱へし者あり、そを無因論師といへり、其説に、世間無因而起、是實是常號、曰、自然、能、生、万、法、生、一、切、物、な、と云ふこと、

唯識論疏、また其、祕演、など云ふ物に見わたり、

さて剃頭して、比丘相と爲るを、解脫とする事も、此の仙が始たる事なるは、上に引く文に、隨處、隨道、髮髻、剃頭、得、解脫、無、疑、也、と言へるにて、著明あり、

豈大梵自在天の意あらむや、眞の梵志は然らざること、上に既に論へり、剃頭すること、眞の道に叶はむには、初生より、髮の生ては生るまじき物をや、

偕また、今當説、未見法、とて、其、偈に、最後、由、伽、時、常、有、如、是、人、依、邪、見、邪、行、誹、謗、佛、法、僧、光、邪、化、父、母、及、朋、友、及、眷、屬、開、四、惡、道、路、將、他、入、此、中、と、説き、下文に、如、未、來、過、去、亦、如、是、とあるは、將來の事を云へるにて、是謂ゆる懸記の始あり、佛法僧は佛法に謂ゆる、三寶と異にして、百論、疏に、加毘羅、謂、佛、寶、僧、法、經、謂、法、々、寶、弟、子、謂、僧、寶、也、と云へる如く、佛とは、迦毘羅仙を稱へり、其は名義集に、佛、陀、秦、言、知、者、漢、言、覺、妙、樂、記、云、此、云、知、者、覺、者、對、迷、名、知、對、愚、説、覺、とあるが正説にて、元より知覺ある人をいふ、彼の國の古言なればあり、

法華、音義に、佛、梵、云、佛、陀、此、云、覺、者、此、略、去、陀、字、但、云、佛、とあり、○四分律、音義に、梵、行、梵、言、梵、摩、此、云、清、淨、或、曰、清、潔、正、言、寂、靜、葛、洪、字、苑、云、梵、潔、取、其、義、矣、名、義、集、は、更、あり、餘、籍、ご、も、種々、高、妙、に、云、作、せ、る、説、ご、も、有、れ、ど、凡、て、佛、祖、が、説、に、附、會、せ、る

說等にて取るに足らず、

法とは謂ゆる二十五諦法を云ふ、僧とは略語にて、是も名義集に、僧伽、秦云衆、四人已上、皆名衆とあるが正說にて、是また彼國の古言あれば、二十五諦の法を信受する、衆人を云へり、

比丘相に剃髮せる者をのみ云ふ稱の如く云る說等は、後の說にて、是また取に足らず、

然れば、佛祖が謂ゆる佛てふ稱は、此を襲ひ、また法と比丘とを合せて、三寶と稱する事も、此に倣ひ、また彼の事々しく言喧ぐ、懸記と云ことも、迦毘羅仙が妄を、眞似たるにぞ有りける、

よく思ふべし、佛祖新說を發すと云へとも、語までを新製すまじければ必ず襲ふ所あるは有べからず、猶りの襲ひ取れる事ども、次々に辨ふを見るべし、

さて此迦毘羅仙と云し者の、出たる時世は詳ならず、金七十論の發端に、昔有仙人、名迦毘羅、從空而生、自然四德一法、二慧、三離欲、四自在、總四爲身、見此世間、沈沒盲闇、起大悲心、咄哉生死在盲闇中、逼觀世間、見一婆羅門姓、阿修利、千年一祠、天而迦毘羅在虛空中、不現其身、語曰、汝戲世間法、耶、言竟即去、

梵志の天を祠る法を、世間法と云へる、是ぞ婆羅門法を破れる、外道の始ある、是を以て本論に、彼の吠陀論ある、馬祀の法を非として、生を殺して祠すること、諸天及仙人は、罪に非すと云へども、實にこれ罪ありと云へり、上に載せる、自性先生覺とある處の、謂ゆる五法中に、一不殺とあるも、是より立たるにて、此の仙が始めたる戒あり、然れば、佛祖が不殺生の戒も、是の法を襲へる法ある事、知られたり、

滿千年已而復來、重說上言、阿修利答曰、戲仙人聞已復去、其後復更來、又說上言、答之亦如是、仙人語曰、汝能修道、不阿修利言、能住仙人、即爲說三苦言、一內苦、謂風熱、淡等、從臍下、是爲風處、從臍上、至心名熱、從心已上、名爲淡處、有時風大增長、逼痰熱、則起風病、熱淡亦爾、如是名身苦、八分醫方能治、身苦、心苦者、可愛別離、怨聚憎集、所求不得、分別此三則生心苦、

この内苦二種の中に、身苦の說は、上壽吠陀の處に辨ふる如く、吠陀論の說なり、二外苦、謂世人禽獸、蛇山崩岸、拆等、三天苦、謂寒熱風雨雷電等、時阿修利即便信捨家法、修出家行、因說二十五諦、度脫爲弟子、云々とあり、

此の論の今本は、誤說錯亂あど多く、文義の通せざる所も少からず、今は百論の疏に引く所と、互に異なる文を校正して引たり、輔行記には、得五通、前後各、知八万劫、

徧觀世間誰堪度者見一婆羅門名修利人間遊行問言汝戲耶答曰然又過二千歲間能修道不答能因為說三苦云々とあり今と少か異あり

然は有れど此の發端の文に阿修利が千年に一度つゝ天祀を行へる毎時に迦毘羅仙が來れりと言ひ彼の仙人を從空生など云へるは悉く妄誕にて論ふに足らず其は華嚴經音義迦毘羅城の處に具云迦毘羅囉囉宰都言迦毘羅者此云黃色也囉囉宰都者此云所依處也上古有黃頭仙人依此處修道故因名耳とあれば其の住る所は詳あるをや

名義集諸國篇も同じ此は佛祖が父祖の代々領れる國なり此の事あほ第三品に云を見べし倍金七十論なる說中に佛法より非とする事は然もあらで梵志行の古意を以て議せむに非説はいと多かり其は次々にも云べしまた婆羅門法の古證となる事も少からず其も序あらむ所々に云を見べし

また因明論疏に成劫之時有外道云劫毘羅此云黃赤色以頭髮眉面色皆黃赤故古云迦毘羅仙訛也造二十五諦論乃恐身死不傳即問自在天長生法此洲頻陀山下食餘甘菓即得久住化作大石方圓如一帳床とも見たり

止觀輔行記にも迦毘羅恐身死往自在天問天令往頻陀山取餘甘菓子食可延壽食已

於林中化為石如牀大有不逮者書偈問石後陳那菩薩斥之書偈石裂と云へり世親

論師が傳には迦毘羅が末流の頻闍訶婆闍娑と云ふ者石と化れる由云へり其文

また陳那が事も第II品に引て論ふを見べし

さて二十五諦の說の次々に傳來せる趣は金七十論偈に祕密大仙說と有りて祕密者施五德婆羅門不施餘人故名祕密

五德者一生地好二姓族好三行四有能五欲得具此智慧乃堪施法餘則不與

大仙說者迦毘羅仙人如次第所說と釋し是智勝吉祥牟尼依悲說先爲阿修利次與般尸訶と云へる偈の釋に此智昔四皮陀未出時初得成就因此智四皮陀及諸道後得成就故說最勝吉祥牟尼依悲說者迦毘羅大仙人依大悲故先爲阿修利說阿修利仙人次爲般遮尸及頻闍訶說是般遮尸及頻闍訶廣說此論有六十千偈次第乃至婆羅門姓拘式名自在黑抄集出七十偈と云ひ

牟尼とは迦毘羅仙を言へり此論の備考に牟尼者此云寂默離癡亂義と云へるが如し六十千偈は謂ゆる僧法論とも迦毘羅論とも云へる論のことゝ聞ゆ其を略せるが此金七十論なる由あり倍この二十五諦の智に因りて四皮陀によび諸道後に成ことを得たりと云へるは勝を己が法に歸せむとての妄誕あることは言

まくも更あり彼の備考と云物の説には珍しきこと無れど本の異同はよく訂せる物あり越州曉應述とあり明和六年の印本なり

また弟子次第來傳受大師智自在黑略説已知實義本とある偈の釋に此智者徒迦毘羅來至阿修利阿修利傳與般尸訶般尸訶傳與禰伽禰伽傳與優樓法優樓法傳與跋婆利跋婆利傳與自在黑自在黑得此智見大論難可受持故略抄七十偈七十論與六十萬義等外曰大論與七十有何異答曰昔時聖傳及破他執彼有此無是異義とも言へり

大論とは彼の六十千偈の僧法論をいふ昔時聖傳とは猶異所に聖語聖言とも云て其は梵王梵天の所説ある由見えれば聖傳も共に吠陀の傳説あるべきを傳へざるは最惜き事なり偕此文に優樓法とあるは次に論ふ衛世師論を造れる仙とは別人と聞えたり其を此の優樓法と同人と見ては時代合ざればなり外とは數論師の外ある道の人を廣く云へり

また因明論疏には迦毘羅仙後弟子十八部中上首者名筏里沙此名爲雨雨時生故即以爲名其雨徒黨名雨衆造論者及學人名數論師造二十五諦亦名金七十論即是數論也(梵云僧法奢薩但羅謂以智論數度諸法從數起論論能生數故名數論也とあり合せ考ふべし)

また廣百論に記論外道とも云へり即其音義に伽毘羅論是也とありあは此論また其論師らがこと第II品II百年の處にも論ふを見べし

さて從數起論論能生數云々とは上二十五諦の所に記せる如く從某生某其某有若干某とまつ云ひて其若干の某にまた若干の某ありと次々に論を起し各數を生じて論へる説ある故に數論と號る由あり

其の分派しつゝ立たる名數の多きこと七十論を抜き見て知るべし中々に此に説盡すべくも非ず

但し此は迦毘羅仙が始めたる教方あるが後に佛祖の教方を竊して佛法にはあほ此の外道に十倍して言痛く名數を多く立たり其は近く諸乘大藏三藏など言ふ法數の書等を見よ中には彼と此と強て對合せむと欲して立たる名數も甚多かり然れど此は文の章ある由其の方の書に云へるもあり文の章も事にこそよれ是等は兒戲に等しき態にこそなほ此の事は次品に委く云を見べし

さて迦毘羅仙が次に出たるを優樓法仙といふ輔行記に優樓法此云休留仙其人盡藏山谷以造經晝夜則游行說法教化猶如彼鳥故得此名亦名眼足其人在佛前八百年出世亦得五通說論十萬偈名衛世師と云ひ

百論疏にも、優樓迦此云、休留仙亦云、休角仙亦云、臯胡仙此人釋迦未與八百年前已出世而白日造論、夜半遊行欲供養之、嘗於夜半營辦飲食、仍與眷屬來受供養、所說之經名、衛世師とあり、

因明論疏に、成劫之末有外道名、嘔路迦舊云、愛婁迦訛也此云、休留、身形醜陋、晝則隱伏山林、夜則來人間乞食、因驚他、產婦令墮胎、便不乞食、乃於確礮搗春場糠中、拾取碎米而食之、因此亦號、塞拏僕舊云、塞拏陀訛也此云、食米齊仙人、

名義集に、前の迦毘羅仙が事を、食米膺外道應法師云、舊云、食米膺也、外道修苦行、合手、大指及第三指、以物縛之、往至人家、舂穀、簸米、處以彼縛指、拾取米膺、聚至掌中、隨得多少、去以爲食、若全粒者、即不取之、亦名、鷄鳩行、外道、以米如鷄鳩行也、とあるは、此仙が事を誤りて、迦毘羅とせるあり、

造論名、吠世師迦耆薩但羅舊云、衛世師此云、勝論、造大句論、諸論中勝故、或勝前、數論故名、

廣百論釋音義に、鴿鷓子、字書、鴿鷓、鉤鷓也、廣雅、鴿鷓、鳩鷓也、山東名、訓候、關中名、訓狐、亦名、恠鳥、晝日恒住山中、夜則出山、扣人乞食、若得即食、不得則空度、由其夜行、故稱、鴿鷓、又此鳥多住山巖中、此仙人亦爾、故以名焉、と云ひ、大毘盧遮那經、音義に、鴿鷓、即

候、夜飛怪鳥也、亦名、訓候、或名、訓狐、以所鳴之聲爲名也、多居士窟穴、晝伏、夜出、捕獵及鴿鷓、小鳥等、爲食、毛羽蒼斑、大如鷹、眼圓睛赤、若瓜似鷹、與角鴿、荒鷓、土鳥等、同類而稍大也、起世因本經、音義に、鴿鷓、惡鳴之鳥也、古今正字に、恠、屬也、字書云、鴿鷓、被鳥也、一名、鴿、夜飛、晝伏、古今正字に、恠鳥也、とあり、俱舍論、音義に、晝、晝、夜、視、鳴、爲、怪、也、纂文に云、夜則拾人爪甲也、とあり、金光明經、音義に、案、鴿鷓、恠鳥也、晝伏、夜飛、啄食、諸鳥、衆鳥、大如角鷹、若爪鋒利、眼如赤銅、眼光射人、亦名、燕胡、或名、雲候、其聲、鳴、似、自呼、若作、餘釋、皆非、恐繁、不能引說、とも云へり、即、臯、と云ふ鳥あり、輔行記に、休留と作るは、古への省字の例あり、

六句論、一寶句義、梵云、陀羅標、此云、主諦、九法爲體、

謂、地水火風空時方我意、與二十四德、爲所依、

二德句義、梵云、求那、此云、依諦、

謂、色味香觸數量、一異合離、彼此覺苦樂、欲瞋勤勇重輕、潤行作樂、

三業句義、梵云、羯磨、此云、作諦、

謂、取捨屈伸行、

四、大有句義、梵云、三摩若、此云、總相諦、

即前、實德業、不能自有、由別有一大有有之、十句論名、同、俱舍名、總同句義、

五、同異性句義、梵云、毘尸沙諦、此云、別相諦、

別離、實德業、外有別、自性、人與人、同由別有、同法、令同、人與畜異、別有、異法、令異、

六、和合句義、梵云、三摩夜諦、此云、無障礙諦、能令實等、不相離成、要得一人、傳受、須具七德、

とあるは、謂ゆる勝論外道の六諦あり、

百論、音義に、衛世師、此訛略也、應言、轉思、迦論、此云、勝、其論以六句義為宗、舊云、六諦也、

と云ひ、攝大乘論、音義に、吠世師亦云、衛世師、皆訛也、此云、勝、異、過餘論、故名勝、能破餘論、故名異、ともあり、

然して復言く、後劫滅時、波羅底斯國有、婆羅門名、摩納婆伽、此云、儒童、有子名、般遮尸藥、

(此云、五頂)七德、雖具根熟稍遲、為染、妻妃、卒難、化導、後因、遊戲、與妻競、花厭、却念、仙人、仙人、

應時而至、迎至住處、為說、六句論、後末代、十八部中、上首名、戰達末底、此云、惠月、造十句論、

開、同異句為二、更加有能無能無說、三句也、とある、是を優樓佉仙が立たる、法行の大概なる、然して六諦は、迦毘羅仙が二十五諦を取捨して作れり、と見ゆる中に、乞食すること、妻妃に染すと云こと、甚き若行あごは、此、仙が新意と聞えたり、斯て此、仙人、盡は山を出す、夜のみ出しは、實は其、形の醜陋を恥たりし故と聞ゆ、亦、名を眼足と云とは、

頭に眼あく、足に眼の有けるにや、

俱舍、法盈、註に、劫初之時、自在天二十四返、人間行化、第二十四返、現三目八臂、身過、足目仙人、語曰、如我、面上有三目、即堪與我論義、仙人舉足、報曰、如我、足下有目、即與論義、

云々と有るは、覺束あき説あがら、決めて此、休留仙人が事なるべし、右の全文は、既に上に引て、其處にも論へりき、

優樓佉仙が次に出たる外道を、勸沙婆仙と云ふ、百論に、勸沙婆が弟子、誦尼軋子經、言、

五熱、炙、身、拔、髮、等、受苦、法、是名、善法、とある所の疏に、勸沙婆者、此云、苦行仙、其人計身有、苦樂、二分、若現世併受苦、盡而樂法自出、所說之經、名、尼毘子、有十萬偈、尼毘子此云、無結、

依、經、修、行、離、煩惱、結、故、以、為、名、亦、名、那、耶、修、摩、舊、云、尼、毘、子、

大涅槃經、音義には、尼軋子此云、無繫、是、裸形外道、不繫、衣食、以、為、少、欲、知足、者、也、地、持、論、音義に、尼軋子、應云、泥毘連佉、此云、不繫、其外道拔髮、露形、無所貯畜、以手、乞食、隨、得、

即嗽者也、とも見わたり、

經、說、有、十六、諦、聞、慧、生、八、一、天、文、地、理、二、算、數、三、醫、方、四、呪、術、及、四、韋、陀、故、云、八、也、

四韋陀とは、上に説りし四吠陀なり、彼には、呪術、醫方、天文、算數等も、具れること、上に論ふ如くあるに、其四吠陀を用つゝもなほ是れ等の事を、一二三四と云て、別に

立たるは彼の吠陀論ある事どもを、おほ加増し考へて、記せる説どもあるべし、
次修慧生八、修六天、行爲六、

此の六天は、謂ゆる欲界の六天なり其は、おほ下に云ふを、合せ考ふべし、
及事星宿天、行爲七、

こは、一、あれど、前の六に足して七の由なり、
修長仙、行爲八、

これも一、なれど、前の七に足して、八の由あり、斯て此の八を、前の聞慧の八に足し
て、十六諦あり、

修長仙、法意欲捨無常苦故、求常樂、即第十六諦也と言ひ、

長仙、法とは、仙法を修行して、無常の苦を離れ、長生常樂を求むる事と聞えたり、

また方便心論を引きて、有五智六部四濁、以爲經宗、五智者、謂、聞智、思智、自覺智、慧智、義
智、六部者、一、不見部、二、苦受部、三、愚智部、四、命盡部、五、不好得姓部、六、惡名部、四濁者、一、嗔
二、慢、三、貪、四、諂也、而明因中亦有果、亦無果、亦一亦異、以爲經宗、とも言ひ、

上に謂ゆる、聞慧生八は、この聞智に當れり、修慧生八は、思智に當るが詳ならず、自
覺智より下三智の事、また六部の事も、詳に記せる物を見ず、四濁は聞わたるまゝ、

の事あるべし、

また婆沙論を引て、僧法經計十一根、衛世師經計五根、尼軋子經計内外物有命根、故不
斷生草、不飲冷水、とも、僧法、偏明覺諦、世師、偏引、依諦、尼軋、修長仙、法、此三師、並是釋迦末
興、時盛行天竺、とも見えたり、

此の三師とは、迦毘羅優樓伽、勤沙婆の三仙を云へり、鞞紐天、大自在天に、此の三仙
を合せて、二天三師と云へることも、同疏に見ゆ、また名義集に、此の三仙、說、無漏盡
通、故唯五通、とも云へり、

さて百論の初品に、問答を設けて、有人言、鞞紐天、名、世尊、又言、摩醯首羅天、名、世尊、又言、
迦毘羅、優樓迦、勤沙婆等、仙人、皆名、世尊、汝何、以、獨、言、佛、爲、世尊、內曰、佛、知、諸、法、實、相、明、了、
無礙、又、能、說、深、淨、法、是、故、獨、稱、佛、爲、世尊、と有るを見れば、世尊とは、もと大梵自在天王
を稱せる號なるを、三仙人らが僭上しけるに、

金七十論に、迦毘羅仙を、世尊と稱せり、また大論に、諸、外道皆以、二天三仙、爲、師、皆稱、
薄伽梵、亦稱、一切智、

佛祖また其を真似て、我が稱號と爲たる也けり、然れど皇國にて稱せむ事は、最も畏
く、憚ある稱あれば、比丘等の、いがに物知ざるも、心すべき語にこそ、

其は大梵王を稱むには、世間を成立せる天神にて、衆生の祖父とさへ云へば、難きを、仙佛など、さる卑しき者には、掛まくも畏し、うは天皇の御座せばあり、此の世には、天皇を除奉りて、世尊と稱する者の何か有む、故己が此の書には、佛經を引る文にも、佛祖を世尊と稱せる所は、凡て如來とも、佛とも替たり、己いと若かりし時に聞たる、俗の口吟に、天地へむだ指をさす京の釋迦といふ句の有しは、さる卑しき口吟する徒にも、道を知たるが在けりと、今にいと感しくぞ思所ゆる、

さて十八部、外道と云ふ事あり、其は百論疏に、釋迦、出時、值十八、智人羅什、云、三種、六師、合十八部、

淨名疏に、此、三種約六師、一師有三、三六十八種、外道師也、と云へり、然れど此、十八は、信に足ざる例の妄數あり、うは佛法も、小乘は、後に十八部に派たる由、異部宗輪論に見たる、彼のみは、其、名數儘なれば、然も有べけれど、迦毘羅仙が立法、また優樓佉仙が立法も、上に載せる如く、十八部に派たる由あるに、此も十八部とあるは、異むべき事に非ずや、然れば、其、例の妄數あること、疑なき物なれば、大凡に心得て在べし、

大同小異、皆以苦行爲本、初六、誦四、華、陀、

此を四教義に、博學多聞、通、四、華、陀、十八、大、經、世、間、吉、凶、天、文、地、理、醫、方、卜、相、無、所、不、知、とあり、

中六、自稱一切智、即是六師、

此を四教義に、邪心見理、發於邪智、辨才無礙也、と云へり、即是六師とは、下に出す六師は、即是、中、六、師、ぞ、と云へる意なり、

後、六、得、五、神、通、

此を四教義に、得世間禪、發五神通、亦有慈悲忍力、刀割香塗、心無憎愛と云へり、上文名義集に引ると、互に精進あれば、校して引たり、

詳此意十八人、皇法師云、初六、從、聞、慧、生、阿、闍、迦、蘭、等、也、中六、從、思、慧、生、若、提、子、等、也、後六、從、修、慧、生、須、跋、陀、等、也、此、皆、勒、沙、婆、部、中、枝、流、出、也、とあり、

聞慧、思慧、修慧とも、勒沙婆仙が立法なるに、其より生すと云へば、各々其、一、慧、を、執して、また別に一機軸を出せるなり、然れば、此、皆、勒、沙、婆、部、中、より、流、出、と云こと、實に然る言ありと、

初六ある阿闍迦蘭と云は、謂ゆる阿羅々仙人あり、大涅槃經、音義に、阿羅々、此、云、懈、怠、獲、通、定、者、也、また、阿羅々、仙、有、作、阿、羅、邏、古、音、云、無、醫、仙、也、とも見ゆ、

十輪經音義に阿羅茶唐言自饒舊經阿蘭迦蘭是也とも大般若經音義には阿邏茶迦
邏摩子梵語外道仙人名也此無正翻とも云へり名義集に阿羅々迦摩羅亦名羅動
迦藍とのみ有りて翻はなし

また此部に嚧陀羅仙人と云があり其も大涅槃經音義に嚧頭藍弗此云彌戲子坐得
非想定獲五神通飛入王宮遂失通定途步歸山とも嚧陀伽古音云勝也亦名盛也とも
あり

十輪經音義に嘔達洛迦唐言雄傑即經中嚧藍弗是也と云經律異相音義には優喻
藍梵語外道名也或名嚧頭藍と見れ名義集には嚧陀羅々摩子亦云嚧頭藍弗此云
猛喜又云極喜とあり名義集なるは上も此も共に中阿含經に依れるなり

此二仙人は共に佛祖の師あり其は百論疏に佛未成道時就此二人受學涅槃經云從
阿羅々學無想定從嚧頭蘭弗學非想定此二人既佛師と云へるが如し

なほ此二仙人が事は第II品に註をも見へし○上に引たる音義に嚧陀羅が王宮
に飛入して通定を失へりと云こと西域記摩揭陀國の下に昔有外道嚧頭藍子者
於大林中棲神匿迹既具五神通得第一有定摩揭陀王特深宗敬每王中時請就宮食
嚧頭藍子凌虛履空往來至己捧接置座王將出遊有少息女淑慎令饑王召而命曰仙

至來如我所奉少女承旨大仙至己捧而置座嚧頭藍子既觸女人起欲界染退失神通
飯訖言歸不得虛遊中心愧恥詭謂女曰吾比修道業入定怡神凌虛往來略無暇景國
人願親聞之久矣今欲從門而出履地而往使夫親見之徒咸蒙福利王女聞己宜告遠
近是時百千萬衆行望來饒嚧頭藍子步自王宮至彼法林宴坐入坐心馳外境棲林則
鳥鳥嚶嚶臨池乃水族跳翻情散心亂失神廢定乃生份恚即發惡願願我當來爲暴惡
獸狸身鳥翼搏食生類身廣三千里兩翅各廣千五百里投林噉諸羽族入流食彼水生
發願既己份心漸息勤求頃之復得本定不久命終生第一有天壽八万劫如來記之天
壽畢己當果昔願得此弊身從是流轉惡道未期出離とあり佛祖が懸記は信するに
足すされど仙人の女色に依りて其の通を失へる類は獨角仙人など云ふを始め
印度に彼此あるは遂がたき女色を禁する事を專旨として其道を立ればあり本
朝にも久米仙と云へるが女色を思ひて通を失へりと云も印度の仙法に依たれ
ばなり西戎國の古仙道は然らず是ぞ我が古道に叶へる眞の仙道ある其は別に
記せる物あり

さて中六なる若提子と云は謂ゆる六師外道の一人なり此も百論疏に六師者一富
闍那其人計斷謂無君臣父子因果之義

あは本書に富蘭那從母得名姓迦葉也と見ゆ名義集には迦葉母姓也富蘭那字也とも言へり

二俱舍梨子其人計一切法自然爲宗

なほ本書に俱舍梨從母立名字云未迦梨也と云ひ名義集に未伽梨此云不見道其人謂衆生苦樂不因行得皆自然耳と見ゆ是謂ゆる無因外道なり

三毘羅佞子其人計道不須修經八萬劫自然而得如轉經丸於高山縷盡則止

あは本書に毘羅佞子從母立名字云剛闇夜也と見ゆ名義集に剛闇夜此云正勝毘羅此云不作其人謂道不須求運生死劫數自盡苦際苦盡自得何仮求也とあり

四欽婆羅其人計身有苦樂二分現受苦盡樂法自出

なほ本書に欽婆羅鹿弊衣名字云阿耆多と云ひ名義集に其人非因計因著弊衣及披髮五熱炙身煙薰鼻等以諸苦行爲道謂今身併受苦後身常樂也と見たり

五迦羅鳩駄其人計亦有亦無應物起見他問有耶答云有他問無耶答云無

あは本書に迦羅鳩駄是母名姓迦旃延也と云ひ名義集に迦羅鳩駄此云牛領其人謂諸法亦有相亦無相也と言へり

六若提子其人計業決定得報今雖修道不能中斷也とあり

あは本書に若提子從母作名字尼健陀是出家總號也と見ゆ名義集には尼健陀此云離繫出家總名也如佛法出家名沙門其人謂罪福苦樂本自有定因要當必受非行道所能斷也と見ゆ猶此外道がこと下の細注にも記すを見るべし

かくて輔行記に六師元祖是迦毘羅支流分異遂爲六宗とあれば上に引く百論疏ある皇法師が説に中六從思慧生と有れど勤沙婆仙が立法に從のみならず迦毘羅仙が立法にも從れりと知られたり

思慧と云は勤沙婆が立たる五智の一あること既載せるが如し

さて後六なる須跋陀と云ふは佛祖が毒害せられて死期になれる時に來て弟子と爲れるが事あるべし此は長阿含遊行經また大涅槃經にも見えたるを下の本文に舉つれば今委くは云はず

第二品を披き見て知るべし

さて迦毘羅仙が自性の新説を立たるより次々に優樓佉勤沙婆六師徒あと己が向々彼に勝む此に優らむと競ひ起て説法せる其差別は上に往々辨へたる如あるが中に大なる事を論むには天説にぞ有りける其は迦毘羅は新説を立たる始なれど仍梵天の古説を存し往々其徳をも述べまた我と法と相應すれば梵天また切利天

に生ずと云へるも、上に本文を引て辨ふる如く、梵志の古説に據れること灼然く、優樓佉が天説は如何と云こと詳ならねど、古説を背ける説は、無りしと聞えたり。

右の事ども、上に論へる二仙が立法の趣を、よく見通して、辨ふべし。

斯くて、諸天の異説を起し始めたるは、勤沙婆仙にぞ有ける。うは上に引く、此仙が立法の文に修慧とて、六天の行を修す、と云ふ事の有るにて知べし、抑、六天とは、謂ゆる欲界の六天ある。

四王天、忉利天、餓摩天、兜率天、化自在天、他化自在天、これを欲界の六天といふ、此諸天を立たる好意は、次品に委曲に論ひ露すをて知べし。

然して、此後に出たる、六師外道の第一に居る、富闍那と云し者、その欲界の説を破りて、色界の諸禪天を立たるが、

大梵天を初禪とし、光音天を第二禪とし、徧淨天を第三禪とし、色究竟天を第四禪とし、此を四禪天と云ふ。

あほ飽すまに、己が立たる、色界四禪の説をも破りて、無色界の空處識處と云ふ天を立たり、其は名義集に、事鈔と云物を引て、色空外道、以用色破、欲有、以空破、色有、謂空至極、と有にて知べし。

文の義は、此の外道、まづ始に、色界諸禪の説を立て、勤沙婆が欲界の有説を破れるが後には、己が、色界諸禪の有説をも破りて、別に無色界空の説を立て、空を至極とせる由あり、偕こそ色空外道と號けたるあれ。

然るに此が同時に出たる、阿羅々仙と云ひし者、また其の上を一層して、無處有處天と云を妄想し、此の仙が同時に、閻陀羅仙と云し者、あほ加上して、非想非々想處天と云を妄計したる、是ぞ謂ゆる、二十八天の究竟なる。

この二十八天、また其の名義、また中には、眞の古名もあるを拾ひ集め、新に名をも設けて立たる、由緒などの事は、次品に委く云ふを見べし。

かくて最後に、佛祖起りて、其をみち綱羅して、襲ひ取り、悉く元より、常在せる諸天と爲て、大千世界の妄説を、大成せるにぞ有りける。

此の事も、次品の末に、委く辨へたれば、披き見べし、此には、まづ概略と云ふのみぞさて、天説は更なり、佛祖が一代の説法の骨とある事ども、悉く梵志の古説、また諸外道の立法の、己が意に應へるを、竊せる説あること、明白あるに、其を心宜からず思へる、末流者の所爲として、大涅槃經を偽作せる中に、

此の經は、佛滅よりは五百年ばかりは、慥に後の世人の、作れる經あること、第Ⅱ品

に論ふを見て知るべし、
佛告迦葉、所有種々異論呪術言語文字、皆是佛說、非外道說、云々と説り、と作れるは、笑ふに堪たる語がし、

百論疏に、一切九十六術、經書記論、既是邪說、稱為有上佛法、正說名為無上、とも見たり、

其は此の語の如くは、佛祖が生涯は更なり、後世次々に出たる論師ども馬鳴龍猛提婆、無著、世親を始め、論說として言へば、種々の異論を破らむと、勞き喧けるは如何ぞや、

さる種々の異論を弘め置て、また其を止むと勞き喧ぐは、譬へば痴者の、わざと家ごとに火を放ちて、其の火を救はむと、狼狽するに異あらず、此はるも何ちふ狂事ども、然れば此の涅槃經ある説は、盗人他の財寶を竊み取りて、元より我が物がほかに持なし、彼の家になほ餘りの財寶も残れるを人に示して、彼家ある財寶こそ我が物あれと、猛び言るが如し、いと可笑くころ、かゝる類の痴説をも、護法者流は、涅槃の無盡説よ、法身の金剛説よと、猶喧ぐめれど、勞々拘はること勿れ、

さて其の提婆論師が百論は、殊に異論を破むと、勞つける籍あるが、初品に、迦毘羅、優

樓迦、勒沙婆、三仙が事を論へる次に、又有諸師行自餓法、投淵赴火、自墜高巖、寂默、常立、持牛戒等、是名善法、と云へる所の疏に、此を精く説て、此中凡列十師、一迦毘羅、三寶行世、二優樓迦、三寶行世、三勒沙婆、三寶行世、

この三寶と云へる言の由は、既に迦毘羅仙の所に云へり、

第四師、以自餓為道、第五師、以投淵求聖、第六師、以赴火為道、第七師、自墜高巖求道、第八師、以寂默為道、第九師、以常立為道、第十師、以持牛戒為道、前之三師、廣列經法、以三寶行化、後之七師、直辨苦行、而已、と云ひ、

なほ言へる説に、自餓、法者、或一日食三果、或吸風、服蘇、或服氣也、寂默者、若提子論師、立非有非無、為宗、明一切法、若言是有、無一法、可取、若言是無、而萬物歷然、以心取境、無境、稱心、以境取心、無心稱境、故云、非有非無、嘿然無言、持牛戒者、如俱舍論說、合眼、佞頭、食草、以為牛法、彼見牛死、得生天上、即尋此牛、八萬劫來、猶受牛身、不達爾前、有於天因、謂牛死、得生天、是故相與、持牛戒、成論云、持牛戒、若成、則墮牛中、如其不成、則入地獄、然外道、苦行、世人信之、あども云へり、百論は、專と異論を破れる書ある故に、疏にも、外道のこと、委く見て、中には、論ひ得たりと見ゆる説も、はた無きにあらず、

また龍猛論師が大論にも、種々異論を破れる説の多かる中に、以灰塗身、裸形無恥、以

人獨饑、盛糞而食、披頭髮、臥刺上、倒懸、燕、冬入水、夏則火炙、食菓、菜、草根、牛屎、穉穉、水衣、一日乃至二日、一食、或喙風飲水、あと云へる穢行も、涅槃の説に依るときは、是また佛祖が、金剛涅槃の所爲となるをや、

凡て彼の大乗と云ふ諸經は、末に辨ふ如く、後人の佛祖に託して、已が向々、さかしら、を述たる物あるが、佛祖を稱へ揚むとして、却りて甚く云ひ貶さしむる説のみぞ多かる、憐むべし、佛祖は、千重の濡衣をこる著たりけれ、然ればよし、此の論を、心に應はで、論ひ直さむとすとも、大乘を信らむ限りは、其の濡衣を、脱得させむこと叶はず、此に於て、大乘を捨て、謂ゆる小乗の學に入りたらむには、始めて供に、佛法の眞面目を語るべくあむ、

さて外道等が妖行、ますく募りて、其の惡弊を、國人等は更あり、獸類までに及ほしけり、其は、西域記、阿耶穆、法國の下に、大城、東、兩河、交、廣、十餘里、東合流、口、日、數百人、自溺、而死、彼、俗、以爲、願、求生天、當於此處、絕粒、自沈、沐浴、中流、罪垢消滅、是以異國、遠方相趨、萃止七日、斷食、後、絶命、

河下して、沐浴ぐ事は、上に論ふ如く、眞の道に叶へる行あれど、斷食して絶命する事は、即、自餓法の惡弊あり、

至於山、獐、野鹿、群遊、水濱、或、濯流、而返、或、絶食、而死、常戒日王、之大施也、有一獼猴、居河之濱、獨在樹下、屏迹、絶食、經數日、後、自餓、而死、

こは惡法の弊の、獸類までに及べるなり、總して惡法盛りに行はるゝは、其やがて、妖氣の行はるゝなる故に、かゝる奇異の事あり、禽獸は更にも云す、虫魚草木までに及ぶ、其一二を云はば、西戎籍宣室志と云ふものに、石憲と云ふ者、夏のころ雁門關と云所へ行くに、暑盛なるに、疲れて、大木の下に臥たるに、夢に一僧來りて、我が廬の南に、窮林積水あり、暑を清むべし、我に偕ひて遊び給へと、石憲伴はれて、西の方へ數里を行けば、窮林積水あり、群僧水中にあり、石憲怪みて問へば、僧云く、これ玄浴池なりと、水中の群僧、狀貌異ならず、己に日暮るゝに、一僧云く、吾徒の誦經を聞むと欲するかと、石憲しかりと云へば、群僧水中に聲を合せて噪し、食頃ありて、一僧すなはち、石憲が手を取て、偕に浴す、其の冷なること甚し、驚き寤れば、衣盡く濕たり、明日道すから、蛙の鳴こと甚し、夜夢たる所に類たり、謂ゆる誦經の音あり、往て尋ぬるに、窮林積水あり、蛙甚多し、果して玄陰池と云ものなり、群蛙儼然として、昨日の僧の如し、と見れば、また故事要語と云ふ書に、漢籍皇朝類苑を引て、宋の熙寧年中に、李賓と云ふ人、潤州に知たる時に、其の園中の菜の花、悉く荷花となりて、各

各に一佛の形あり彫刻むが如く其の數を知ことあし暴乾せども其相依然たり
 李が家は佛に奉すること甚だ篤き故に此の異ありと本朝にも元祿壬午の四月
 に菜花結びて荷花をさす中國皆然り此時沙門公慶南都の大佛を再興したまへ
 開眼の年に逢ふ故に此の異ありとて頑民摘取りて此を箱にし禮拜供養して佛
 縁を作ことありとも見ゆ人正を好めば正氣これに應じ人異を好めば異氣これ
 に應ずそは近き頃江戸人など菜花の異なるを好む故に年々に異花を生じて其
 好に應ずるに似たり實は似るに非ず其變を好むはやがて妖を招く理ある故に
 妖氣の是に應ずるあり愚人のさる事としも得知らずて珍ほごばしり喧ぐめる
 は最も憐むべき事にこそ眞の道に志有らむ人は深く思ふべし此は事の因に少
 か驚かしおくのみ
 故諸外道修苦行者於河中立高柱日將且也便即昇之一手一足執柱端踰傍棧一手一
 足虛懸外伸臨空不屈延頸張目視日右轉速乎唾暮方乃下焉若此者其徒數十輩斯勤
 苦出離生死或數十年未嘗懈怠と有るを見て知べし
 此の外道らが獼猴に倣ひてかゝる行する事はやがて妖氣に相率れるあり佛法
 甚く信する徒にも古今にかゝる倫はあまた聞わたり

さて外道の數は楞伽經に百八部邪見とあるは此よなき多數あれと餘の經論ども
 には九十六種外道と云へるが多かる

但し此の數も說一切有部律に外道六師各出十六種合九十六種是也とあれば是
 も例の虛數にぞ有りける然ればこそ大毘盧遮那經に三十種外道と云ひ涅槃論
 には二十種外道と云へり

斯て右の多數は佛法をも入れて九十六種とは云へり其は分別功德經に九十六道
 之中佛道以爲其最と云へるにて知るべし

また大集經に佛道の事を勝於一切九十五道と云へるも佛道を入れて九十六種
 の意あり

然れば印度にて諸道を指して外道と云ふこと元來は四吠陀論を奉ずる梵志より
 他道を貶せる語あるを佛者を始め外道にも倣へるにぞ有べき

其は金七十論は佛道より云へば外道の書あるに佛道また他道を凡て外と云ひ
 上に引く阿含に梵志と外道とを佛も別ち九十六種外道と云は佛を入れてある
 とを思ひ合せて察らるゝなり

さて大涅槃經に外道九十五種皆趣惡道とある所の音義に外道者邪見猥雜不堪穢

說所行所執各々不同、今且略舉數般、以明差別、所謂數論勝論、執我計常、五熱炎身、編、臥、棘、塗、灰、掬、食、翹、足、裸、形、自、餓、投、河、鷄、狗、等、戒、板、衣、主、草、赴、火、投、巖、矯、亂、觸、體、習、諸、邪、定、無、利、勤、苦、不、得、解、脫、是、故、經、言、皆、趣、惡、道、瑜、伽、六、七、顯、揚、九、十、廣、辨、宗、途、如、彼、二、論、戒、禁、所、執、以、顯、相、從、總、攝、論、之、不、過、十、六、如、論、中、詎、曰、執、因、中、有、果、顯、了、有、去、來、我、道、宿、作、因、自、在、等、實、法、邊、無、邊、矯、亂、計、無、因、斷、空、最、勝、淨、吉、祥、名、十、六、異、論、一、因、中、有、果、宗、二、從、緣、顯、了、宗、三、去、來、實、有、宗、四、計、我、實、有、宗、五、諸、皆、常、論、宗、六、宿、作、因、論、宗、七、自、在、等、因、宗、八、實、爲、正、法、宗、九、邊、無、邊、論、宗、十、不、死、矯、亂、宗、十一、計、無、因、論、宗、十二、計、七、斷、論、宗、十三、因、果、皆、空、宗、十四、妄、計、最、勝、宗、十五、妄、清、淨、宗、十六、妄、計、吉、祥、宗、と云へり、是れにて佛道より、外道と指たる諸法を、總攝し盡せり、是を以て、九十六種と云ふは、虚數なること、明に知られたり、然れどなほ、出定後語の外道篇をも見べし、

さて阿含經中に、究羅檀頭婆羅門と云へるが、五百特牛、五百特牛、五百特犢、五百特犢、五百、羯羊、五百、羯羊を辨して、祀に供せむと欲せりと云へる類の甚しき法は、みゑ外道法に轉化せるなり、彼の經中に、唯に婆羅門とあるも、能く其行を、眞の梵法と、外道法とを見分つべきあり、

校者ら曰く、次に下く記したるは、先師の此章の、始の處の初稿あり、少か書さして、稿を改められたり、と見ゆる物から、また後説に洩れたる事もみゆれば、是に擧げ置くになむ、

「外道とは、佛道の外なる諸道を、佛法者より、貶し云ふ語にて、儒道の外ある諸道を、漢學者より、左道と貶し云ふに同じ、」
 是謂ゆる、尊内卑外の意ばへにて、佛者は凡て、其道を内とし、尊み、他道をば外とし、貶して、我が書を内典と稱し、他道の書をば、外典俗書など云へり、されどそは、彼の道の垣内ならむ者ころあれ、他の道々より云へば、佛道また外道なり、但しこは、各其道の心もて論ふあれど、本朝の古道より云ときは、儒佛の道は更あり、天皇祖神の道に差へる説どもは、悉く外道左道に非ざるは無がかし、是ぞ公平の論ひなる、
 「然れども、熟々阿含を考ふるに、外道と云へるに意ばへあり、そは増壹阿含收牛品、一に、觀、外、道、異、學、如、觀、空、瓶、而、無、所、有、今、察、內、法、如、似、蜜、瓶、靡、不、甘、美、とある類は、佛法を内とし、他學を外と云へる常の例あれど、また同品二の佛説に、梵志、別、有、梵、志、之、法、外、道、別、有、外、道、之、法、とあり、此は佛法より云へる語あるに、梵志をば外道と云す、佛法内にも入れず、別にせるなり、」
 また羅閱城中有梵志名曰施羅備知諸術、外道異學經籍所記天文地理靡不貫練又

復教授五百梵志童子とあるも、梵志に對へて、他道を外道異學と云へり、

「然れば佛祖は、他の道を甚く貶しつゝ、も、梵志學をば、外道とまでは言ざりけり、其は佛祖元より梵志に従學して、悉く其法を學び取り、少か己が新意を交へて、其の法を建立し、其の行をやがて梵行と稱へれば、然すがに、甚くは言ひ腐し難き故あり」

然るを阿含外なる、大乘といふ經論どもに其差別を辨へず、婆羅門をも外道と稱し、殊に此の學をいひ腐せる説どもの多かるは、佛祖が本意に合ず、翻譯名義集に、此の別を辨へず、婆羅門を外道篇に出し、出定後語にも、外道に婆羅門を混じて論へるは、此よあき誤まりと知るべし、

「玄奘法師の佛意を知りたりしか、また彼が印度に渡れる當時は、彼國の佛徒ら婆羅門と、外道と別て云へりしか、此にまづ外道の服飾を記し、下文に別に、婆羅門の服玩を記し、諸國の事を記すにも、外道と婆羅門とを、大抵は別て擧たり、西域記に、よく心を著て察るべし」

外道と云ひ、異道、異學など云へるも、其の差別あり、また餘經論どもに、梵志の外道行をあすを、梵志外道と云ひ、沙門の外道行をあすを、沙門外道と云へるは、故實

に叶へる云ひざまなり、

「さて此に謂ゆる、外道も、其の本は、婆羅門者の中より、次々に派りて、其行を異にせる徒にて、六師、外道と云を始め、甚多く其の行の趣は、大論に、以灰塗身、裸形無恥、以人鬘、鬘盛、而食、拔頭髮、臥刺上、倒懸、燕、鼻、冬、則入水、夏、則火炙、食、菓、菜、草根、牛屎、種種、水衣、一日乃至二日一食、或隄、風、飲、水、など有るにて、知べし、

あは外道はもと、梵志より派たる物なれば、下文婆羅門學の所に、委く考へ註すを見るべし、

「如此く、鄙しき行の者あれば、鬘鬘を環珞とする如き、穢き事の有るあり、阿含に、摩羅と云ひし者、外道法を行ひて、

詳其文字、梵天所製、原始垂、則四十七言、寓物合成、隨事轉用、流演枝派、其源浸廣、因地隨人、微有改變、語其大較、未異本源、而中印度特爲詳正、辭調和雅、與天同音、氣韻清亮、爲人軌則、隣境異國、習謬成訓、競超澆俗、莫守淳風、至於記言、書事各有司存、中詰總稱、謂尼羅蔽茶、唐言青藏、善

惡具擧災祥備著。

其文字とは、謂ゆる悉曇梵字あり、悉曇字記に、悉曇、天竺、文字也、西域記云、梵王所製、原始垂則、四十七言、寓物合成、隨事轉用、流演支派、其源浸廣、因地隨人、微有改變、而中天竺特爲詳正、邊裔殊俗、兼習訛文、語其大較、本原莫異、斯梗槩也、とあり、此引文今本と異あり、されど、文を引直せる物とも見えず、字記の撰者唐の智廣が、當時に在し異本ありと見ゆ、しか思ふ由は、西域記今傳はる本は、前撰なるか後撰なるか、知べからねど、諸書に引たる文とは、違へる事ども、彼此見え、また文錯乱誤字脱文も、計ふるに暇あらず、其著きを云は、今本に付たる音釋に、邊裔音與、邊末之地といふ釋あり、此は今本の、今擧る文になき文字あるに、字記に引たる文にあり、其の餘にも、かゝる事ども有れば、今本ある音釋は、さる異本に付たるを、採たる物と見ゆるをも、思ひ合すべし、さて字記に引るには、梵王と有るを、今本には、梵天とあり、名義集に、西域悉曇章、本是婆羅賀磨天所作、自古迄今、更無異書、但點畫之間、微有不同、悉曇此云成就所生、是生字之本也、と見ゆ、

婆羅賀磨天とは、即梵天を云ひて、梵王とは異なること、既に上に辨たるが如し、また安然比丘が悉曇藏に、大論勝鬘經を引て、造書天造、文字と云へるは、大涅槃經、音義に、造書天、梵云、婆羅賀磨天、即造悉曇章十、二音、字母者是也、とあり、造書とは、婆羅賀磨の正譯に非ず、義譯あることは、云まくも更あり、梵天梵王互に云へるも常あれば、何にても宜し、と思ふも有るべけれど、此は梵王と有るぞ正しかる、

梵王と梵天との差別は、上なる四種性の所に既に辨へたるが如し、其は彼の字記に、上に引く文の下に、南天竺の婆羅門僧、般若菩提が語を載して、南天祖承、摩醯首羅之文、此其是也、とある、摩醯首羅は、自在天と翻して、即大梵王の異名あればあり、

かの字記ある梵字は、般若菩提が字記の撰者、智廣に傳授せる文字ある故に、此の語の意は、今傳授する梵字は、即ち摩醯首羅天の所製を祖承して、南天竺に行はるる文字、すなはち是ぞ、と云へる意あり、また内法傳にも、創學悉曇章、亦名、悉地羅宰觀、斯乃小學標章、之稱、但以成吉祥爲目、本有、四十九字、共相承轉成、一十八章、總有一萬餘字、合三百餘頌、凡言一頌、乃有四句、一句

八字總成三十二言更有小頌大頌不可具述六歲童子學之六月方了斯乃相傳大自在天之所說也とあり然れば梵字はもと大梵自在天王の大梵天界にて製れるを其の子梵天の降りて印度に弘通せりとふ傳へあるを作者を直に梵天と云へる説は訛なり

また婆羅賀磨天を造書天と譯せるも同じまた舊婆沙論に劫初時瞿頻陀羅婆羅門造梵書法盧陀仙人造法盧書大婆羅門造四圍陀ともあり是も同じさて婆羅門とは梵天と云に同じければ瞿頻陀羅と云は梵字を人間に傳へたる梵天の名あるべし大婆羅門とは大梵天と云に同じければ四圍陀を造れりと云ふこと本なる四吠陀の所に云ふ如くなれば正説なり法盧書のことには此に要なき事なれば言す偕是に就て思ひ出たる事あり悉曇藏に大乘四論立義記を引て梵天三兄弟下欲界如梵書伽書篆書左右下三行書二種在天竺國最弟蒼頡下來漢地觀鳥跡造篆書といひまた衆名苑云書有三種梵書左行法樓書右行蒼頡書下行なども言へり蒼頡がこと最をかしき説ありまた百論疏に外曰昔有梵王在世説七十二字以教世間名法樓書世間之敬情漸薄梵王貪怖心起收取吞之唯阿漚兩字從口兩邊墮地世人貴之以爲字王と有は妄誕なること云ふも更あり

さて慧琳意義に阿察囉唐云文字義釋云無異流轉或云無盡或云常住梵字獨得其稱諸國文字不同此例何者如諸國所有文字並是小聖隨方語言演說文字後遇劫盡時悉皆磨滅不得常在唯此梵天王所說設經百劫亦不差別故云常住とあり

立應音義には字者文字之總名梵言羅利囉と有りて譯は慧琳に同じまた金真集記には梵云阿乞察囉とありて説は立應慧琳に同じ

佛者は大抵文字をも本は佛より所出せりと執する中に立應慧琳全真と梵天王の所説と稱する梵志の古説に因るは珍しき事あり

然れども無異流轉また無盡と譯せる語義を解る説は叶はず其は下に大涅槃經を引て其所に辨ふを見べし

或書に此の説を難破して大乘唯識論また述記などを引き火災劫時梵王命終火至梵世高臺燼滅先已成空於時乎知設誰計常後成劫時梵王始生降臨更教當時梵文奈何同異設與今同是造作得必有滅認什麼計常住世尊教法尙有時矣况梵天者之所說乎其經百劫無差別者蓋粹焉外道之計著也と云るは強て大梵王を云ひ腐せる佛祖が誣説の尻馬に乗れる大乘者流の頑僻ありかし

殊に火災劫の時に梵世まで燼ると云ふ説も佛祖が梵王を云ひ腐さむ計に始て

唱へ出たる妄説なる物をや、其由は、次品に委く論ふを見よ、但し其は或書に、俱舍、光記に、惡刹羅唐言字、是不流傳、義謂不隨、方流轉改易、と云へる説を難じて、是亦依世傳之言、慢一隅者、之僻談也、何者北天既變、畫五竺異音、胡觀更轉、漢倭失眞、歐巴利未、不須梵文、五大南洲不用梵語、十之八九、梵字不布、曷言隨方無改と、

さて四十七言とは、悉曇字記に載せる、悉曇十二字と稱する韻字と、體文と稱する三十五字と、合せて四十七字を言へり、

委くは字記を見べし、また彼の記を註せる物にては、行智が新釋といふ物いと宜し、必ず見べし、

然れども、實に大梵自在天王の製りて、梵天の人間に傳へたる古字は、もと悉曇十二字の中なる、ハ、イ、ウ、エ、オの五字と、かの十二字の中に、長聲の五字と、

烈の揆聲、また其の急聲の七字を入たるは、別に麼多と云ふ盡ある上は、此の中に、有むこと、迂と云つべし、

體文字母三十五字の中なる、カ、キ、ク、ケ、コ、カ、キ、ク、ケ、コの九字と、合せて十四字の外に、麼多と稱する、ク、ハ、コ、テ、ウ、ウ、ハ、ハ、ハ、ハの十一畫のみにて、餘の體文字どもは、疑なく後世に、音聲を、精密に譯し取らむと思へる徒の、杜撰し補たる文字あり、

り、其は梵字、また其の音は、大梵自在天王より原始れる由は、諸書に普ねく其説を載し、實に然も有べく覺ゆる傳へなるに、長阿含闍尼沙經の佛説にも、大梵大王、説とて、其、有、音、聲、五、種、清、淨、乃、名、梵、聲、何、等、爲、五、一、者、其、音、正、直、二、者、其、音、和、雅、三、者、其、音、清、徹、四、者、其、音、深、滿、五、者、周、徧、遠、聞、具、此、五、者、乃、名、梵、音、とあり、此は佛祖が在世の時まで、傳はれる古説を取て、説法せるにて、實に此の頃までの梵音は、かくぞ有りけむ、

三藏法數に、梵音五種とて、此の文に因りて、梵音者、即大梵天王所出之聲、而有五種、清淨之音也、一、正直音、謂諸梵天、其音聲端正質直而不邪曲、二、和雅音、謂諸梵天、其音聲柔和典雅離諸、ハ、イ、ウ、エ、オ、三、清徹音、謂諸梵天、其音聲清淨明徹、四、深滿音、謂諸梵天、其音聲齒深充滿而不淺陋、五、周徧遠聞音、謂諸梵天、其音聲周徧遠聞而不迫窄、とも見たり、

然るに字記中に、今擧る十四字のみ、熟く此の説に符ひ、また皇國の正音聲にも符ひて、實に天音と稱すべく覺ゆるを、今捨て擧ざる體文の字どもは、邪曲、ハ、イ、ウ、エ、オ、淺陋、迫窄にして、更に大梵王の正音と云べき音に非ず、殊に烈等の五字を、韻字と爲し、子等の九字を體文とし、謂ゆる麼多を配すれば、有ゆる諸正音を生じて、正直、和雅、清徹、深滿、周徧と稱するに足れり、

孔^カ ㄱ^ク ㄴ^ン ㄷ^ド ㄹ^ル ㅁ^ム ㅂ^ブ ㅅ^ス
 ㅈ^チ ㅊ^{チュ} ㅋ^ク ㆁ^ン ㆁ^ム ㆁ^ブ ㆁ^ス
 ㆁ^チ ㆁ^{チュ} ㆁ^ク ㆁ^ン ㆁ^ム ㆁ^ブ ㆁ^ス

ㄱ^ク ㆁ^ム ㆁ^ブ ㆁ^ス
 ㆁ^チ ㆁ^{チュ} ㆁ^ク ㆁ^ン ㆁ^ム ㆁ^ブ ㆁ^ス

然して長聲に用ふる時は、長聲の麼多を配し、撥聲に用ふる時は、撥聲の麼多を配し、急聲に用ふる時は、急聲の麼多を配し、用ふること例の如くすれば、有ゆる音聲を容易に譯し得らるゝ事あれば、大梵王より出たる本字本音は、必ず右の如くあらすは、五種の梵音の旨に合さること、熟々思ふべし、

麼多を配する例の事は、字記を始め、悉曇のこと記せる諸書に、普ねく見たれば、今更に云す、但し右は清音ころ有れ、濁音また半濁の音はいかに、と思ふ人も有べし、其は人間の訛音にこそあれ、天上には、決して有まじき音なること、師の漢字三音考を見ても、悟りねかし、實には、撥聲急聲あとも、天音にはあき理なれど、皇國よりは甚く劣りて、鄙しき國ある故に、自然に舌だみて在れば、別そ此の二音をば、天意

に許し言しめたるにや、

偕かく記し畢て、大般涅槃經文字品を見るに、迦葉白言、云何、說字根本、佛言、說初半字、以爲根本、持諸記論、呪術文章、凡夫之人、學是字本、然後能知、是法非法、所言字有十四音、名曰涅槃、常故不流、無盡金剛之身、是十四音、名曰字本、とあり、

こは此に用あき文を、甚く約めて引たれば、委くは本籍を見べし、此の經は、佛滅より五百年ばかり、後世人の、佛說に託して、作れる經あるとも、是の說に於ては、疑なく、梵學の古說を取て、佛說に經たるにて、梵字の根本を記載せること、斯ばかり、正說なるは有ること無し、

此の經を佛滅より、五百年ばかり、後世の偽託なりと云こと、第II品に委く論ふを見て知べし、

其はまづ、半字滿字と云ことより解むに、此も紛々たる廢說多かる中に、名義集に悉曇章、是生字根本、說之爲半、所生餘章、文字具足、名之爲滿とある、是ぞ半滿の正說ある名義集の今本の此の文に、誤子脱語あり、今は悉曇義の所引によりて正せり、斯て此の文に、悉曇章と云へるは、字記の初に舉たる、孔等の十二字のみを云に非ず、謂ゆる對文をもこめて稱へり、他にも此の例多かり、

さて文の義は、子等の韻字、子等の對文は、字を生ずる根本あれども、此を説て半字と爲す、然るは子に、く、つ、へ、等の廢多を配せざれば、幾久計許の音聲を爲こと能はず、これ半と號くる由縁あり、

子、カ、ナ、ハ、ハ、リ、エ、ク、も、是に准へて知べし、所生餘章、文字、具足云々とは、字記ある子の初章より次々、半字に廢多を配せて、所生せる十八章は、文字某々に、音聲も具足せる故に、是を滿字と號くる由なり、

或説に、未成字、之、畫、謂、之、半、字、如、フ、一、ノ、等、是也、已成字、是、謂、滿、字、如、社、等、是也、と解たるは、甚しき非説なりかし、

然れば、大涅槃經に、半字と云へるは、悉曇字母の、いまだ滿字に製せざる間を云るにて、初の半字としも言へるは、字記なる悉曇章十二字の中の、**礼**、**の**、**マ**、**ろ**の五字と對文の中の、**子**、**カ**、**ナ**、**ハ**、**ハ**、**リ**、**エ**、**ク**の九字と、合せて十四は、何れも初位に在る故に、初の半字と言ふなり、偕こそ下文に、是十四音名曰字本、とは言へれ、また經文に、十四音名曰涅槃、常故不流、無盡金剛之身、と云へるは、謂ゆる四十七言の、三十三言は、世々に轉訛し、國々に於て變替するを、彼十四音は、堅固無動にして、盡ることなく、萬國萬世の常住音なるを、謂ゆる涅槃の常なるに喩へて、字徳を讚せる語なり、

然るを玄應が、此の經の音義に、無盡是字、在紙墨得不滅、借此不滅、以譬常住、と云へるは誤あり、こは白虎八轉聲にも云へる如く、紙墨に記せる文字は、時ありて滅するを、豈常住としも言むや、不滅としも云むや、

さて此の十四音の半字を、父とし母とし、謂ゆる廢多を用ひて、滿字に製りて用ふる時は、何なる事をも、自在に記し得らる、故に、初半字爲根本、持諸記論呪術文章、とは言へるなり、

昔より斗量の悉曇家有しかど、此、真面目を見得たる者は無しと聞わて、字記に悉曇十二字の所に載せる、舊云、とある説を始め、悉曇藏にも、十を以て計ふるばかり、半滿また十四音の異説を擧たるが、惣て愚を極めたる腐説どもある中に、秀法師云、とて、悉曇十二字、合長短二聲、爲一音、合有六音、次從、迦以去有、二十五字、五字爲一音、合爲五音、足前爲十一也、次從、耶以去九字、三字爲一音、合有三音、足前合爲十四音也、不取魯流四字爲音、明此四字、直是利前音、非是音也、と云へるのみを、稍の旨を得たる様なれど、なほ悉曇十二字の撥聲、急聲の兩字を除きて、五字と爲し、魯流等の四字を一字と爲して、此も入して、十四字なる事を知るは、惜むべし、慧林が此の經の音義には、譯經者呼字母爲半字、胸臆、謬説也、云々として記せるも、愚説にて論ふ

に足らず、其愚説なる故に十四音といふ由をも得知らず、譯經者の謬と爲て言、十四音甚無義理、など云へるは惣じて西戎國は音聲の條理正からず、其の國人は音聲の眞理を知らざる故の愚説には有れど、笑ふに堪たる事なりかし、然れば余が今、此に辯ずる論説は、悉曇學の三千年眼とや言へからむ、蓋これ皆先師の漢字三音の考、字音假字の格を傳へ受たる恩頼に因てありけり、

偕本文に、遇物合成、隨事轉用と云るは、字記ある初章より、十八章までの配音製字は更あり、有ゆる事物の字をさへに、其例を轉用して、一二字に書く類を云へり、右に論ふ如く、初半字十四音、これ字本なる上は、彼、侏離迫窄ある、半字どもを、種々に合せて、諸事物の名の多音なるを、各々一二字に調ふる如き煩雜ある事は、決めて大梵王の教授あらず、後人の生才覺に巧出たる態あること、音聲の道を眞に知り、大梵王りれ何物ぞと、窺ひ得たらむ人は、自然に知なむ物ぞ、案ふに、大梵自在天王の傳へたる十四音を、五十音に配合して、古くく用ひたる趣は、決めて此方の仮字を用ふると、異無りけむ、猶是、事に就ては、論すべき説多かれど、殊に思ふ旨趣もありて、余は云はず、唯少か其端を垂統して、後世に、追考せむ人の出るを待にこそ、

然るは己れ今云ざらむも、眞に音聲の道に精密ならむ人は、決めて其由を考へ出

ずは有まじき、理の有ればなり、然れば例の、護法者流とは、此論を見ては、言喋ぐ事も有あむ、吾が黨の小子よ、努々拘はること勿れ、遂には此の道理を、發し得る人の出來なむ物ぞ、また其を考へ出なむ人は、必ず此の字原をも考へ出べし、此は余が懸記の一なりかし、〇かく論ひ畢て、行智に見せたりしかば、彼、阿闍梨云く、梵字の正體は、實には、子カ、子カ、子カ、子カ、子カにて、五韻字は本の隨あるべく、其字原は、田より出たる如く見ゆと云へり、速くも一知己を得たり、斯てまた白虎八轉聲を見れば、大日經、また其義釋、生頭論などを引り、經云、カ字門、一切諸法、本不生、凡最初開、カ之音、皆有阿、聲、離之、即無一切言說、伊等、聲亦因、カ字、發起也、謂初、カ字、便生、カ形、是名曰、命、積聚成、カ、四方作、カ、田象形、爲、カ、本唯一點、約持、命也、故悉曇、カ字、亦爲衆字之母、カ字、遍一切字、若無、カ字、則字不成、要有、カ字、若字無頭、即不成、カ字、爲頭也、如、人無頭一切支分、皆死、カ字等亦如是、若、カ字、爲頭、即不成、カ字、亦不名、カ字也、故、カ字、爲命也、と云へるは、由有げなる説なり、然れど阿を始と云ふ説は、信難し、其は日文傳に論へるを見て知べし、

さて枝派を流演して、浸に廣く、地に因り人に隨ひて、改變あれども、其の本源を異にせざる趣は、本記に、五印度外なる、胡國僧伽羅國とを始め、諸國に行はるゝ文字と

も、梵字に本源きつゝも、字形用格の異なる事を多く載たるにて知べし、隣境異國習
 鑿成訓と云ひ、初に引る字記の文に、遊裔殊俗衆習、訛文、語大、大較、本源莫異、斯梗概也
 と云へるは是なり、

行智云く、また字記註文に、胡土境鄰、天竺、文字參涉、とも云へるに依れば、印度に近
 き國々にても、梵文の片端を訛あからも傳ると見ゆ、事林廣記卷十に載る、蒙古篆
 と云ふもの、梵文に似たるは、右の類ならむ、と云へり、實然るべし、斯てまた案ふに、
 於蘭陀といふ國の文字を始め、西洋の諸國の字ども、決めて其の本は、梵字を傳
 へて後に、其を種々に、轉用せる物と見たり、其證をも種々思ひ得たれど、此には
 所狹き態なれば、今は論はず、是も後人の追考を俟になむ、○かく記して後に、東森
 芥が須彌山儀銘解を見れば、西域の八線法を、印度に出たる法ありと論ふ因に、今
 現に、西學家の、西洋文字の法を見るに、其の點例等の法、全く印度の八轉聲の法に
 倣へり、其の量の法に足を以て呼て、幾許足と云が如も、是を印度に取れり、印度の
 度法に、足と云こと、宿曜經に、星度を以て、百八足と爲るが如き、以て見べし、故に知
 る、八線等の教法も、彼の月氏等より傳たること必せり、と云へり、實に然るべし、
 さて中印度特爲詳正、詳調和雅、與天同音云々と有れど、唐比丘の玄奘が耳にて、天と

同音なりしと、聞得けむこと、信かたじ、然るは西戎國は、印度に勝りて、言語音聲の道
 胡亂しく、梵籍を音譯せる趣の、甚拙く笑ふに堪たる音譯の多ければ、其の天音と同
 しと思へるは、己が國にて、和雅清亮と心得たる、音聲にこそ有れ、其はた眞の天音に
 よりて律すれば、非ぬ訛音にぞ有りける、

此は師の漢字三音考、字音仮字用格あどを見て、辨ふべし、眞の天音を、相續し傳
 ふる國は、皇國を除て、大地中に有ることなし、次には印度なれども、上に辨ふる如く
 後には甚く亂れて、正音を失ひ、次には於蘭陀を始め、西洋の諸國には、正音を交へ
 傳へたる國も有れど、唐戎はむげに、音聲わろき國ありかし、

また玄奘比丘は、中印度の音聲を、かく稱たれど、字記なる、般若菩提が説にては、上に
 引く如く、南印度を、摩醯首羅、大自在天の文を祖承せるにて、正ありとし、中印度をば、
 兼以龍宮之文、有與南天少異、と云て、然しも稱ざるをや、

龍宮の文を兼以ふと云ふにつきて、種々腐説あれど、其は彼の古文に、侏離迫率あ
 る音字を物して、交へ用ふる事を始めたる徒の、人に信を起さしめむと欲して、寓
 託せる説と聞ゆれば、今論ふに足らず、

さて競超澆俗、莫守淳風とある、是ぞ總て蕃國の惡風俗なる、抑かの古悉曇十四音の